

イングランドの法文化と法学教育

——法律専門家育成のための大学法学教育再考の Plea——

齋藤

彰*

目次

- 一 はじめに
- 二 法律家文化と法律学教育・連合王国からの示唆
 - 二・一 イングランドの法律家文化
 - 二・一・一 特殊職業文化の強固な支配
 - 二・一・二 行政権力からの文化的独立
 - 二・二 法律家二元制の伝統について
 - 二・二・一 バリスタ Barister
 - 二・二・二 ソリシタ Solicitor
 - 二・二・三 バリスタとソリシタ・専門家集団の職域をめぐって
 - 二・三 司法制度と法文化の概観
 - 二・三・一 司法制度概観
 - 二・三・二 イングランドの裁判所について〔チャートNo 1参照〕
 - 二・三・三 裁判官

イングランドの法文化と法学教育

- 二・四 法学教育〔チャートNo 3参照〕
- 二・四・一 法学教育と法曹資格認定について
- 二・四・二 大学における法学教育
- 二・四・三 職業的教育段階
- 二・四・四 実務研修について
- 二・四・五 大法官法学教育及び行動助言委員会提案 ACLBC の新スキーム〔チャートNo 4参照〕
- 三 イングランドにおける法律家文化養成の中心としての大学法学部の役割
- 三・一 法律家教育の唯一の共通基盤
- 三・一・一 判例法システムにおける基本的職業技能の習得と法律家文化
- 三・二 第三の法曹としての「大学法律家 University Lawyers」の登場
- 三・三 大学法律家・とくに実務との連携について
- 三・三・一 新参としての大学法律家
- 三・三・二 大学における研究・著作活動
- 三・三・三 判例・制定法についてのコメント
- 三・三・四 重要性を増す研究活動と役割の変化
- 三・三・五 実務との研究上の連携の進展
- 四 おわりに
- 五 参考文献一覧
- 五・一 外国語文献
- 五・二 報告書
- 六 本文説明用チャート (No 1～No 4)

一 はじめに

本稿は、連合王国において二年間に渡る在外研究期間を与えられた一法律学教師が、大学法学部における法学教育の役割を再考するために、イングランドの状況を展望したものです。本来はある具体的な講演を予定して書き始めましたものですが、執筆の段階で当初の予定を越えて非常に長いものとなってしまいました。その理由は、主として、できる限り具体的に、そしてある程度包括的にイングランド法の状況を説明しようとして、情報を多く盛り込もうとしたことによります。事実状況を詳しく伝えたかったのは、そのことにより議論の具体的な基盤を設定し、問題意識の共有を少しでも推し進めることができればと願ったからに他なりません。本稿は、主観的には日本の大学法学部教育を振り返って書いたものですが、日本の法学教育の現状について詳細な分析を加える作業は別稿における課題とします。法学教育に携わる人達だけでなく、法律実務家の方々や法学部で学ぶ学生諸君にもぜひ読んでいただきたいという気持ちで書きました。できる限り読みやすく分かりやすいものとするように努力しましたが、それがうまく果たせているかどうかは読者諸兄の厳粛な評価に待つかありません。¹⁾

イングランド法システムをなぜ考察の対象として取り上げるかについて若干説明をいたします。まず、イングランドでは大学法学部教育は、日本と同様に高等学校に相当する教育機関を卒業した学生が学ぶための学部教育レベルに位置付けられていることが重要であると考えました。アメリカ合衆国のロー・スクールのように大学院レベルのものではありません。講義と試験を中心として行われる教育方法も日本の大学における学部教育とよく似ています。さらに、国家の規模や仕組みが比較的日本に近いということもあげることができるでしょう。アメリカ合衆国のような連

邦国家ではないため、司法制度の規模を比較するうえで共通座標が見出しやすいということもいえると思います。さらに、イングランドは明治以来日本の法律制度に多くの影響を与えてきた国の一つであり、最近日本の司法改革をめぐって議論が高まってきている「法曹一元」制度の母国とされている点も注目に値します。

しかし、イングランドで行われているのと同様のことを日本で行えるかについては、さらに多くの検討を要するとはいうまでもありません。法文化、そして本稿の関心に即していえば法学教育は、それぞれの社会の特性とうまく調和を保つことによつて、はじめて瑞々しい生命力を獲得することができるものであると筆者は考えています。したがつて、以下の考察は、日本の大学法学教育の未来を考えていくために一つの基礎資料を提示するための作業にすぎません。そこから何を汲み取つていただくかは、読者の方々のご判断にお任せしたいと思います。

二 法律家文化と法律学教育…連合王国からの示唆

以下ではイングランドにおける法律文化について考察してゆきます。社会の中において法律が重要な役割を果たし続けていくには、それを社会における文化の一面にとらえる必要があります。強靱な法文化とは、それを健全に維持するための様々な要素の複合体です。常にあらゆる側面からその健康状態をチェックし、全体とのバランスにおいて細心の注意を払いながら適切な治療を日々行つていくことによりその維持がはじめて可能となります。そしてそれが激しい社会状況の変化の中にあつて同一性と継続性を維持していくには、常に、さらに高度なものへと成長していく余力とバイタリティを確保しておく必要があります。EUの風にさらされ市場原理の波に洗われながらも、イングランド法文化は現時点で自らを健全であると宣言するだけの自信を維持しています⁽²⁾。しかし、その意味を正確に理解す

るには、そのために人々が日々どれほどの努力を払っているかを見定める必要があります。また、私達が現実的な示唆をそこから汲み取るためにはその生体としての全貌を視野に入れていかなければならないことは明らかです。

そうした意味では、大学法学部もその文化の一部を担うものすぎません。イングランドにおいて大学法学部に与えられてきた役割と、これからの発展に向けて果たしていかなければならない課題とを正しく理解するには、やはり法文化全体を見ていく必要があります。そのため、以下の考察は広い範囲をカバーする総論的なものなってしまうました。個別的な問題意識に引きずられて深入りしているところもあれば、もの足りない分析しかできていないところもあると思います。しかし、私の問題意識の出発点が以上のようなものであることを御理解いただいた上で、読み進んでいただければ幸いです。御指摘をいただいてより有益なものにするため何度も手を入れて行きたいと思えます。

連合王国の人口はイングランドが約四千九百万人、ウェールズが三百万人、スコットランドが五百万人、北アイルランドが百六十万人です。連合王国が全体で六千万人以下です。いわゆるイングランド法が適用されるイングランド及びウェールズだけで日本の弁護士に相当する法律実務家（パリスタが九千名、ソリシタが八千七百名）が十万人近くもいます。現在、わが国の弁護士は一万六千四百名、裁判官、検察官を含めて二万一千四百名程度です。つまり、イングランドは人口比にして軽く日本の十倍以上の法律家を有していることになりました。これだけの法律家が食べて行けるだけの法律業務が存在しており、それを訴訟社会と評することも可能でしょう。しかし、日本で訴訟社会という言葉を用いる時には、マイナスの意味が込められているのが普通です。つまり何でも訴訟沙汰にされる社会は好ましくないという意味です。しかしその一方で、日本人は権利意識に乏しく法文化が社会に浸透していませんのでそれを改善する必要があるということがいわれます。そしてその原因の一つは日本において法律実務家の数が少なく司法制

度が身近に感じられないからであるという指摘も頻繁になされます。司法試験改革はこの後者の見解に基づくものといえます。

しかし、注意を要することは、訴訟社会へと進展していつている社会は、それを政策的に推進しているということです。決して自然の成り行きだけでそうなっているわけではありません。例えば九七―九八年の一年間において、イングランドは一六億ポンド(約三六〇〇億円・一ポンド二三〇円換算)を法律扶助に投入しています。そのうち、民事訴訟に七億三千万ポンド(一六八〇億円)、法律的助言及び補助に三億ポンド(六九〇億円)を使っています。確かに、現在法律扶助に予算が割かれ過ぎていくについて見直しがなされています。しかし、訴訟の社会における役割を縮小させようという単純な発想はみられません。訴訟はイングランドにおいて社会福祉の一環であり、権利を侵害された状況にある人を救済するための非常に重要な社会的道具として明確に推進されているといえます。日本の民事法律扶助の国庫負担額は九七年において四億三千万円程度で、イングランドの状況と比較すること自体ほとんど不可能といえます。⁽⁴⁾こうした視点なしに、訴訟社会は好ましくないという議論をすることは、それが論理的でないだけではなく、非常に危険であるとさえ言えるでしょう。

二・一 イングランドの法律家文化

二・一・一 特殊職業文化の強固な支配

イングランドでは、乱暴な言い方をすれば、そもそも三権分立自体が制度上は必ずしも明確ではないように思われます。

司法と立法の区別は、それ自体がそもそも大陸法的発想とすべきかもしれません。イングランド法の中心部分を形成するコモン・ローは判例の集積ですから、大陸法でいうところの司法と立法の区別自体が本質的に不明確です。コモン・ローの法体系において議会による制定法は、基本的には、個別的な事項に対して判例法の例外を定めるための断片的な法律ですから、議会の方が裁判所の上に立つという考えさえ必ずしも自明とは言えません。そもそも、裁判所の歴史の方が現在の連合王国の議会の歴史や連合王国そのものの歴史よりはるかに古く、その伝統を現在まで受け継いでいます。三権分立が国家の枠内での権限分掌の制度とすれば、イギリスの裁判制度は必ずしもそうした合理性に基礎を置いているわけではなく、むしろ長い歴史の様々な段階の中でかなりうまく人々の権利を守る役割を果たしてきたことへの評価が、それを支える強固な信頼を築いているといった方が正確かもしれません。論理的ではなく経験的です。連合王国の人々は、ヨーロッパの中ではめずらしく、論理性を最優先には考えていないように見えます。だから、論理にあおられて極端へと走ることが少なく、論理的に筋が通っているように見えるが過激な結論をもたらすという類の議論を嫌います。

イングランドの最高裁判所は貴族院 House of Lords です。貴族院はその名の如く議会の一部ですが、その中に司法的な役割も取り込んでいます。実際に裁判に関与するのは法律の規定に従って選任される通称 Law Lords とよばれる人達で、そのトップが大法官 Lord Chancellor です。Law Lords (以下、貴族院裁判官) は、実務経験が一五年以上ある優秀なバリスタの中なら、大法官の助言により女王が任命します。貴族院裁判官は終身の貴族としての身分を取得し、議会としての貴族院の一員として議決にも加わります。大法官は、議会としての貴族院の議長、閣僚、そして司法部のトップを兼ねるといふ大変な地位であり、総理大臣の助言により女王が任命します。公式の資格制限

はありますが、歴史的に全てバリスタの資格を有する者から、そして多くは貴族院裁判官の中から選ばれてきました。貴族院は約一二〇〇名もの貴族からなりますが、実際に議決に加わるのはその五分の一ほどといわれ、また議会としての権限は縮小されてきています。

昔からの制度を壊さずに、実質を何度も見直しながら修正を加えて使い続けていくというのが連合王国の流儀です。これは建物の使い方などからも良くわかります。だから、外見が時として非常に時代遅れにみえることがあります。人間のもっている名譽欲や伝統の持つ感化力を、制度の質を維持向上させるために非常に巧みに利用しているように見えます。こうした人間というものの特性をしっかりとつかみ、それを制度の中にきめ細かく取り入れていくことの巧妙さにかけて、連合王国は傑出した文化を有していると思います。

古いものを、細かく手を入れていつまでも大切に使うというメンタリテイは、現在でも連合王国の人々の生活の中に強く生きています。実際に彼らは頻繁に非常に細かく制度を見直し、微調整をどんどんと加えて行きます。⁽⁵⁾ そうした意味では、日本的な「古いものを好む」という感覚とは違っています。回顧的・反動的というよりは、むしろ経験を無駄にせず実践を重んじる考え方の頭れととらえた方が理解しやすいように思われます。古いものを社会が変化する中で機能させ続けるには、不断の手直しが必要とされるのが非常にしつかりと認識されています。古いものがうまく機能しなくなった時にゼロからの再出発を企図するよりも、これまで蓄積してきた知恵を継承しながら改善策を構じて行こうと考えます。現実についての認識度の高さと、それを操作することへの自覚性の強さが、社会の急激な変化の中で連合王国的な文化が比較的うまく保存されている根本的な理由であると筆者は考えています。

司法に関しては、ほとんど完全な法律実務家(特殊職業集団)支配が成り立っているのが連合王国の特徴だと思

ます。これは、裁判官及び法曹の選任から将来の法曹の教育などにまで広く及んでいます。また、制定法に關しても、大法官の實質的な発言力がかなり大きいので、司法及び立法を通じて法曹集團の力が覆っているように見えなくもありません⁽⁶⁾。衆議院 House of Commons が頑張らない限り、むしろ司法（法曹集團）に権力が集中し過ぎてという印象さえあります⁽⁷⁾。現在、連合王国の法学教育の基本は大学を中心に行われますが、法曹団体による資格審査との關係で、法曹団体の主導によってカリキュラムが大きく影響を受けます。法曹団体が、大学の法学部教育に対して、法曹教育としての基準を満たすものであるか否かを評価します。

法曹という職業集團は連合王国では歴史的に培われた強烈な伝統と自治能力をもっており、その歴史的に証明された能力の高さが、社会が有する司法への信頼と非常に強く結び付いていることは明らかです。最近、大法官である Lord Irvine が法律家の社会的評価がどんどん下がってきていると警告しましたが、それでもアメリカ合衆国に比較すれば非常に尊敬されると指摘されています。連合王国において医師、教師、法律家などのいわゆる専門家は、動搖は見られるものの、社会的にまだ非常に尊敬されていると差し支えないと思います。

連合王国で、法律は社会コントロールの道具としてかなり割り切つてとらえられています。実際に社会において機能しなければ、制度はもとより法理論も、基本的には意味がないというのが根強い見方です⁽⁸⁾。大学で法律問題について議論する際に「君の意見は論理的 theoretical だ」といわれたならば、批判として受け取つた方が間違いが少ないと思います。たいていは、実践を視野に入れず抽象的な議論しても仕方ないという意味です。だから、極端にいえば、大陸法という法学者は連合王国には基本的にはいないことになります⁽⁹⁾。

法学部教授は基本的に教師であり、その主たる業務は将来の法曹を健全に教育することです。そして、そのための

教科書や教材を用意することです。教科書は判例法を整理してわかりやすく説明するものであって、決して自説を展開するためのものではありません。だから、連合王国の教科書は、判例や制定法の変化を取り入れるために頻繁に改訂されアップ・トゥ・デートに保たれますが、読み物としては基本的にあまり面白くありません。

最終的な第一次的法源は判決そのものです。⁽¹⁰⁾ 英米法システムはコモン・ロー・システムとも呼ばれますが、コモン・ローとはこうした裁判所の個々の判決の蓄積からなる判例法を意味します。判決においては、個々の裁判官が名を明らかにしてどうどうと自説を展開し、特に最近では将来の法発展のための大胆なプランさえ提示します。だから、読んで面白いのは判決です。⁽¹¹⁾ 大陸法系システムでいう法律論文に匹敵するものがあるとすれば、学者の著作ではなく、むしろ判決の方がそれに近いとさえいえます。裁判官となって判決を書く地位につくことこそが、コモン・ローの形成に直接参加することであり、名実ともにイングランド法システムの頂点に立つことです。判決は多くの人々に何度も読まれ、たとえ反対意見でも、これからの法形成に影響を持ち、未来の法曹に影響を与えます。その意味では、学者の書いた教科書・体系書は、結局はアンチョコに過ぎません。(もつとも決してそれが不要だというつもりはありません。) だから、イングランド法の粋は判決の中にあります。これが日本でまだ十分に理解されていない点だと思います。説明がわからないのではなくて、感覚的に理解できないのです。

最近では研究者としての大学法律家の地位がかなり向上してきているのは明らかです。しかし、裁判官が依然として主役であることに変化はありません。イングランド法の伝統において、判決は、その事件の解決に直接関係する理論である (ratio decidendi) と呼ばれる部分と、それ以外の単なる意見の表明にすぎない (obiter dictum) とに区別され、前者のみが先例として拘束力を持つとされてきました。しかし、先例拘束の緩和と、欧州連合法の進展や特に

欧州共同体裁判所の判例の影響により、判決のスタイルにも一定の変化が顕れてきました。最近の判例の中には *ratio decidendi* と *obiter dictum* がはっきりせず、事件の解決を大きく踏み越えた大構想を展開することを目的としているとしか思われない判決もあらわれてきています。⁽¹²⁾ また、貴族院の判決においてさえ、まるで学術論文のように、最新の学説が参照されているものが目につくようになってきました。これは、ここ十年ほどの出来事であるといわれています。時代の急激な変化による複雑な法律問題の発生と、将来を先取りした構想を描くことの必要性が、裁判官をして学説を研究するというこれまでそれ程なされていなかった作業へと向かわせており、大学法律家の研究活動が注目を浴びてきているということは確かです。しかし、裁判官がますます研究者的側面を強化しながら更にスケール・アップしてきたと見ることも十分可能です。⁽¹³⁾

二・二・二 行政権力からの文化的独立

司法部のトップである大法官は総理大臣により内閣の一員として任命されます。しかし、伝統的に必ず法律実務家の階層から出てきた者がなります。⁽¹⁴⁾ 大法官は行政と司法の中間に立つ極めて微妙な地位といえます。しかし、それまでの長い法律実務家としての生活の中で身につけてきた法律家文化の薫陶が、行政権力からの司法の独立を最終的に守っているように見えます。裁判官の政治的な中立性についても最近批判がなされています。しかし、明らかに指摘できることは、法曹はいわゆるキャリア・システムの中で動く公務員や選挙で選ばれる政治家とは明確に異なつた、物の見方、考え方、感じ方をする、つまり独立した異なった文化の中にいるということです。大法官をトップとする裁判官も、法律実務家という伝統的に高い地位にある特殊職業集団全体を覆う独自の文化に守られているともいえます。これこそが、連合王国において司法の独立を最終的に保証するものだといっても過言ではないでしょう。

そうした法曹文化の特に行政からの独自性を示す例として、私の印象に残っている限りで、ごく最近の例を紹介致します。

それは Interest Rate Swap Contract と呼ばれる契約に関するものです。こうした契約を地方自治体が銀行等の金融機関と締結することが頻繁に行われました。それがどのような契約であるかを説明しましょう。例えば、West Deutsche Bank 事件⁽¹⁵⁾の事実は次のようなものでした。一〇年間に渡る元本二千五百ポンドについてはその元本額を銀行と地方自治体が相互に貸与するという想定で、銀行と一〇年間定額の例えば年七・四三%の利率に従って計算した額を半年ごとに払う約束をし、地方自治体はその時々⁽¹⁶⁾の市場金利に従って計算された利息を同時期に利息を支払う約束をします。こうした契約の目的は最終的な清算を見積もって、かなり多額の upfront payment と呼ばれる前払い金の支払いを地方自治体を受けることにより当座の資金を得ることにありました。この事件では、二千五百万ポンドが銀行より支払われました。そして最終的な清算は一〇年後になされることとなります。こうした契約は、実質的には利率の交換というテクニックを利用して前払い金を借りることであり、市場金利の状況によってはそれを返済する必要がなくなることもありえるという、かなり射倖的な性格のもです。八〇年代に連合王国の地方自治体の多くがこうした契約を金融機関と締結するという事態が発生しました。

しかし、こうした契約は一九九二年の貴族院によって地方自治体の権限逾越 ultra vires であり、無効であるとの判断がなされました。その社会的インパクトは大きく、この判決を受けて、多くの銀行が逆に地方自治体に前払い金の不当利得による返還を求める訴が多く提起されました。そして、例えば返還に際しての利息の計算の仕方などの具体的で細かな論点をめぐってさらに多くの裁判が積み重ねられ、個別論点についても貴族院判決がさらになされると

いう事態が現在まで継続しています。こうした事態の收拾のための訴訟に用いられる社会的コストは莫大なものといえます。しかし、利率交換契約自体を無効とした貴族院を非難する声はほとんど聞こえません。具体的問題を解決するためにさらに訴訟を重ねる銀行の姿勢についても同様です。法律に従い、訴訟を用いてこうした問題を調整していくという方法は、広く社会に定着していません。

内国歳入庁が制定法にもとづき制定した規則に従って任意の支払いがなされた税金について、その規則を無効であるとして返還を求める訴訟が私企業により提起され、その請求が貴族院によって認められるという事件も最近ありました。行政をチェックするために司法が独自の立場から実質的な権限を行使していくことは、行政が積極的な役割を果たしていくことが要求される現代社会において、市民の権利を保障するために欠くことのできないものというべきでしょう。市民が行政と対立するという、本来非常な危険性を伴う場面であればこそ、司法の独自性とその判断を尊重しそれに従って淡々と調整を行なう社会の「discipline」がつけが必要とされるといふべきかもしれません。時として、それは非常に非効率でコストの高いものに見えることがあるのは事実です。しかし、そうした現実力をもった司法による制度的保障が社会全体において果たす有形無形の効用を見くびるのは逆に非常に危険であるともいえるでしょう。

裁判所は、その判決が如何に実務上の混乱を引き起こし、社会がその判決に沿うような調整を行うことに如何に多額の費用を要しようとも平然と判決をし、またそれを当然のこととして受け入れるイングランド社会を見ることができるとに思います。法律が社会において与えられている地位を知る意味で興味深い出来事であったように思います。

二・二 法律家三元制の伝統について

現時点において、法律家の三元制、すなわちバリストとソリシタという二種類の法律家を認める制度を将来においても維持していくことはイングランドにおいて確定しているとみて良いと思います。⁽¹⁶⁾

バリストをイングランドの法律家の原形とする見方に正当性があることは確かです。しかし、今日の状況においてもう一つの法律実務家であるソリシタの影響力を無視することはできません。ソリシタは九六年七月現在開業 *Practising Solicitors* を行っている者が約五六〇〇〇人(資格を有する者: 八七〇〇〇人)⁽¹⁷⁾です。バリストは九六年一〇月現在イングランドで開業しているものが約九〇〇〇〇人であり、そのうちQCと呼ばれる勅撰弁護士が九〇〇名程度です。⁽¹⁹⁾そして二五〇〇名程度は軍、地方自治体、政府、法律ファーム等の組織に雇傭されています。⁽²⁰⁾数が増加したとはいえ、バリストは人数的にソリシタの一〇分の一です。ソリシタはロンドンのシティの大ファームに代表されるように最近では独自の職域をどんどん広げています。例えば国際的な巨大契約に見られるように法律的方法是異文化間のビジネスを円滑に進めるために必要不可欠なインターフェイスとなってきました。また経営戦略として法的技術が日常的に駆使され、さらに予防法学の必要性が認識されるなどの状況の進展により、訴訟と直接に関連しない法律業務が急増しています。法律業務は紛争という負の側面をカバーするためだけではなく、それ自体がプラスの価値を産み出す積極的役割を担ってきていることが、連合王国にいてはつきりと感じられます。法律的方法が様々な場面で多用される社会は伝統的に訴訟社会と呼ばれてきましたが、法律的方法を必ずしも訴訟中心に考えず社会における様々な関係を規律するための積極的な手段として用いるという意味で「法化社会」⁽²¹⁾と呼ぶ方が適切だと思えます。そうした場面を受け持つのがソリシタであり、ソリシタはますます活気と魅力に満ちた職業として注目を集めてきています。

高品質の法律家の量産という意味でも、イングランドの法律家のレベルを底支えしているのはソリシタであるといふべきでしょう。したがって、バリスタと同様に、ソリシタの状況を分析することが、私達に価値ある情報を与えてくれることは間違いありません。

ソリシタとバリスタは、表面的・形式的にはバリスタの方が上位にあるとされますが、どちらが法律的に優秀な人間を集めているのかについての判断は容易ではありません。両者の関係は連合王国の医療制度におけるGP (General Practitioner) と呼ばれる一般医と Consultant と呼ばれる専門医の關係に例えられることがよくあります。⁽²²⁾ 連合王国は、必ずGPを経なければ専門医にはかかれぬシステムを採用しています。両者はどちらも正規の資格を有する医師ですが、異なった相補う技術を持っています。ソリシタはGPと同様に、市民に対する窓口となります。クライアントと面談をして、彼の抱えている問題がどのようなものであるかを見つけたし、その問題についてのすべての情報を集め、ノートを取り、問題全体の正確な把握を行います。そして、それが容易に解決できる場合には、自分自身で処置を行います。もしそれが複雑で手におえない場合には、専門家であるバリスタの Second Opinion を求めます。つまり、バリスタはソリシタの依頼によって仕事を引き受けます。⁽²³⁾ それは、バリスタに専門的な意見(特に訴訟を行えばどのような判決がなされるか) についてアドバイスを求めるという場合もあれば、さらに進んで具体的な訴訟提起の手続きを依頼する場合があります。

ソリシタの方が概して一般的な法律知識は豊富であるとされているのは、こうした日常業務の性格からくるものだといえそうです。大学教授がバリスタの資格を有するのはこれまでも珍しいことではありませんが、ソリシタ出身の研究者の活躍も目立つようになってきました。商事法の世界的な研究者であるの Roy Goode⁽²⁴⁾ や、イングランド及び

コモン・ウェールズ諸国の判決において頻繁に引用される国際私法の体系書である Dicey & Morris の現在の代表編集者 Lawrence Collins ⁽²⁷⁾ などです。二人とも非常に注目される超一流の研究者です。

これに対してバリスタはそれぞれに得意の分野をもった一匹狼であり、基本的に一人で活動します⁽²⁶⁾。パートナーシップを結ぶことは許されていません。法廷での弁護活動を行うのが主たる業務⁽²⁷⁾ですから、弁舌爽やかで頭の回転が早いことが要求され、ソリシタになるのとは若干異なった適性が必要です。

バリスタとソリシタの関係において非常に注目すべき点は、両者が癒着することが構造的に起こりにくいことです。両者が同じファームに属することはできず、異なった職域と職業文化の下におかれていることは基本的に重要です。しかし、それに加えて、バリスタが専門家であり、かつ依頼を受けたら時間が許す限りそれを断れない慣習が確立しています⁽²⁸⁾。バリスタは専門分野を有するので、様々な法律業務を扱うソリシタが常に同じバリスタに仕事を依頼することは現実的に不可能です。また、バリスタは誰からでも依頼を受けるので、顧客の希望を考慮して面識はないが評判の高いバリスタに依頼するということも容易です。さらに、現在でもバリスタがソリシタと直接に支払いについての交渉をすることはマナー違反であり、バリスタの Clerk が支払いについての交渉を全面的に引き受けていることも、實際上極めて重要な点⁽²⁹⁾です。こうした結果として、ソリシタとバリスタが癒着するという事態に陥ることが巧みに回避されています。こうした人間間の関係の操作と制度設計において、ブリティッシュは舌を巻くほど巧みだと思えます。

そして、こうした制度化された制約は、イングランド司法制度にとって実にかげがえのない役割を果たしています。バリスタは様々なソリシタから依頼を受けることにより、一つの利益を代表することが不可能となります。例えば税

法を専門とする一人のバリスタが、ある訴訟では政府（内国歳入庁）を弁護し、その直後の訴訟においては逆に納税者を弁護するということがごく普通におこります。バリスタはその職務の中で様々な立場から問題を見る習慣を自然と身につけて行きます。そうした職務の特性によって学んでいく中立性・公平性が、将来、裁判官として活躍するための重要な訓練として役立っていることは疑いありません。上級裁判官をバリスタから選任すること、すなわち「Bar と Bench の一体性」が非常に重視される主たる理由の一つは、この点にあります。

両者は出身階層にも歴史的に見て若干の違いがあるとされています。バリスタは Upper Middle Class 及び Upper Class の出身で、Oxbridge⁽³⁰⁾の卒業生が典型的なイメージとされているのに対して、ソリシタはそれより下の階層出身者が通常とされてきました。しかし、この状況は今日かなり変化をきてきています⁽³¹⁾。

二・二・一 バリスタ Barrister

バリスタの総称を Bar と呼びます。バリスタの収入の四〇％は法律扶助 Legal Aid から来ているといわれています⁽³²⁾。バリスタはロンドンの王立裁判所 Royal Court of Justice 周辺に四つある Inns of Court⁽³³⁾のどれかに必ず属さなければなりません。Inn はオクスフォード大学の各コレッジにも似た施設であり、ゆったりとした中庭をもつ立派な歴史的建物からできています。各 Inn は今日でもバリスタ養成教育の一環をになうとともに、バリスタに、チャンパーと呼ばれる事務所、図書館、食堂などの施設を提供しています。バリスタや裁判官、そしてバリスタになることを目指す学生との交流はこの Inn を中心として展開されます⁽³⁴⁾。バリスタは、現在でもパートナーシップを結ぶことは許されていませんが、チャンパーという事務所において複数のバリスタが共同で Clerks を雇い、様々な施設を共同で利用します⁽³⁵⁾。しかし、各バリスタは独立して職務を行い収入も独立採算で、各自が収入の中からチャンパーを維

持する費用についての自己負担額を支払います。チャンパーはバリスタ志望者とその職業的訓練の最終段階である Pupilage と呼ばれる一年間のオン・ザ・ジョブ・トレーニングを提供する単位母体となり、Pupil と呼ばれる志望者に資金的な援助を行うことも一般的になってきています。

バリスタの上位グループである QC の収入は平均で二五万ポンド (約五七〇〇万円)、最高で一〇〇万ポンド (一億三千万円) を越えるといわれています⁽³⁶⁾。少し前の数字ですから、景気が良くなった現在においてはこれをかなり上回るものと思われます。

しかし、こうした派手な側面はありますが、バリスタは実際には意外にも非常に若い人が多く、少し前の調査では七〇%が四〇歳以下であるとされています⁽³⁷⁾。また、七九年に行われた法律業務に関する王立委員会の調査によれば、バリスタ全体の平均年収はソリシタよりも低いとされています。さらに、バリスタが自営業であることを考えれば、経済的にも常に恵まれた職業とはいえないよう⁽³⁸⁾です。

養成教育においても、歴史的に見て常にソリシタの方が厳しい要件を課されてきたといわれており、現時点においても開業ができるまでの教育期間の年数はソリシタの方が一年余分にかかります⁽³⁹⁾。

しかし、バリスタ (とくにその上位グループである QC)⁽⁴⁰⁾ は、イングランドにおいて非常な社会的尊敬を集める高等法院以上の裁判官 (以下、上級裁判官) 及びその他の社会的な要職の主たる供給源であり、これは制度が変わっても急には大きく崩れそうにありません。一部の成功者の桁外れの収入とも相俟つて、今日でも非常に「魅惑的 glamorous」な仕事であることに変わりはありません⁽⁴¹⁾。QC になることを (take silk) といいます⁽⁴¹⁾が、それは絹のガウンをまとうことを許されるからです。バリスタは伝統的にかつらとガウンを正式の服装としていますが、現在でも

若いバリスタの大半がこの伝統的な衣装を支持しています。⁽⁴²⁾

QCが高等法院以上の裁判官の主たる供給源であることはこれからも変わらないであろうと予測されています。QCとその下のジュニアと呼ばれるバリスタの具体的な違いは、主として職務内容にあります。QCは裁判所における重要な事件の法廷弁護に集中し、それ以外のペーパー・ワークはほとんど行わなくなります。⁽⁴³⁾ また、今日でもほとんどのQCは法廷弁護を担当する時に、仕事の補助をするもう一人のバリスタを雇うことを好みます。⁽⁴⁴⁾

現在でも多くのバリスタは、そしてQCに関してはそのほとんどが、ロンドンのInns of Courtかその周辺に事務所を構えています。⁽⁴⁵⁾ 彼らは比較的の小人数であり交流の機会も多く、仲間意識を持ち、伝統的な職業文化への同化が強く要求されます。その仲間意識及び文化は、当然にその職業集団の成功者である高等法院以上の裁判官をも包含し、裁判官はその文化に強い影響力を持ちます。上級裁判官のリクルートがこうしたバリスタの集団の中で行われることがイングランドにおけるBarとBenchの⁽⁴⁷⁾一体性です。

それでは、日本的な発想でいえば、ある意味で特権集団である彼らが、団体主義に陥らないかが当然問題になります。しかし、Atiyah⁽⁴⁸⁾の指摘によれば、「そうした集団への帰属意識を強く要求されることがかえって「逆説的ではあるが、個人的価値観への確信を鼓舞することになる」⁽⁴⁹⁾とされます。バリスタ同士は紳士として互いを対等に扱い、仕事の上では完全に独立しており、前述したように制度的に社会的な一方の利益だけを代表することにならないことにより、中立・公平な立場がうまく確保されています。そうした制度及び文化が彼らを単なる利益集団に墮することを防ぐ最低限のものを確保しているように見えます。そして、おそらく最も大切なことは、バリスタを職業として選ぶ若者達が、ある意味で自己顕示欲と名誉欲が強いが、個人主義的で独立心に満ちた人々であるということであり、そ

れがバリスタの文化的基礎を裏打ちしていると思えます。

バリスタを社会的に強い独自性を持った少数の者からなる特殊職業集団として確保しておくことは、司法部の長官である大法官が直接に目の届く範囲において実質的に上級裁判官の人選を行うことを可能にするという役割を果たしてきました。そして、その結果は、実際に連合王国の裁判官達が歴史的に非常に高い質を維持してきたと誇示するに値するものです。⁽⁵⁰⁾ バリスタが知的・法律的レベルにおいて最優秀の人達だけを常にピックアップしてきたということは必ずしもいえないにもかかわらずです。

しかし、そうなると裁判官の実質的な任命権を有する大法官を頂点として人脈支配が生まれそうですが、それもある程度制度的に回避できるしくみがあります。上級裁判官は永久在職権があるので、一旦任命された後は、たとえ大法官でも直接の影響力を行使することはできません。さらに大法官の任命権は総理大臣が握っており、大法官自体はその内閣の一員として政府と運命を共にするので交代は政治状況によって頻繁になされる可能性もあります。大法官が、職業集団の中で高い評価を得てきた人達の中からではあるが、最終的には総理大臣によって選ばれるという制度が、司法を一つの派閥の独裁状態に陥ることを回避するための最低限の安全装置を提供しています。

「裁判所及び法律業務法 Court and Legal Service Act 1990」によりバリスタの高等法院以上における法廷弁護士権 the right of audience の独占は制度的に崩れ、一定の要件を備えたソリシタにもそれが認められるようになりました。しかし、これからもバリスタが基本的に高等法院以上の法廷弁護士であることには急激な変化はなであろうと予測されています。⁽⁵¹⁾ 連合王国の制度に関して誤解してはならないことは、制度の変更がすぐに全体的変化へとつながることを意味するわけではないという点です。先例拘束の緩和についても同様で、それは例外が認められたに過ぎず、現

在でも基本的に生き続けていることに変わりありません。

二・二・一・一 職業へのアクセス

Barのような自律性の強い特殊職業集団を考える時に、民主主義原理とはいったいどのような役割を果たすべきものなのでしょうか。そうした職業に適した人材が社会的な階層や人種・性別に関係なく、その職業にアクセスできる方法を整備するという意味においては、バリストという職業の民主化は着々と進んでいます。どのようにすればバリストになれるかについての情報には誰でも簡単にアクセスできます⁽⁵²⁾。法律家の職業案内の本を見て、Bar Councilに資料を請求すれば導入的なパンフレットが送られてきます。さらに詳しい情報が必要な場合の連絡先も容易に知ることができます。できる限り具体的な数字を示そうとする努力もはつきりと感じられます⁽⁵³⁾。また、奨学金等の情報やリクルートに関連する情報もこまめに改訂されており比較的容易に集められます。そうした意味で今日ではバリストはけっして「謎」にみちた職業ではなく、その適性を備えた者には広く道が開かれています。こうした情報へのアクセスを整備する作業に非常に精力的に取り組んでいるのが、様々な面において目立つ連合王国の特徴です。また、バリストになるための資金援助（日本でいう奨学金）も整備されつつあります⁽⁵⁴⁾。

より具体的な段階においては、主として大学法学部生に提供されるMini-Pupillageと呼ばれる入門的職業体験の機会が大切です。約一週間バリストのチャンバーに滞在して実際にその職業を理解するための研修を受ける機会です。大学での法学教育を終えた後にバリストの資格を得るために必要とされる「バー職業教育課程 Bar Vocational Course (BVC)⁽⁵⁵⁾」やPupillageへの申込みは、集中的にそれを取り扱う機関⁽⁵⁶⁾が設けられて、非常に透明性が高まりました。

女性の比率も、ソリシタの状況にはまだ及びませんが年々改善されてきており、六五年に四・六%に過ぎなかったのが九五年には二二% (ただしQCについては六・六%) となっています⁽⁵⁷⁾。九七年にBarの管理母体であるBar Councilに初の女性議長⁽⁵⁸⁾が誕生しました。

しかし、そうした一方で依然として伝統を守り「E」において先輩のバリスタ達と夕食を共にする機会を教育の一环として残しています⁽⁵⁹⁾。バリスタを際立たせる特質について次のような記述をBar Councilが作成した導入的なパンフレットの中に見出すことができます。

「バリスタとして成功するのに役立つ主要な能力が以下のものであることは調査により明らかにされています。職業的教育を受ける申請をする決意をするためには、こうした能力を証明する必要があります。しかし、より重要なことは、以下のリストの助けにより、Barが本当にあなたに適した場所であるか否かを決定することができるということでしょう。

- 知的能力
- 幅広い範囲の人々を扱う能力
- プレゼンテーションと弁護の技術、すなわち人前で意見を説得力を持って伝える能力
- 自己管理の技術、すなわち短時間に大量の情報进行消化し、長時間に渡るストレスや、厳格な締め切りや、非常に大きな責任を取り扱う能力。
- モティベーション⁽⁶⁰⁾」

二・二・一・二 Barの自治権について

Barは、現在でも議会による制定法によって規制を基本的に受けたくないという特権的な地位を保持しています。Barに関するルールの多くは行動基準 Code of Conduct という内部的な規則の形で定められるに止まります⁽⁶¹⁾。非常に強い自治性を持っており、開業の許可や懲戒についてはもちろん、資格認定とそれに至るまでの大学教育段階を含めた法律学教育全体をコントロールする第一次的な権限をも有しています。現在、「大法官法学教育及び行動助言委員会 (ACLEC)」の助言や、特に苦情処理については法律業務オンブズマンの監視を受けるようになり状況に若干の変化が見られますが、このことに基本的に変わりはないと言えそうです⁽⁶²⁾。

現在は Bar Council⁽⁶³⁾ という管理母体があり、バリスタの養成教育に関する事柄の決定や資格認定を行います。バリスタに関して苦情を申立てるための正規のルートは九六年になって初めて設けられました⁽⁶⁴⁾。現在でもバリスタは Negligence による責任を追求する訴訟からさえ免除されているとされます⁽⁶⁵⁾。懲戒についての権限は裁判官と Inn の評議会 Council of Inns of Court⁽⁶⁶⁾ が有しますが、第一次的には Bar Council の専門家行動委員会 Professional Conduct Committee (PCC)⁽⁶⁷⁾ に委任されています。調査し、問題ありとされれば Council of Inns of Court の懲戒法廷 Disciplinary Tribunal が開かれます。裁判官が議長をつとめ、一名の素人と三名のバリスタで構成されます。これらの手続は、九〇年の裁判所及び法律業務法二一条で定められた大法官によって選任される法律業務オンブズマンの監督を現在では受けるようになっていきます。

教育に関しては Bar Council が権限を持ちます⁽⁶⁸⁾。バリスタ養成教育については後述致します。Bar はバー職業教育課程 BVC を提供する Inns of Court Law School (ICLS) という学校を持っています。

二・二・二 ソリシタ Solicitor

ソリシタはバリスタと異なりパートナーシップを締結することができます。営業形態は、最近の傾向として個人開業と一人以上の大事務所に分岐してきているといえそうです。世界のビジネス・センターであるロンドンのシティには多くの大ファームがあります。⁽⁷⁰⁾ ビジネス関係の法律業務に関しては、法律家が多数集まって大きな事務所を作り作業を組織化し効率化する必要が強くなっています。こうした状況の変化に伴いソリシタの専門化も目立った現象になってきました。⁽⁷¹⁾ これと比較して、地方の事務所では、現在でも、正に法律家の一般医的な様々な法律的サービスが提供されています。

従来からソリシタの主たる収入源は Conveyancing と呼ばれる不動産譲渡に関する諸手続きであるとされました。⁽⁷²⁾ 制度改革により、この手続きのソリシタによる独占は廃止されました。⁽⁷³⁾ しかし、それとは無関係に、その後の不景気が主たる原因となり、その割合は減少したとされています。⁽⁷⁴⁾

イングランドでは、ソリシタに関して、日本のように地方ごとの弁護士会に登録するのではなく、ソリシタの管理運営母体である Law Society が一元的にソリシタの活動についての許可を行っています。開業しているソリシタは、毎年、実務証明書 Practising Certificate の発行を受けることが必要であり、その発行料は Professional Negligence の保険料が含まれます。⁽⁷⁶⁾ Bar が制定法による規律を基本的に受けないのに対して、ソリシタは一六〇五年以来、制定法による規律の対象となってきました。Law Society の権限と義務についても一九七四年のソリシタ法に規定があります。⁽⁷⁷⁾ その主たる規定は公共の利益のためのソリシタの業務水準の維持に関するものです。⁽⁷⁸⁾ 教育に関する事項についても、決定権を持ちます。⁽⁷⁹⁾

Law Society は Collage of Law という学校も運営しており、大学卒業後、各事務所においてトレイニーとして二年間の職業的訓練を受ける前に必ず終えなければならぬ、「法律実務課程 Legal Practice Course (LPC)」と呼ばれる一年間のスクーリングを中心とした実務教育のコースを各大学法学部等とならんで提供しています。意見を発表したり、ソリシタについての統計を公表したり、様々な出版物を刊行するといった社会的活動も目立ちます。また、Law Society's Gazette は広く読まれるイングランド法についての基本的な文献の一つです。

二・二・二・一 ソリシタの実務と懲戒

ソリシタの実務についての規律や懲戒を行う権限は Law Society にありますが、さらに控訴院民事部の長官である Master of the Rolls⁽⁸⁰⁾ が競合してこの権限を有します⁽⁸¹⁾。さらに最近では、こうした事項について大法官法学教育及び行動助言委員会の助言を受け、法廷弁護権や訴訟に関する実務については明文でその助言を尊重することが定められています⁽⁸²⁾。

ソリシタの実務における行動基準は「ソリシタ専門的行動案内 The Guide to the Professional Conduct of Solicitors」⁽⁸³⁾と Law Society の出版物により詳しく規定されています。

ソリシタの専門的不行跡 professional misconduct 及び不適切な専門的業務の取り扱い⁽⁸⁴⁾についての Law Society の権限は、「ソリシタ苦情事務局 Solicitor's Complaints Bureau (SCB) ソリシタ監督事務局 the Office for the Supervision of Solicitors (OSS)⁽⁸⁵⁾」に委任されています。九六年九月より SCB は OSS と改名されましたが、基本的な人材及び業務は同一であり以前と同じ建物で職務を行っています⁽⁸⁶⁾。残念ながら、OSS における手続を詳しく扱った資料が現在手元にないので、以下では SBC において採用されていた手続について説明致します。

専門家的不行跡とは専門家間において「不名誉な、または嘆かわしい⁽⁸⁷⁾」と評価されるような行為であるとされますが、全ての行動基準違反がそうなるとは考えられていません。不適切な専門家的業務とは、合理的に期待される品質を有しない業務の提供であるとされています⁽⁸⁸⁾。

ソリシタに対する苦情は、まず当該ソリシタに、そしてその上役であるファームのパートナーに持ち込まれてからでなければSCBにその処理を依頼することはできません。最初にSCBの登録係においてさらに考慮に値するか否かが評価されます⁽⁸⁹⁾。その段階を通過した苦情については、SCBの一次調査ユニットが、当該ソリシタが顧客ケア規則に従ってその苦情を扱ったかどうかを判断します。しかし、実際にはすでに顧客との関係が破綻していることが多く、そうした場合には両者を和解させる試みがなされます⁽⁹⁰⁾。和解はSCBのケース・ワーカ等が担当します。和解が成立しない場合には、ケース・ワーカはSCBの副事務局長に判断についての報告書を送り、たいいていの場合はそのケース・ワーカの見解が確認されることで終わりになるとされています⁽⁹¹⁾。

しかし、和解が成立せず、さらに問題を追求する必要があると判断された場合には、一次調査ユニットは専門家的不行跡についての問題であるのか、不適切な専門家的業務に関するものであるかを決定し、前者をSCBの行動ユニット Conduct Unit に、後者を専門家業務調査部門または評価部門へと送致しさらに調査がなされます。調査はソリシタのファイル等を含めた書類に関するものが中心です⁽⁹²⁾。専門家的不行跡の定義が困難なため間違った部門に送致されることもよくあるとされ、その点について法律業務オンブズマンが注意を促しています⁽⁹³⁾。行動ユニットへと送られた専門家的不行跡の疑いのあるケースはそこでさらに考慮され、そう思われる場合には裁定・抗告委員会の中の行動委員会、または副事務局長が第一次的決定を行います。さらに抗告を裁定・抗告委員会になすことができます。不

適切な専門家的業務についても評価部門を経てほぼ同じ手続に乘りますが、不行跡の場合にはそのことにつき「合理的疑いを入れない、beyond a reasonable doubt」の証明が必要とされるのに対して、不適切な専門家的業務の場合には蓋然性のバランスによる証明でよいとされています。⁹⁴⁾

不適切な専門家的業務が証明された場合には、次のようないくつかの処置が可能です。ソリシタへの支払いを減額する・過ちを修正するように指示する・一千ポンドまでの賠償を支払うように命ずる・SCBが指定する顧客の利益になるそれ以外の行為をおこなうように要請する。

専門家的不行跡が証明された場合には、次のような処置が可能です。勘定書の審査・顧客の利益を保護するための業務への介入・顧客またはその顧客の新しいソリシタのために特定のファイルを回収するための介入・実務許可書の発行の拒絶・トレイニー契約を結ぶことの禁止・ファームの投資ビジネス許可証の剝奪・手数料の公正さを評価するために例えば報酬証明書を得るなどの行為の催促・行動についての非難から裁定・抗告委員会への呼び出し及び委員長による譴責、等です。さらに、委員会は賠償基金からソリシタの不品行によって生じた損害を填補する支払いを命ずることができます。

ソリシタの登録の削除を求める場合には、SCBを通して、または苦情申立人が直接に一定の手続をとることにより、ソリシタ懲戒審判所⁽⁹⁶⁾に事件が持ち込まれることがあります。審判は二人のソリシタと一人の素人が構成するパネルによりなされます。⁽⁹⁸⁾もし苦情が証明された場合、審判は次の権限を有します。永久的または一時的な職務登録からの削除・五千ポンド未満の罰金・法律扶助による業務からの排除・譴責。さらに審判所はLaw Societyに対して不適切な専門家的業務についての手続が取られるべきであると告発することができます。審判に対しては、高等法院へ

の上訴が認められ、とくに法律問題については控訴院として貴族院への上訴が認められます。

さらに、高等法院、クラウン・コート、控訴院はソリシタを裁判所の職員 officer としての資格において、とくに訴訟手続中の不注意や不品行について賠償を命じる等の裁判を行うことができます。⁽⁹⁹⁾

二・二・三 バリスタとソリシタ…専門家集団の職域をめぐって

七九年に法律業務に関する Benson 王立委員会がレポートを発表しました。そのレポートでは次の三点が検討されていました。

- ・バリスタとソリシタの二元制は維持されるべきか。
- ・バリスタは法廷弁護権をこれからも独占すべきか。
- ・ソリシタは不動産譲渡手続業務をこれからも独占すべきか。

第一点についてペンソン委員会を構成する一五名は全員一致で二元制を支持しました。第二点については八対七という僅差で現状維持が支持されました。第三点については、一〇対五で現状維持が支持されました。八三年にはサッチャー政権によりペンソン委員会の勧告を受け入れる意見が表明され、当時の大法官であった Lord Hailsham も司法改革を行う意向はなく、状況は落ち着いたかに見えました。

しかし、八三年一二月に異変が起りました。ソリシタによる不動産譲渡業務の独占を廃止する法案が、消費者協会の後押しで労働党の国会議員である Mitchell 氏により衆議院に提出され、大方の予測に反して通過するという事態が生じました。そして、それに続くクリスマス休暇中に、大法官の見解に反して内閣は意見を変え、その法案を政府案とすることを決定しました。

この意見は八四年二月に表明され、Administration of Justice Act 1985としてついに制定法化されるにいたりました。その第二部において Licensed Conveyancer がソリシタと競合して不動産譲渡手続業務を行うことが規定されました。この制定法は八五年に Royal Assent を得て八七年にイングランド初の Licensed Conveyancer が実務を行うことが許可されました。

しかし、現実には、八七年よりもかなり前の段階から状況の変化が始まりました。当時、不動産譲渡手続業務の収入はソリシタの収入の半分を占めていたとされ、その独占が脅かされることは非常に強い危機意識を呼び起こしました。八四年十月には Law Society は、それまで制限されていたソリシタの宣伝活動を解禁しました。そして驚くことに、八五年一月にはそれまでの不動産譲渡手続の手数料がそれまでの四分の三から三分の二に引き下げられたとされています。さらに Law Society は、ソリシタが不動産エージェントと同様に不動産を売買することを認め、さらに会社を設立することを認めました。⁽¹⁰⁾ また、ソリシタが不動産エージェントやビルディング・ソサイエティと呼ばれる建物建設に融資を行う組織からの仕事を一括して引き受ける取り決めをすることは従来厳しく禁止されていましたが、八年にはそれまでできるようになりました。

さらに八四年の政府の決定を受けて、Law Society は Bar の上級裁判所における法廷弁護権の独占への攻撃を開始しました。伝統的に、二つの法律家間の関係は明確な職域の区別があり、信頼関係が形成されたこととされます。しかし、八四年三月に Law Society の評議会はバリスタの上級裁判所における法廷弁護権の独占の廃止を強く要求する決議をしたため、Bar の反感を買うという事態が生じました。それ以後、激しい応酬が双方でなされ、「刺々しく品格を欠く undignified」⁽¹¹⁾ ような状況に陥ったために、大法官 Lord Hailsham の助言により、Bar Council と Law

Society は共同の委員会を設立することになりました。この八六年四月に発足した委員会は、Bar から五名、ソリシタから五名、それ以外の独立の立場から五名を加えたもので、委員長は Lady Marre がつとめました。八八年七月にレポートが発表されました。しかし、その間の八八年三月に Department of Trade and Industry が発行した「制限的取引慣行政策の見直し」と題された Consulting Paper により、法律専門家を含め制限的実務をみとめた立法を廃止する政府の政策が示唆されました。これはその一年後の八九年一月二五日に当時の大法官であった Lord Mackay が発表したかなり過激な司法改革を提示した Green Papers に基礎付けを与えるものとなります。

Marre 委員会のレポートは、結局はソリシタの法廷弁護権の拡張については意見をまとめることができないうまに終わり、⁽⁹⁵⁾ こうした状況を突いて、当時の大法官である Lord Mackay が司法改革についての Green Papers を発表するとの予告を八八年十月二四日に前触れなくおこしました。Green Papers の作成にあたり誰が事前の協議の中心となったかは明らかにされてはいませんが、様々な政府の部局の官吏を中心とするメンバーによるものであり、行政部門である Lord Chancellor's Department の官吏が議長を務めたと推測されています。⁽⁹⁶⁾

八九年一月二五日の三つの Green Papers の目的は、法律専門家の能力の確保を条件として、最も効率的で効果的な法律業務編成が最も経済的な価格で国民に供給されることを保証するためのものであり、端的に言えば法律専門職に市場の原則を適用することにあります。いわゆるサッチャリズムの色合いの濃く Green Paper を公表した Lord Mackay がイングランドの Bar の出身ではなく、スコットランドの法廷弁護士である Advocate 出身の歴代初の大法官であったことも様々な憶測を呼びました。

政府は一月二五日から五月二日までの非常に短い協議期間しか設定しなかったにもかかわらず、多くの関心が各方

面よりよせられ批判的な意見も多く表明されました。そして最終的には、かなりトーン・ダウンした White Paper が公表され、それが「裁判所及び法律業務法一九九〇」として結実することになりました。

Green Paper からはかなり後退したとはいえ、それがイングランドの司法システムに様々な歴史的改革を導入するものであったことに変わりはありません。上級裁判所における法廷弁護権は、一定の要件を満たすことを条件としてパリスタ以外にも拡張されました。それにもないソリシタが QC となり、上級裁判官となる道も開けました。また、法学教育と行動基準について検討する実務法律家以外を多数とする助言委員会を大法官が設けるべきことが規定され、その結果として「大法官法学教育及び行動助言委員会」が発足しました。法律専門家の苦情処理について監視する法律業務オンブズマンも規定されました。

しかし、ある程度の規制緩和はなされましたが、それがイングランドの司法を根本的に変えるにはいたっていないと評価すべきでしょう。伝統的な法律家二元制の長所は十分に評価されており、その長所を殺さないように慎重に改革が進められてきています。⁽¹⁰⁶⁾

二・三 司法制度と法文化の概観

イングランドの司法制度の際立った特徴の一つは、専門職としての裁判官の人数の少なさという点にあります。職業裁判官は現在イングランド全体で約一千名であり、そのうちコモン・ローと呼ばれる判例法の形成に直接的な役割を果たす高等法院以上の裁判官（上級裁判官）は百五十名足らずです。⁽¹⁰⁷⁾ 上級裁判官は、ほとんどが長い弁護士実務の経験を持つ者（實際上 QC）の中から任用されます。彼らは社会的に非常に高いステイタスを現在でも維持しており、

それが社会における司法の尊重を支えていることは明らかです。そうした小人数で大量の事件をさばくことを可能にする要因は、ソリシタも含めた高品質の法律家達が法律的検討をかなり加えた上で事件が裁判に持ち込まれるという点がまず指摘できます。また、裁判官と法廷弁護士を担当するバリスタが同様の養成教育を受けその後も同じ職業文化の中に位置していることが、相互の意思の疎通をスムーズにするという点で重要です。さらに、法廷弁護士を行う者が対審構造の中で訴訟の進行について重要な責任を持つことにより、大陸法における裁判官の役割を部分的に肩代わりすることになっているということも可能であると思います。例えば、訴訟において論じられる先例や学説などの資料はすべて弁護士がコピーを用意して裁判官に提出します。こうした情況により裁判官の負担がかなり軽減されているということは確かです。

二・三・一 司法制度概観

ここでは、民事司法についてのみ取り上げたいと思います。イングランドの司法制度は、裁判制度以外も含めて事
物管轄の重複がかなり目立ち、複雑な状況にあります。筆者の印象では、まるでインターネットの *www* のよう
です。裁判所だけに關しても事物管轄の重複がかなりあります。その他に様々な行政審判所 *Tribunal* と呼ばれる機
関があり、さらに市民に対して法律的アドバイスなどのサービスを提供するさまざまな組織が存在します。⁽¹⁸⁾しかし、ガ
イダンスさえうまく行けば様々な社会のニーズにうまく合ったものが見つけられるといえそうです。サービスの多様
性という点では目を見張るものがあります。しかもガイドを作ることにかけてブリティッシュは非常に周到ですから、
多様性と複雑さがマイナスに作用しているとは決して断定できません。

二・三・二 イングランドの裁判所について「チャートNo1後掲参照」

裁判所だけをとりつても日本のようにすっきりした制度とはなっていません。イングランドで民事事件の第一審を引き受けるのは、高等法院 High Court⁽¹⁰⁾と県裁判所 County Court⁽¹¹⁾です。(12)く例外的に治安判事裁判所 Magistrate Court⁽¹³⁾が扱うことが有り得ます。

イングランドでは、高等法院以上の裁判所の判例のみが先例を構成します。つまり、判例法たるコモン・ローを構成するのは、基本的には高等法院、控訴院、そして貴族院の判決のみということになります。⁽¹²⁾しかし、実際に金銭の請求事件の非常に多くが県裁判所で処理されます。県裁判所は、イングランド及びウェールズ⁽¹³⁾で約二四〇あります。九六年に県裁判所が引き受けた手続きの数は二三万件にのぼります。⁽¹⁴⁾一九九一年から請求額の上制限がなくなつたことから、県裁判所の事物管轄は広がり、すべての契約、不法行為に関する事件及び土地の返還に関する事件を扱うことができ、管轄が高等法院女王座部⁽¹⁵⁾と大きく重なっています。

これに対して、民事事件に関して、九六年に高等法院 High Court⁽¹⁶⁾で開始された手続きは女王座部 Queen's Bench Division⁽¹⁷⁾が一四万三千件、衡平法部 Chancery Division⁽¹⁸⁾が四万件とされています。控訴院民事部は一二七件の事件を処理するに止まります。⁽¹⁶⁾そして貴族院 House of Lords⁽¹⁹⁾が扱う上告の数は、スコットランド・北アイルランドからのものを含めて五八件という数字です。⁽¹⁷⁾

その社会において法律が果たす役割を知るには、民事的トラブルの母数に対して、その解決のために法律的方法が用いられた件数を比較することが非常に重要な意義を持ちます。人身侵害のケースについての一九八四年の調査では、二週間以上の治癒期間を要する一七一一件のランダム・サンプルのうち二六パーセントが損害賠償を要求することを考え、一四パーセントがソリシタに相談し、一二パーセントが損害賠償を得たとされます。しかし、賠償を得た件数

のうち四〇パーセント足らずが訴を提起しているに過ぎません。しかも、このうちの五件のみが口頭弁論終結の段階にまで行きました。つまり、もとの事件数からいえば、訴訟が終了するまでにいたったのは〇・二パーセントということになります。⁽¹⁸⁾ 解決が訴訟にまで持ち込まれることは、法律に重きをおく社会においても必ずしも望ましいこととはいえません。当事者の経済的負担や労力、社会的コストなどからも訴訟万能論には大きな実践上の問題があることは否定できません。しかし、法律の専門家であるソリシタに相談した件数が総件数の一四%を占めるのは、かなり高い数値といえそうです。これはソリシタがそれだけ身近な存在であることを示しているといえるでしょう。しかし、ソリシタが関与した場合、つまり当事者が法律を背景とした解決を望んだと思われる場合でも、和解は非常に重要な地位を占めていることがわかります。

二・三・三 裁判官

ここでは主として上級裁判所⁽¹⁹⁾における裁判官について説明します。⁽²⁰⁾ 高等法院の裁判官は Justice of the High Court と呼ばれます。ほとんどの場合ナイトの称号が与えられますが、例えば判例集では Mr Justice Swallow とラフマンに書かれます。控訴院の裁判官は Lord Justice of Appeal とよび、通常は同時に枢密院のメンバーにも任命されます。判例集では Swallow J と記載されます。そして貴族院の裁判官はなれば Lord of Appeal in Ordinary (通称 Law Lords) となり、Lord Justice Swallow と記載されます。この段階で、通常、終身の貴族としての地位が与えられます。

裁判官の出身階層は当然にバリスタとほぼ同様となります。すなわち、Upper Class か Upper Middle Class の出身者が四分の三以上を占め、Oxbridge 卒業者が大半を占めます。⁽²¹⁾ また現在のところ男性が圧倒的多数です。しかし、

裁判官の主たる供給源であるバリスタになる者の範囲が徐々に広がってきており女性も増加しつつあるので、将来こうした傾向は緩和されてくることが予測されます。また、上級裁判官の任用においても、出身、民族、性別などによるバイアスを取り除こうとする方向は示されていますが、まだ積極的差別 positive discrimination を制度化するにはいたっていません。⁽¹²⁾

二・三・三・一 任用と昇進

上級裁判官になるには形式的には高等法院での最低一〇年以上の法廷弁護の経験が必要ですが、⁽¹³⁾ 実際には、ほとんどの場合、二〇―三〇年の経験を有するQCの中から選ばれます。循環裁判官など下級裁判官のポジションからの登用もありますが少数に過ぎず、⁽¹⁴⁾ 少なくとも完全なシステムとはなっていないようです。

任用の実質的権限は大法官が有しており、いわゆる「メリット merit」に基づいて人選が行われます。メリットの内容は具体的に明確にはされていませんが、よい性格、法廷弁護士等の職務における成功、コモン・センス、健康などが重視されるようです。⁽¹⁵⁾ 任用された者の年齢は通常は五〇歳台ですが、四〇歳台の場合もあります。最年少は四二歳ですが最近の話ではありません。⁽¹⁶⁾ 選任のプロセスは従来非公開でしたが九八年二月二四日に歴史上はじめてタイムズの紙面に高等法院裁判官の公募の広告が掲載されました。⁽¹⁷⁾

元来、上級裁判官には昇進のシステムはイングランドにおいては存在しないといわれてきました。しかし、現時点において暗黙の昇進のガイドラインはあるとされています。「裁判官の任用昇進ルートについてはチャートNo2後掲を参照ください。」また、循環裁判官からの登用も少数ですが規則的に行われるようになってきています。貴族院や控訴院の裁判官はその直下の裁判所から昇格することが明確な慣例となっています。⁽¹⁸⁾ バリスタから控訴院への直接の

登用や、高等法院から貴族院への昇格は現在ありません⁽¹³⁰⁾。しかし、幸いなことに、裁判官が昇格病にとりつかれている証拠は存在しないと指摘されています⁽¹³¹⁾。

二・三・三・二 政治的中立性

この点については、歴史的にはいろいろと問題もありましたが⁽¹³²⁾、現時点においてはかなりうまくいっているといえそうです。

裁判官の任用については、Lord Haldane が大法官であった一九二二年から一九一五年の間に、高度の法律的及び専門的な資格功績のみを基礎として任用するという方針が導入されて以来、今日まで基本的にそれが守られているとされています⁽¹³³⁾。

しかし、国王の法律に関する最高位の官吏である Attorney-General (A.G.) 及びその補佐である Solicitor-General (S.G.) はその後もしばらく例外とされてきました⁽¹³⁴⁾。A.G. は法務長官と訳されることもありますが、政府に対して法律的な助言を行い、またハーグの国際司法裁判所や欧州人権裁判所において国の代表として訴訟活動を行います⁽¹³⁵⁾。多くの刑事事件において、訴を提起するには A.G. の同意が必要とされ⁽¹³⁶⁾、公訴官や公訴局 Crown Prosecution Service を監督する地位でもあります。刑事に関する事柄について決定する際には、独立して行動することが期待されています。A.G. 及び S.G. は、パリスタの資格を有する与党の衆議院議員の中から選ばれますが、時として内閣の中から選ばれることもあります。また、A.G. は Bar の長としての地位も兼ねており、Bar の総会を主催します。

A.G. 経験者は、歴史的にはほとんどの場合上級裁判官で高等法院女王座部及び控訴院刑事部の長官である Lord Chief Justice ⁽¹³⁷⁾ に任命されて来ました⁽¹³⁸⁾。しかし一九四五年以降は方針が変えられ、政治家としての経験を持たない者

から Lord Chief Justice が選任されるようになりました。その後 A.G.・S.G. を経験した後に上級裁判所の裁判官になった者は二名であり、またこれらの地位を経験したことのある大法官は三名にすぎないとされています。⁽¹³⁾

二・三・三三 給与と身分保障

上級裁判官にはかなり高額の給料が支払われます。九七年現在の年収は以下の通りです。⁽¹⁴⁾

高等法院女王座部長官⁽¹⁴⁾ 一四〇〇〇八ポンド (約三二〇〇万円)

控訴院民事部長官、貴族院裁判官⁽¹⁴⁾ 一三二〇三四ポンド (約三〇〇〇万円)

高等法院家族部長官、衡平法部長官、控訴院裁判官⁽¹⁴⁾ 一二四五五ポンド (約二九〇〇万円)

高等法院裁判官⁽¹⁴⁾ 一一二〇一ポンド (約二六〇〇万円)

しかし、彼らの大多数が QC 出身であり、QC の年収が平均二五万ポンドとすれば、QC が自営業で事務所などのコストを負担しなければならぬにしても、かなりの収入減を覚悟して裁判官になることが必要です。とはいえ、上級裁判官になることはイングランドの法律実務家の夢であり、これまでのところでは裁判官への登用を断って QC としての活動を継続することを希望する者はないといわれています。⁽¹⁴⁾

内閣と運命を共にする大法官を除いて、上級裁判所の裁判官は「不謹慎な行為のない限り during good behaviour」⁽¹⁵⁾ 定年までその職を維持する権利を有することが制定法によって保障されています。⁽¹⁶⁾ 貴族院裁判官についても同様です。⁽¹⁷⁾ ただし、女王が勅語を両議院になすことにより解任され得るとされています。こうした身分保障は一七〇〇年に制度化されて以来ずっと続いていきます。⁽¹⁸⁾

不謹慎な行為があつた場合の解任の手續は次の三つがあります。

- (1) その裁判官の職務を任命した開封勅許状を撤回するため女王座部にて行ふ告知令状 writ of scire facias による手續
- (2) 女王座部にて行ふ裁判官が最早資格を有しない職務を継続することの差止請求 injunction の手續
- (3) 刑事法違反の有罪判決

これらの場合における「不謹慎な行為」は職務上の義務の履行に関するものでなければならず、それ以外の場合は刑事法違反か道徳的悪性(破廉恥)に関する場合でなければなりません。⁽¹⁰⁾しかし、裁判官は国会による制定法により理由に問わず、または国会における弾劾裁判により、解任され得ます。女王の勅語による手續は、なお行われる可能性があるかもしれないとされますが、それはそれはやや緩やかな意味で「不謹慎な行い」があつた場合に限られるであらうと理解されています。⁽¹¹⁾具体的には、私的な不道徳な行為が含まれるとされています。

二・四 法学教育「チャートNo3後掲参照」

現在のイングランドの法学教育は、他の英米法系の諸国と同じく、法律家養成教育と言い換えて差し支えありません。これまでのところ、法学を人文科学 Liberal Arts の一分野であると捉える考え方は必ずしも十分に浸透してゐるとは言えません。⁽¹²⁾

二・四・一 法学教育と法曹資格認定について

原則的にはバリスタとソリシタで別の資格要件を満たすことが必要です。現在、法学教育の見直し作業を行っている大法官法学教育及び行動助言委員会の提案が大きな影響力を持ちますが、資格取得のための要件を定める一次的な権限は、バリスタに関しては Bar Council に、ソリシタに関しては Law Society に属します。両法律家の資格認定要件の差は小さくなりつつありますが、大学教育を終えた後の職業的教育段階では、今なおそれぞれ独自の教育方法が取られています。

現時点における法律家養成教育の概要についてはフロー・チャート No 3 後掲をご参照ください。ソリシタについてもバリスタについても、大学法学部における学問的教育段階とその後の職業的教育段階に分けられます。職業的教育段階は、さらに学校においてスクーリングを中心に行われる段階⁽¹⁵⁾と、実際に見習いとしてチャンバーやファームにおいて教育を受けるオン・ザ・ジョブ・トレーニングの段階⁽¹⁶⁾とに分かれます。

法律家の資格認定において、日本のように司法試験という一つの試験に非常に大きな比重を置くのではなく、段階的に教育を受ける必要があり、各段階で教育を行う機関が基本的にその段階における評価を行います。また、最終的な職業的教育を担当するバリスタのチャンバーやソリシタのファームを見つけることがリクルートと結び付いていることが多く、試用期間的な意味合いを通常有しています。こうした将来の職場から教育資金の援助を受けることも一般的になってきています。

二・四・二 大学における法学教育

二・四・二・一 大学法学部⁽¹⁶⁾

大学学部段階における教育については、バリスタ・ソリシタの双方に共通のものとする姿勢が現在取られています。⁽¹⁷⁾

バリスタになる者は以前から大学卒業者が多数を占めていますが、ソリシタに關しても九三―九四年において資格を取得した者の六四%が法学部卒業者であり、一七%が他学部の学位を有する者で PgDL/CPe⁽¹⁸⁾ のコースを経由して資格を取得した者でした。⁽¹⁹⁾

現在、法学教育については大法官法学教育及び行動助言委員会 (ACLEC) があり、強い影響力をもってきています。しかし、その見直し作業が進む中で、大学法学教師協会 (SPTI)⁽²⁰⁾ の反対にもかかわらず、それまでに法律家になるために大学で教育を受けるべきとされてきた六つの「核 Core」となる科目を、七つの基礎的科目を増やす声明がこの二つの法曹団体の機關の共同で九五年一月に発表され、科目としては欧州連合法が追加されました。具体的なモデル・シラバスや最低授業時間は規定されなくなりましたが、法律科目の学習が大学学部教育全体における学生の学習量 work-load に対して、三年間の課程においては二分の一以上を占めなければならず、七つの基礎科目の学習量は一八分の七以上でなければならないとされています。⁽²¹⁾ また、基礎的な法律的調査を行う技術を習得する必要も定められています⁽²²⁾が、これについて独立の科目を設ける必要はなく、法律の学習の中で教授されてもよいとされています。⁽²³⁾

七つの基礎的科目は次の通りです。

債務法Ⅰ (契約法及び不当利得法)、債務法Ⅱ (不法行為法)、刑事法、衡平法及び信託法、欧州連合法、物権法、
公法 (憲法及び行政法)

そして、将来法律家の資格を得ようとする者が大学法学教育において達成すべきレベルは次のように表現されてい

ます。

「法学知識の基礎を明確にする目的は、専門的法律家の資格を得ようと意図する全ての学生が次のことを示すことができるのを確実にすることにある。

- (i) イングランド法を支える基礎的な理論及び原則の理解
- (ii) 法源及びそれがどのように作られ発展してきたかについての基礎的知識…そこにおいて法律及び法律実務を行う人が運用される諸制度についての基礎知識
- (iii) イングランド法の発展を形成する社会的圧力又はその他の圧力についての評価
- (iv) 具体的な事柄についての法律の調査、及び制定法と判例法の双方を分析しそれを法律問題の解決のために適用するのに必要とされる知的・実践的技術
- (v) 正義、自由、権利といった基本的な社会的概念、並びにそれらの原則を推進するために法がおこなう貢献について深く考察する能力」

法律調査 legal research の水準については、特に次のように明記されています。

- 「法律的調査の基準は、法律上の論点を含む問題を分析する能力、並びにその調査を通じてその解決を提供するの能力。それは以下のことができる能力を含む。
- (i) 関連する法源及び資料を特定し見つけ出す。
 - (ii) それらの法源及び資料から重要な諸点を抽出する。
 - (iii) 法律を当該問題の事実に適用し、提示された論点に満足のいく解答を作成する。

(iv) 法源や資料を用いて、それらの解答をコミュニケーションする。」

二・四・二二 他学部卒業生の進路変更

他学部の学位を持つ者が法律家になることを希望する者は、Postgraduate Diploma in Law (PgDL) または Common Professional Examination (CPE)⁽¹⁶⁴⁾と呼ばれる一年間のコースを終えてから、職業的教育段階に移行する必要がある。ソリシタになる場合にはどちらのコースでも構いませんが、バリスタを希望する場合はPgDLの中にはBar Councilが認めていないコースがあると考えられます。⁽¹⁶⁵⁾これらは、College of Law や様々な大学法学部等で提供される一年間のコースで、法律家資格のための法律学位によってカバーされるべき七つの基礎科目と一つの選択領域の教育から成ります。PgDLは大学院レベルに位置付けられる学位で、そのコースを提供する教育機関によっては非常に斬新な内容のものや法学修士等の大学院の正規のコースに途中から進路変更をすることができものもあります。⁽¹⁶⁶⁾これらの一年間の課程は「転換コース Conversion Course」と呼ばれますが、法学部を卒業するよりも短期間で大学段階の法学教育を終えられるためにかえて「近道 Short-Cuts」となり、十分な法学教育がおこなえていないとの批判がなされ、⁽¹⁶⁷⁾大法官法学教育及び行動助言委員会が九六年に公表した新スキームにおいてはこの転換コースを二年間ものものに置き換える提案がなされています。また、九七年段階でPgDL/CPEに替えることのできる二年間の上級法学位 Senior Status Law Degree のコースが、Oxbridgeを含む一六の教育機関で提供されています。⁽¹⁶⁸⁾

他学部の卒業生が法律家になるための正規の教育課程が整備されているのは、それ自体非常に素晴らしいことです。そして、それが今後ますます大学法学部のイニシアティブにより充実した魅力のあるものへと変革されていくことが期待されます。

二・四・三 職業的教育段階

職業的教育段階はバリスタとソリシタで異なります。バリスタになる場合には、まず「バー職業教育課程 Bar Vocational Course (BVC)」と呼ばれる一年間の職業的教育段階に進むことが必要です。このコースはこれまで Inns of Court Law School のみが提供してきましたが、最近では他にも Bar Council の認める機関で受講することができるようになりました。そして、この課程を終了した後、各チャンバーにおいて一年間の見習い教育である Pupillage を受ける必要があります。バー職業教育課程への申請者は九五年において一四五六名であり、一二三八名が入学を認められました⁽¹⁰⁾。過去の実績から、入学許可者の九割程度が課程を無事に終了したと予測されます。また、九五年には約七〇〇名分の Pupillage の席が用意され、その六割程度が何れかのチャンバーにおいて事務所を得たと推測されます⁽¹¹⁾。

現在、法学部を卒業した後にソリシタを目指す学生は、Law Society が運営する College of Law や各大学等において提供される「法律実務課程 Legal Practice Course (LPC)」と呼ばれる一年間の課程に進む必要があります。九四年に法学部に入学した学生の数は約九〇〇名⁽¹²⁾であり、同年に卒業した者は六四九九名です。これに対して、九五年に法律実務課程への申請者が八九九名であったのに対して、入学できた者は六三九〇名となっています⁽¹³⁾。そして、ソリシタになるための最終的な職業的教育段階であるソリシタのファームとのトレイニー・コントラクトを得た者は、九五年が四〇一五名、九六年は四三三八名です⁽¹⁴⁾。トレイニー・コントラクトは通常二年間であり、そこで最終的な実務教育を受けます。

二・四・三・一 バー職業教育課程 BVC

イングランドの法文化と法学教育

BVCは主として Inns of Court Law School (ICLS) において提供されるスクーリングを中心とする一年間⁽¹⁶⁾の職業教育課程です。現在、申込みはCACHにおいて集中的に処理されます。内容的には六〇%が技術の修得に、四〇%が専門的知識を得ることにおかれています⁽¹⁶⁾。多くの時間が、インタビュ、法的問題についての交渉、模擬裁判、書類の起草などの実習にさかれ、学生は消極的に講義を聴くだけではなく積極的に参加することが要求されます。また、専門家としての行動についてのクラスも含まれます。

教育内容の概要は次のように示されています⁽¹⁷⁾。

I BVCにおいて教授される主たる技術 skills

A. 事件処理の技術・事実の処理、法律的調査

B. 書類作成技術 … 一般的文章作成技術、意見の著述（すなわち書面による助言）、（様々な形式の書類の）

起草

C. 対人間の技術 … 相談の技術（顧客とのインタビュー）、交渉、弁護（裁判所及び行政審判所における）

II BVCにおいて教授される主たる知識の範囲

• 民事訴訟

• 刑事訴訟

• 証拠

• 判決

・ 選択科目二科目

二・四・三・二 法律実務課程 L P C

ソリシタになるための L P C は現在では各大学法学部を含む非常に多くの教育機関で提供されています。⁽¹⁷⁸⁾ 申込みは L P C 中央申請委員会が一括して扱います。L P C はトレイニー・ソリシタとなるのに必要な知識と技術の取得を目的とするもので、カリキュラムの概要は次の通りです。⁽¹⁷⁸⁾

I 必修領域

- ・ 不動産譲渡手続
- ・ 遺言、遺言検認及び遺産管理
- ・ ビジネス法及び実務
- ・ 訴訟及び弁護
- ・ 会計（九七年九月より）

これらの領域は実体法、手続法及び実務的技術を含みます。

2 選択科目

学生は個人顧客または法人顧客についての業務に関する科目の範囲から三科目を選んで履修することが要求されます。提供される選択科目は各教育機関で異なります。

インゲランドの法文化と法学教育

4 浸透するトピック Pervasive topics

幾つかのトピックは非常に重要であるため、必修領域の教育を通して考慮されます。

• 専門家的行動

• Financial Service Act における投資業務

5 実務的技術

• 実務的法律調査

• 記述及び起草

• インタビュー及び助言

• 交渉

• 弁護

二・四・四 実務研修について

二・四・四・一 Pupillage (8)

Pupillage においてバリスタを志望する者は、Pupilmaster と呼ばれる経験五年以上のバリスタにつき、そのチャンバーにおいてオン・ザ・ジョブ・トレーニングを受けます。Pupillage は前半六ヶ月と後半六ヶ月に分けられ、それぞれ別の Pupilmaster について教育を受けます。前半と後半で別のチャンバーにおいて Pupillage を受けることもよくあります。バリスタの業務は専門性を有するので、Pupilmaster の業務内容によって Pupillage は内容的に様々

なものとなります。

最初の六ヶ月は主として Pupilmaster や同じチャンバーの他のバリスタの仕事を観察し補助することにより学びます。大量の法律的調査、書類の読解、書類の作成といった作業が含まれます。この六ヶ月を無事に終了すると自分自身で仕事を引き受けることができる許可証が発行されます。したがって後半六ヶ月は非常に重要です。この段階から自分の顧客を持ち裁判所で業務を行うことによって、自分のバリスタという職業における評価を築かなければなりません。

Pupillage の間に、Bar Council による二つの必修のコースが用意され、Pupil は全員それに参加しなければなりません。一つは弁護に関するもので、もう一つは財政等のバリスタ業務の経営について実践的なアドバイスをこなうためのものです。

学生は、ある程度将来の専門領域を確定して Pupillage の申込みを行う必要があります、そのために各チャンバーが大夏の夏休みの期間に学生に提供する Mini-pupillage という約一週間に渡る入門的職業体験の機会を二〜三回利用することが奨励されています。^(註) Mini-pupillage の他に、Pupillage Fair という機会を利用してそこに参加している様々なチャンバーから業務についての情報を得ることも可能です。最も包括的な情報は Bar Council によって毎年発行される「Chambers, Pupillage & Awards Handbook」という冊子を入力することにより得られます。そこには奨学金の情報も集められています。申請方法は、Bar Council によって運営される PACH^(註)が集中的に取り扱うようになったことにより合理化され、申請書類をディスクで提出することにより二〇までのチャンバーに PACH から書類を送ってもらえるようになりました。さらに、このシステムに参加していない少数のチャンバーには各自で申請するこ

とができます。申請者は各チャンバーにおける書類審査の後、インタビューを受けるのが通常であり、場合によっては筆記試験が行われます。

二・四・四・二 トレイニー・コントラクト

ソリシタになる者は、LPCを終えた後二年間のトレイニー・コントラクトをソリシタのファームと締結する必要があり、さらに複数の大学等の教育機関において提供される「専門的技術課程 Professional Skills Course」と呼ばれる課程を受け試験に合格する必要があります⁽¹⁸⁵⁾。

現在ではソリシタのファームも様々であり、専門化した巨大ファームが脚光を浴びる一方で、従来のように様々な法律業務を主として個人顧客を相手に供給する地方のファームも健在です。ファームごとの状況はかなり違うので、それを具体的に知るにはバリスタの場合と同様 summer placement と呼ばれる機会を利用し実際にファームに滞在することが最もよい方法といえそうです⁽¹⁸⁴⁾。大きなファームにおいては二年間の期間を幾つかの部分に分けて、それぞれのトレイナーについて、いくつかの業務を経験することにより将来の自分の専門を決定させていくという方法をとるところもあります⁽¹⁸⁵⁾。こうしたシテイなどの大ファームに比較して、最近では逆に地方の小ファームの方が様々な種類の法律業務を扱うため、かえってソリシタの業務全般についてのバランスの良いトレーニングが受けられるとの意見もあります⁽¹⁸⁶⁾。

トレイニーを終えて新たに資格を認められたソリシタの平均年齢は九五―九六年で男女共に二九歳です⁽¹⁸⁷⁾。男女比は九二―九三年以降は女性が男性を上回るようになり、九五―九六年は女性五二・三％に対して男性が四七・七%です⁽¹⁸⁸⁾。

二・四・五 大法官法学教育及び行動助言委員会提案 ACLEC の新スキーム「チャート No 4 後掲参照」

ACLEC が九六年四月に公表した「法学教育及びトレーニングについての第一レポート」において、大学法学教育を含めた法学教育の抜本的な改革案が提示されました。この委員会は九〇年の裁判所及び法律業務法一九条に基づくもので、大法官により任命される一七名の構成員から成ります。内訳は、貴族院裁判官または上級裁判官を議長とし、循環裁判官経験者一名、バリスタ二名、ソリシタ二名、法学教師経験者二名、非法律家九名です。しかし、非法律家九名の選任において大法官は次の職務の知識及び経験を持つ者が望ましいことを考慮すべきとされています。⁽¹⁰⁾

- ・ 法律業務の提供
- ・ 民事・刑事手続及び裁判所業務
- ・ バリスタ及びソリシタの専門家的水準の維持
- ・ 社会的状況
- ・ 消費者問題
- ・ 商業問題
- ・ 法律専門家以外の専門家の専門家的水準の維持

そうした結果として残りの九名も行政審判所の委員、欧州共同体裁判所判例集の編集者、公認会計士、法律サービスを提供するボランティア団体の代表など、法律と何らかの関連をもつ業務に従事している人がほとんどを占めています。

ACLEC は、法律家資格要件及び専門家的行動の規則のあらゆる局面について Bar Council 及び Law Society に対して助言を行うことができます。⁽¹¹⁾新スキームが関係諸団体の合意を得て発効するのは二〇〇〇年以降になると予測

されています⁽¹⁹⁾。さらに調整が加えられていくでしょうが、大筋においてこのレポートの提案を受け入れる形で法学教育の改革が進行していくと考えられます。

新スキームの特徴は、大学法学教育段階をバリスタ・ソリシタで共通のものとして従来より実質的に一年間程度延長を行い一層の充実を目指すとともに、その後の職業的教育段階にも柔軟性を持たせることにより職種を早期に決定しなければならなかった従来の方法を改善するものといえます。この新スキームをめぐって現在議論が行われていますが、一段と強化された教育によってイングランドの次世代の法律家はますます国際競争力を強めていくことが期待されます。

二・四・五・一 レポートにおける基本方針

本レポートはその第一章において二一世紀の法律実務における需要の変化を次のように診断します⁽²⁰⁾。

- ・ ソリシタとバリスタが法律業務提供の中心的役割をこれからも果たしていくであろうが、知識及び技術をより柔軟で多様なものとするにより、激しくなる法律業務提供における競争に対応した備えが必要である。例えば、裁判外での紛争解決への移行にも対応できなければならない。

- ・ 専門化が拡大する状況においては、特に将来の法律家が未熟な職業選択を強いられないようにする必要があらる。専門化は資格を最初に得た段階から後の継続的教育によって果たされるべきであり、それまでに学生は専門領域の変更を無理なく行えるよう健全な一般的基礎を修得しなければならない。

- ・ こうした目的は、より深い基礎的な法律知識の教授と同様に、応用可能な技術と専門家に共通の価値観の訓練によってのみ達成することができる。そうした法律知識は、欧州連合による制定法及び判例の操作、大陸法

システムへの導入、法律調査技術、適切な紛争解決方法等の知識を含む。また価値観は人権の保護、社会において不利な状況におかれている人々への法律業務の提供等の民主主義における基本的価値観を含む。

また、レポートの理念は次の四点であるとされます。⁽¹⁸⁾

1. 統合的な教育とトレーニング
 2. 大学法学部の自律性
 3. 法律専門家共通法学教育 Common Professional Legal Studies
 4. 法学教育への多数の入口及び出口の設定
- 二・四・五二 法律専門家共通法律学コースの新設

大学法学部において提供されるコースは従来の三年間のものに加えて様々な付加価値を持った四年間のものが提供されるようになってきており、すでに多様化の傾向が見られます。そうした学部教育の後に新たに「法律専門家共通法律学 Common Professional Legal Studies (CPLS)」の課程を設置してその教育を受けることをバリスター・ソリシタ共に必修とし、その終了資格として「法律専門家資格 Licentiate in Professional Legal Studies (Lic. PLSt)」とような新たな学位を設ける提案がなされています。

この法律家共通教育の利点として次の四点が期待されています。⁽¹⁹⁾

- ・ 学生が、異なった法律専門家間における未熟な職業的選択を強いられることをなくす。
- ・ 異なった専門家の教育において必要とされる知識や技術の重複する領域が疑いなく存在するので、その部分を共通化することにより法学教育のコスト削減が果たすことができる。

・ 異なった専門職間の相互理解を向上させ、職務におけるより良い関係と顧客に対するサービスの向上をもたらし。

・ 法律専門家の多様化の進展する状況において不可欠な共通の倫理的、専門家的水準の発展を助ける。

これからのイングランドにおける法曹一元教育の中心は、法学部教育とともにこのCPLSを中心に考えられているといえます。このコースの後、さらにBVCとLPCがそれぞれバリスタ又はソリシタになるために要求されます。CPLSのコースは集中して履修する場合で一五—一八週とされており、それは大学法学部における約半年分の期間⁽⁹⁶⁾ですが、教育が高密度で法律に関してのみ行われることを考えれば、実質的にはそれ以上の負荷があると思われます。また、四年間の大学法学部のコースにCPLSを取り込んだものや、修士のコースにそれを取り込んだものを設定することも認められるべきであるとしています⁽⁹⁶⁾。さらに、それに加えてバー職業教育課程BVCや法律実務課程LCPの内容も組み込んだ法学部のコースや修士のコースも考えられています。こうした教育を提供する機関は、ますます大学法学部が中心となっていくものと思われれます。

CPLSを監督する機関としてCPLS委員会の設置が考えられており、その委員会が各教育機関によるコースの基準の設定や認定を行うとともに、定期的なコースの評価を行うことが予定されています⁽⁹⁷⁾。この委員会には専門家団体の代表が加えられ、特にコスト管理⁽⁹⁸⁾について貢献することが期待されています⁽⁹⁸⁾。

二・四・五・三 法律家養成教育の過程における柔軟性の増加

実務的教育の柔軟化は、特に、オン・ザ・ジョブ・トレーニングの最初の六ヶ月を独立の一般実務研修モジュールとし、その設定時期を学生に任せ、その間は将来の職種を決めずに研修を受けることを可能とすることによりもたら

されます〔チャートNo 4後掲参照〕。法律家共通教育CPLSの終了後、学生は希望によりBVCまたはLPCへと直接進むことも可能ですが、六ヶ月の一般実務研修モジュールを将来の職種を定めずに行うこともできません。これによって実務の状況を実際に見てから職種の選択を行うことが可能となります。また、学生は連合王国内だけでなく欧州連合の他の構成国における様々な実務の現場において実習を受けることが認められます。この段階のトレーニングを引き受ける機関との契約は「一般的トレーニング協定General Training Agreement (GTA)」と呼ばれ職種を特定しないものになります。

また、例えばBVCの後にGTAによる一般実務研修モジュールを行い、それから進路変更してソリシタになるためLPCへと進むことも可能です。

二・四・五・四 他学部卒業生の転換コースの強化

大学の他学部卒業生はこれまではPgDL/CPEという一年間のコースを終えることで職業的教育段階に進むことが可能でしたが、新スキームでは二年間の転換のための学位を得ることが必要となりました。

二・四・五・五 法学教育の充実と長期化

新スキームにおいても最短距離を選べば、バリスタになる場合、三年の法学部教育、一五―一八週の法律専門家共通法律学コース、BVC一五―一八週、一般実務研修六ヶ月、Pupillage。六ヶ月で、従来と同様に大学卒業後約二年間でバリスタの資格を得ることも論理的には可能です。しかし、現実にはすでに多くの法学部で外国法や外国語、隣接領域などを、法律学と組み合わせた四年のコースが提供されるようになってきています。さらに法律専門家共通法律学コースが大学院教育である修士のコースに組み込まれたり、途中での柔軟な進路変更の可能性の拡大などにより、

将来的には法律家養成教育の期間は従来よりかなり長期化することが予測されます。他学部卒業生が法律家になる場合も、前記のようにほぼ確実に一年間長く期間を要するようになります。また、法学教育が充実する中で最短のルートを選び続ける者の数は減少していくと思われれます。教育が健全に機能している限り、長期の教育はそれに見合った能力の向上をもたらずからずです。そうした状況において、長期の教育とそれがもたらす高学歴は、就職を有利に進めるための強力な武器となります⁽⁹⁸⁾。社会における法律の役割が拡大することにより法律業務はますます専門化・高度化を加速し、EUにおける市場統合の一層の進展により法律業務の競争はさらに厳しさを増してゆきます。こうした状況の進展を踏まえて、法律実務家となる者がこれまで以上に実力をつけていくことの必要性が強く認識されてきています。

様々な工夫による法学教育の多様化は、大学法学部の主導により今後ますます進展すると思われれます。しかし、それは単なる思いつきによるものではなく、将来の法律業務の動向をとらえた実りあるものとなっていくでしょう。なぜなら、イングランドには明確で大きな現実の法律業務に対する需要が存在し、新しい能力を身につけた法律家の誕生を社会が実際に必要としているからです。それは、社会の様々なニーズのニュアンスに対応できる柔軟性をもった法律家であり、法システムや言語の壁をものともせず乗り越えることのできる能力を持った法律家であり、そして世界の法律業務市場において勝ち残る競争力を持った法律家であるといえます。これは決して未来における理想の法律家を想定しての議論ではなく、本当に明日からでも必要とされる現実性を帯びた問題なのであり、法学教育における緊急で実践的な課題です。そして、イングランドでは、法律業務は国際競争力のある成長産業であることが十分に自覚されてきています。

しかし、そうした現実の要求に対応するために、法律家養成教育において実務的側面を強調する方向へと流れが集中しているわけではありません。むしろその逆です。そのことは法学部段階の教育についてレポートにおいて引用された Oliver 教授の次の著述からも明らかです。

「リベラルな教育の目的は、学生が単に知ること、または (how to) を知ることにあるのではなく、なぜ事物がそのようであり、なぜそれらが違い得るかを理解することである。そして、それは主題についての深遠な接近方法に関するものである。その方法において、学生はある主題における理念を他のものと関係付けるよう試みる必要がある。読んだものを、資料に問いかけ、関連を見出し、関心から出た探求の筋を追跡することにより、理解するよう試みなければならない。⁽²⁰⁾」

そしてこうした考えは法学教育全般の目的においても強調されています。この点についてレポートに次の著述を見出すことができます。

「リベラルで人間的な法学教育とは、学生が受動的ではなく能動的に学習に取り組むことを意味します。そして、一貫性のある統合された過程の一部として問題の徹底した意義のある研究方法により、知的成長を遂げるのを可能にすることを意味します。さらに、それは適切で明確な諸技術の学習が、実践的知識と論理的理解を結合する方法によって行われることを示します。⁽²⁰⁾」

ACLEC の提案する法学教育の新スキームは、決して実務万能主義や専門化・特殊化教育の徹底に偏ることなく、バランスのとれた真の意味での柔軟性と高い能力を備えた法律家の養成に焦点を合わせてきているといえます。しかし、こうした調和のとれたスキームが提示されるに至ったのは、大学法学教師協会 SPLT の活動に代表されるように、

大学法律家が法学教育を大学教育として位置付けていくために展開してきた徹底した議論の成果であることを忘れてはなりません。その一方で、法律実務家達が新たな実務状況を的確に把握し法学教育における本質的な問題を鋭く見抜く能力を持ち合わせており、その共通認識が調和のとれたスケールの大きな法学教育構想を描くことを可能にしたという点も非常に重要な意義を持ちます。

三 インングランドにおける法律家文化養成の中心としての大学法学部の役割

三・一 法律家教育の唯一の共通基盤

現在のところ、大学における法学教育がインングランドの法律家の共通基盤を形成する唯一のものといえます。入学当時から学生達のほぼ全員が法律家になることを目指しており、職業につくことを前提とした厳しい法学教育がほどこされます。ソリシタ・バリスタ等の法律実務家になる者も、大学法律家になる者も、こうした教育期間を過ごし、そうした中で自分の将来的な具体的な職種を見つけて行きます。法律家はこうした教育によってそれなりに自分の力を確認して職業につくのであり、大学法学部という同じ畑で基礎を与えられ、その後もアメリカの状況には及びませんが、三つの職種の中にある程度移動できます。こうした法律専門職間の進路変更の可能性について、ACLECの新スキームはさらに柔軟性が増すように考慮されています。これまでも、バリスタと大学法律家との間の移動はかなり頻繁に見られ、またバリスタや裁判官をしながらアカデミックとしての活動を継続する者も多く見られますが、ソリシタの業務が高度化し地位が向上することにより最近ではソリシタとしての活動を継続しながら大学教授として活躍するという人も出てきています。法律実務家と大学法律家との垣根は低くなってきています。しかし、これは職務自体

に差がなくなってきたのでは決してなく、また実践性が強調されることにより大学法律学が衰退したためでもありません。それぞれがレベルを上げながらしかも相互理解が深まり対話が可能になってきているという羨望に値する状況が進展してきたためであるといえそうです。

三・一・一 判例法システムにおける基本的職業技能の習得と法律家文化

法学教育の具体的方法は、基本的に大学毎の自由に任されています。Oxbridgeのように徹底した小人数教育を現在でも維持している大学もありますが、しかし、一般的には講義とTutorialに基づくものです。講義自体は通常は大教室で行われ、内容的にも日本の大学での講義と大きく異なるものではありません。Tutorialはゼミのようなものですが、日本の大学よりは小人数で行われることが普通です。成績の評価は、試験によることが通常ですが、Essayと呼ばれるレポートによることもあり、その両者の組み合わせによることもあります。⁽²⁰⁾

各法律科目について講義を聴き教科書を読むのは勿論ですが、試験に備えて主要法源である判例を読みそのサマリーを作成すること、自主的な計画に基づいて研究を進めEssayを書くこと、が重要です。こうした作業を正確にきちんとこなすためのトレーニングが大学教育の大きな部分を占めています。自主的に考えることは非常に大切ですが、理解し記憶する作業も同様に重視されます。概して試験は徹底した記述式で、数時間にもわたり長文の答案を作成することが要求されます。学部教育の段階においては、読むことと書くことが非常に重視されています。

勉強の仕方、法学文献の調査方法、法律図書館の使い方、職業についてのガイド等のいわゆる(How To)ものを、大学法律家達が熱心に作っています。内容は非常に具体的です。法学部を選択する学生は、職業意識に目覚めた者がほとんどであり、将来法曹として活躍することを具体的に考えています。そして、これはかなりの確率で実現されま

す。

法学部の学生は生活の多くの部分を、教室以外に「法律図書館 Law Library」で過します。大学法学部は、大学における総合図書館とは別に法律図書館を有しているのが普通であり、それは法学部の教室のおかれる建物の近くに設置されています。以下ではアバティーン大学の法律図書館である Taylor Library について説明致します。Taylor Library は法学部の教室の多くがおかれている建物である Taylor Building の二・三階の全フロアーを占めます。入口を通ると長い中央通路が見えます。入って直の左側にカウンターがあり、右側にはプリペイド・カードを購入して使用するコピー機が六台おかれています。更に奥に進むと右側には Heavy Demand Section といわれる講義で参考文献に指定された著書が集められている場所があり、ここにおかれている著書は学生全体の便宜のため貸し出し期間が制限されています。その奥には、新着雑誌の棚があり、連合王国、コモン・ウェールズ諸国、及び欧州共同体の法律に関する雑誌や判例集が並んでいます。アメリカの主要な Law Journal も揃っていますが、ドイツやフランスの雑誌はほんの数誌を教えるのみです。通路の左側には、図書検索用の端末や LAN につながれたパソコンが並んでおり、CD-ROM のデータベースも利用できます。パソコンの隣には、様々な参考図書が置かれています。更に奥に進むと、右側の書架には欧州共同体、連合王国及びコモンウェールズ諸国等の様々な判例集がアルファベット順に整理されており、通路の左側の書架には様々な法律雑誌のバック・ナンバーがアルファベット順に並んでいます。そして書架の間には閲覧用の机が置かれ、学生がそこで調べものをしたりエッセイを書いたりしています。二階部分はすべて、このように通路を中央にして右が判例、左が雑誌という配架になっています。三階には二ヶ所に設置された螺旋階段から上がることができます。三階は中央に座席が集中しておかれており、左右に分野ごとの単行本が整理されて

います。また三階の一角を区切ってパソコン室があり、学生はそこでワープロ・ソフトを使って論文を書いたり、インターネットに接続して資料を集めたりEメールを利用したりすることが可能です。この図書館は、毎日開いており平日は朝八時四五分から夜一〇時まで利用できます⁽²⁴⁾。実務家が調べものをしに來ている姿も見かけます。学生が多く利用するのは二階であり、そこで判例検索の方法や、様々な資料の調べ方を覚えてゆきます。また、そこにいてじっくり勉強するよりも、様々な資料を渡り歩いて必要情報を揃えるという作業に多くが費やされているように見えます。コピー機も非常によく使われています。この図書館を利用して気付くことは、何よりも資料収集の効率のよさです。必要な判例や雑誌論文を集めてコピーを揃えるまでの労力は、荒っぽい比較ですが、日本の大学の総合図書館を利用する場合の三分の一程度で済むように感じます。その理由は、言うまでもなく、法学部の建物の中にあり法律文献を集中して集めていることにあります。この図書館は連合王国の法律図書館として標準的なものであり、その使い方に慣れておけば、他の大学の法律図書館を使う場合にもそれ程不自由は感じません。法律文献はその使い方を覚え、こまめに調べる習慣を身につけることが大切ですが、学生は、この図書館を利用することによりそうしたことを自然と身につけていきます。さらに図書館に揃っていない資料については、図書館相互貸借 Inter Library Loan の制度が利用できます。所定のフォームに文献情報を記載して、指導教授のサインをもらいカウンターに提出すると、雑誌論文の場合一―二週間で手元にコピーが送付されてきます⁽²⁵⁾。

依然として、法律実務家団体は大学教育を法律家養成教育の基礎教育段階と考えていることは否定できません。しかし、大学法学部における教育を重視していくことの必要性は、最近では実務家の間でも広く認識されています。職業的教育過程の一部とされるLPCのコースは、すでに多くの大学法学部によって供給されており、さらにACLEC

の提案した新スキームにおいては、この段階を大学院教育レベルに位置付けていく方向が示されています。そして、こうした大学教育と実務教育の協調の進展は、実務的な問題意識が大学へと持ち込まれる効果を漸次果たしていくものと思われまます。

最近では、大学における法律学教育については法律学の「初等教育」モデルから抜出すべきとの意見⁽²⁶⁾が有力に主張されており、様々な新しい学部コースのあり方が模索されています。講義やセミナーを主体とした一年間の LL.M (Master of Laws: 法学修士) のコースも整備されつつあります。それは主として、留学生や実務家が学問的な研鑽を積むことによりレベルアップをはかるという役割と、研究者希望の人が学部教育の後さらに本格的なりサーチに移行するためのステップとしての役割を持ちます⁽²⁷⁾。EUとの関連でも、法学部においても留学プログラムが本格的に整備されるようになってきました。

こうした状況の進展と比較して、日本の大学法学部の状況を考える時に非常に基本的な問題が見えてくるように思います。法律学は、どこまでその職業的技術と切り離して教えることが可能かという問題です。判例や法令の調べ方を覚えてそれを読みこなす技術を身につけるための学習は、それを将来の職業において活用する必要があるのだければ、かなり退屈で味気ないものとなるのはある程度必然のように思われます。また、満足の行く学習効果を期待するのも無理でしょう。法律学と職業的スキルはかなりの程度まで分かちがたく結び付いており、そもそも職業的スキルの教育を切り離して一般教育的法律学が本当に成立するかということ自体にも疑問の余地があります。最初から「法律家になる気はない」とほとんど決めてかかっている学生に、法律学が本当に社会人としての素養を身につけるために役立つものと言えるでしょうか。百歩譲ってそう言うことが可能であるとしても、将来の法律家として法律の

専門化・高度化と戦い国際競争に耐えうる実力を持った者を養成するための教育と、将来法律とは直接関連しない職務につくことをほぼ決定している学生に社会人としての基礎を養成するための（仮にそう呼べるとして）法学教育とを、基本的に同じプログラムの中で行えると考えたことの非現実性を日本の大学法学部が真剣に自問する必要があることは、ほとんど自明と言うべきでしょう。そして、高度の専門的教育は大学院レベルに任せられるとしても、法学部は将来の法律実務家のために、やはり（高度の）基礎教育を提供していく必要があるでしょう。基礎とは本来決して内容的にやさしいということを意味するわけでも、要求される水準が低いという意味でもありません⁽²⁸⁾。法律学の一層の高度化・専門化に対応するためには、より強靱な基礎が必要とされるのであり、それは学部教育のプロセスが相対的に軽くなることを意味するわけでは決してないはずで、大学法学教育における「ゆとり」とは、内省的な時間の確保や広い学問的視野の導入によって、柔軟性と応用能力に優れバランスのとれた専門家として飛躍するための基礎を養うためのものであって、それ自体の知的要求度からいえばむしろ非常に厳しいものであるとさえいえるでしょう。そうした視点の脱落が、日本の現在の法学教育における議論において非常に気に掛かる点です。

三・二 第三の法曹としての「大学法律家 University Lawyers」の登場

連合王国の大学法律家は、アカデミックとしての側面とコモン・ロイヤーとしての実務性の二面性に歴史的に苦しんできたといえます。法学部は大学の主流をなす人文科学の一分野ではなく、特殊職業的訓練の場として捉えられてきました。また、人材的にも最優秀の人達は大学法律家よりも実務家を志望するというのが長く一般的な認識であったといえます。

日本では研究者を志望して大学院へと進む人は、司法試験を指す人とは若干傾向が違っていたと思います。端的に言えば、大学院の入試は伝統的にかなり外国語重視であり、そのことが大きく影響していたように思います。⁽²⁰⁾ イングランドの大学法律家にとって外国語の能力は基本的にそれ程重要とは考えられていません。世界の法律の頂点に立つというイングランド法の自己満足も否定できませんが、国際的な公用語として支配力を強める英語を母国語としてゐることの優位性もますますはつきりしてきたように思います。法律に関する情報を得るために英語以外の資料を必要とされる場面はそれ程多くはありません。⁽²⁰⁾

資質において、連合王国の大学法律家と法律実務家との間に本質的な差はないといって良いでしょう。両者は、基本的に同じ畑から出てくる者であり、直接的な競合関係にあるといって差し支えないと思います。大学法律家から実務家へと転向する例も決して珍しくはなく、またその逆も当然に起こり得ます。⁽²¹⁾

三・三三 大学法律家…とくに実務との連携について

三・三三・一 新参としての大学法律家

イングランドの大学で実定法たるイングランド法の教育がなされるようになったのは意外にも、それ程古いことではありません。イングランド法を教育する近代的な法学部の最初のものは一八二六年に創設されたロンドン大学ユニバーシティ・コレッジの法学部であるとされますが、その後一九〇〇年までに送り出した卒業生の数は僅か一三五名⁽²²⁾でした。そして一九〇九年にはイングランドに一〇九名の法学教師がいるにすぎませんでした⁽²³⁾。大学教育と法律家の養成の本格的な連携が発展したのは、実に一九六七年に大法官により任命された法学教育の見直しを行うためのオム

ロッド委員会 Osmrod Committee の作業が開始されてからのこととされています。Osmrod Committee は、一二名の構成員から成り、一名のオクスフォード大学の医学の教授と六名の大学法律家を含む一二名の法律家から構成されており、大学的な色彩の非常に濃い委員会でした。⁽²¹⁾ その提案は中途半端なものに終わつたとされますが、法学教育への関心を高め大学教育を法律家養成教育の通常のルートとして位置付けることへの基本的合意を形成することにも⁽²⁵⁾、大学法学部に対してその自主性とアカデミック・フリーダムを尊重する基盤を固める役割を果たしたとされます。⁽²⁶⁾ 九三年現在、イングランドには二〇〇〇名に若干満たない数の専任の大学法律家があり、それは大まかに見て、第二次世界大戦直後の二〇倍、そして Osmrod Committee 時代の四倍にあたることとされています。⁽²⁷⁾

三・三・一・一 大学法律家の伝統的な相対的低位

大学法律家が相対的に低い地位にあることはイングランドの体系書・教科書における肩書きの書き方を見ればよく分かります。例えば、トライトルの契約法の著名な教科書の最新の版である第九版における肩書きは次のように記されています。

G. H. Treitel

Q. C., D. C. L., F. B. A.

Honorary Bencher of Gray's Inn

Fellow of All Souls College, Oxford

Vinerian Professor of English Law

名前のすぐ下には、勅撰弁護士を意味する Q. C. が一番最初に、続いて比較法博士 Doctor of Comparative Law, としてブリティッシュ・アカデミー会員 Fellow of the British Academy と続きます。この段は自分が所属する Inn

とそこにおける地位であり、その次にオックスフォード大学の伝統的なコレッジ・システムにおけるコレッジの正規構成員であるフェローの地位が記され、最後にオックスフォード大学法学部の伝統あるイングリッド法講座の教授であることが書かれています。これが伝統的な肩書きの書き方の順序であり、大学法学部の教授というものの伝統的な位置付けを看ることができます。

大学法律家の地位に関して、連合王国を代表する国際私法学者の一人であるアバディーン大学の名誉教授であるAnton 教授が私にいった言葉が非常に印象に残っています。⁽²⁸⁾

「ブリテンにおいて法学者は基本的に馬鹿 *stupid* なんだよ。私はすこし悪ふざけ *cheating* しているけれど、かなり本気でそう思っているんだ。」

「Dicey は立派な学者だったが、それを引き継いだ Morris は全く無能な男で、判決もろくに読まなかった。Dicey & Morris は国際性の無いだめな本になっていたんだ。だけど、今の代表編集者である Lawrence Collins、この男はすごい奴で私達とは全く違った獣 *a different animal* だ。ソリシタとして巨大な国際的事件を自分で担当している。実務の第一線にいながら、立派な学者としてやっている。おまけに大法官だった Lord Mackay の評価も高くソリシタでありながら QC の肩書きまで手に入れてしまった。」

これが連合王国の大学法律家の感覚だと思えます。アバディーン Aberdeen 大学の法律図書館であるテイラー・ライブラリ Taylor Library を入ったところにあるいちばん目立つ場所には、スコットランド初の大法官である Lord Mackay をはじめこの大学出身の裁判官達の写真が飾られています。アバディーン大学法学部を代表する大教授である当の Anton 教授の写真はその右側の奥まった場所の図書検索用の端末の右上の壁にひっそりと飾られています。

今でも大学法律家の裁判官や実務家に対するコンプレックスが、完全に解消されたわけではありません。しかし、そのために現在の連合王国の大学法律家が沈滞しているわけではありません。学問的レベルの高揚には最近は何も目を見張るものがあります。大学法学のレベルにおいても、連合王国は今世界の頂点に立とうとする勢いがあります。学問と実務が問題意識を共有し大学における研究を実務が本当に必要としてきているという状況の展開があります。少数の卓越した才能が法学をリードした時代から、実務の需要が法学のレベルを押し上げる時代へと時は流れつつあるように見えます。さらに、大学法学教育の意義が高く評価され法曹教育にとって大学が重要な位置付けを与えられるという状況の進展により、連合王国の大学法律家もますます魅力のある職業となってきているといえます。

三・三・一・二 教育重視の伝統

イングランドにおける大学法学部の歴史は、前述のように、ある意味で将来の法律家に教育を行う権利を獲得するための歴史であったといえます。一九〇八年に創立された「大学法学教師協会(SPL)」は、現在では約二〇〇〇名の会員を有する大きな組織ですが、それは単に大学法学教師のいわゆる圧力団体としての役割を果たすだけでなく、様々な部会が設けられ、研究会合やセミナーが一年を通じて非常に活発に行われています。その名簿には、各会員のかなり具体的な研究分野が記載されており、研究分野毎に会員名を整理した索引も付され、相互のコミュニケーションを促進する配慮が窺えます。⁽²⁰⁾ 法学の研究と法律家養成教育が統合的に大学という学問的伝統と自律性をもった教育機関で行われることが、法文化の健全な発展のために不可欠であることが共通認識としてしっかりと確立しています。法学教師という言葉は、日本の大学法律家にとってはやや奇異に聞こえるかもしれませんが、法律学研究者あるいは法学者と呼ばれることを好む人がおそらく多いでしょう。しかし、連合王国において法学教師は将来の高水準の法

律実務家を育成するために、大学の学問的伝統に基づいて健全でバランスのとれた教育をほどこす重要な役割と考えられています。法学教師と呼ばれることは、彼らにとって誇りであるといえます。

三・三・二 大学における研究・著作活動

三・三・二・一 教科書・教材作成

判例や制定法の変動の激しい分野では、教科書は非常に頻繁に改訂されてゆきます⁽²¹⁾。そうした著作において、大学法律家はそれ程自分の説にこだわっているようには見えません。たとえば、Dicey & Morris on Conflict of Laws⁽²²⁾、国際私法においてイングラッドだけではなくコモン・ウェールズ諸国の判決にも頻繁に引用される非常に権威の高い体系書ですが、筆者の研究とも関連する国際私法総論の中心的問題である「性質決定 Characterisation」について一版と一二版で根本的な改説がなされています。

教科書と体系書の区別は基本的には存在していないかと思えます。大学法律家が作成するものは基本的に教育用であるといえますが、当然実務用としても使えます。学生向けか実務家向けかはっきりしたのも確かに存在しますが、よい著書はどちらにとってもほぼ同様に有益です。そうした著書において大学法律家が行うことは、新たな判例を分析してそれまでの判例法との整合をはかったり、かなり大胆な場合でも、判例の傾向から将来判例が目指して行こうとする方向性を示唆するといったことに基本的に止まります。雑誌論文においては最近では大陸法的な新しいタイプのものが現れてきており、論理の側から判例を批判するということも行われるようになってきていますが、まだ例外的といっても良いでしょう。

教育用の判例集や教材も非常によく整備されてきています。そうしたものを作ることとは決して研究の片手間の仕事

として考えられているわけではなく、非常な情熱が注がれているのを感じることができません⁽²²⁾。それは、研究における最先端の成果を逸早く法律家共同体に共有のものとしていこうという真摯な努力のあらわれというべきでしょう。

三・三・三 判例・制定法についてのコメント

判例が主要な法源である以上、それを素早く整理して使い易い状態におくことは非常に大切な作業です。判例要旨の速報や、様々なレベルの判例批評の類が非常に多く出ます。大学法律家も実務家とならんでそうした仕事をほとんどこなしていきます。判例だけでなく、制定法や法律文献等の情報も素早く整理され、実務的調査や研究の環境を常にアップ・トゥ・デートに保ちます。それらの情報は、雑誌、オンライン・データベース、CD-ROMデータベースなど様々なメディアで提供され、すぐに検索できるようにされます⁽²³⁾。法律情報の系統的な集め方を整理した著書もいろいろとあり、そうした作業を大学法律家がぬかりなく進めています⁽²⁴⁾。

三・三・四 重要性を増す研究活動と役割の変化

そして特に重要なことは、最近における大学法律家の役割の変化です。現在、教育と研究の割合はわずかに逆転したといわれています。その割合は、現時点で、感覚的に研究が六に対して教育が四であるとされます⁽²⁵⁾。それもここ一〇年の出来事です。

三・三・四・一 法律委員会と大学法律家の活躍

大法官によって任命される法律委員会の委員五名のうち一人は大学法律家が含まれてきました。法律委員会委員は制定法による法改革の問題を検討します。イングランドにおいて不当利得を独立の訴訟原因として確立する法改革は学説が判例を先導した異例の出来事でしたが、その議論において学説の最先端を担ったツイン・ピラーの一人である

⁽²⁷⁾ Burrows が現在コモン・ローの法改革を担当する法律委員会委員となっており、最近、イングランド法においても懲罰的損害賠償に一定の役割を与えていくことを示唆する意欲的なレポートを発表し注目されています。いわゆるドクマに足をとられて身動きができなくなるという現象は、大陸法システムだけでなくイングランドのように古い歴史と伝統を誇る判例法システムにも共通してみられる現象といえます。そうした状況に陥った時に、具体的な事例に対する判決によって根本的な打開策を打ち出すことに大きな限界が存在することは明らかです。そうした袋小路に陥った時の打開策として制定法の草案を提示するのが法律委員会の主要な役割であり、その作業は幅広い体系的考察を必要とするきわめて学術的な色彩を帯びたものとなります。そうした意味で法律委員会の作業には大陸法律学的視点に非常に近いものがあり注目されます。

三・三・四二 外国法の影響と比較法

イングランド人の多くは自分達の文化を世界で一番であると考えているに違いありません。そして、それが時々鼻につくことも事実です。しかし、彼らの偉大なところは、たとえ相手を馬鹿にしても相手の仕事はちゃんと評価するところです。これがイングランド人の国際性の根本であると思います。たとえば、アメリカ合衆国の文化に対してかなり強い反発が存在し、司法制度でもイングランドの方が数段優れていると思われていることは確かです。イングランド人の *self-right* ⁽²⁷⁾ がアメリカのホーム・ステイ先の幼児を殺害した疑いがかげられたルイズ事件においては、イングランド全体の批判がアメリカの刑事司法システムに集中したといっても過言ではありません。大法官自身が、ルイズ事件に対する合衆国の刑事司法における取り扱いについて遺憾の意を表明するということまでありました。しかし、そうした一方でアメリカの学説の影響は強まってきており、特にアメリカ合衆国の大学法律家のレベルの

高さには一定の評価がなされています。法律委員会委員の Burrows は Harvard 大学で、Lawrence Collins は Columbia 大学でそれぞれ法学修士号を取得しています。これは今に始まったことではなく、例えば損害賠償法におけるバイブル的な実務家向けの体系書である McGregor on Damages の著者の McGregor もかつて Harvard に留学していました。合衆国の各大学のロー・スクールが発行する法律雑誌もよく読まれており、著書や判例の引用も非常に頻繁になされています。相手の良い面を認める点において非常に素直なためらいが無いという点は、イングランドが誇るべき美点だと思います。⁽²²⁸⁾ 法学の国際性という点では、最近ではかえってアメリカ合衆国の方が閉鎖的で自己満足的であるとの印象さえ受けます。

こうしたイングランド人のしたたかさとしなやかさは、七〇歳を超える Lord Goff がドイツの判例を貴族院の判決に引用したという歴史的な事態の進展にも見ることが出来ます。この事件では、ソリシタが依頼人から新しい遺言を作成するように指示されましたが、ソリシタが遅延している間に依頼人が死亡し、そのために受遺者となったであろう原告が遺言によって得たであろう遺産相当の損害を受けたとして賠償請求をした事件です。貴族院は原告らの請求を認める控訴院の判決を支持して上告を棄却しました。この判決において Lord Goff は、保護義務を契約関係に拡張することを論じたドイツの法学者の学説だけではなく B G H の判決を引用しました。⁽²²⁹⁾ これは貴族院判決において歴史的出来事であるといえます。この判決については Lord Goff 自身による短い論説がありますが、そこには極めて興味深い事実が記されています。この事件の陰の主役は Lord Goff の友人であり現在オクスフォード大学 Clifford Chance Professor of European Law でドイツ不法行為法についての英文の体系書の著者である Markesinis 教授ですが、彼を介して Lord Goff と知り合ったドイツの著名な法学者 Christian von Bar 教授と Lord Goff と

の間で何度もドイツ法の状況をめぐってファクスのやり取りがなされたことが記されています。⁽²²⁾

イングランドの訴訟実務において、裁判官と原告・被告双方の弁護士が情報を共有することが重視されるので、英文以外の資料は基本的に用いることができず、こうした比較法的な情報を用いることができる場合は限られています。特に、この事件では Markesinis 自身が受遺者側の法廷弁護士に加えられており、彼が総べての資料を揃えて提出することができたという例外的事情が存在しました。また、Markesinis 自身によるドイツ不法行為法の英語による本格的な体系書が存在しました。Lord Goff 自身、こうした比較法が実務にもたらす直接的有用性について大きな将来性を見出すことにはなお懐疑的ですが、比較法が様々な面で有益であり、研究者だけではなく裁判官を含めた法律実務家にもその成果が共有されるべきことは当然のこととしています。⁽²³⁾ 英語で書かれたものに資料を限定するのは、情報共有という点において非常に望ましいことです。大学法律家による優れた外国文献の翻訳や外国法の研究の進展だけではなく、例えば外国の法律家自身が英語で論文を公表するということもますます頻繁になってくると思われる。そうした情報は時として直接判決に影響することもあるでしょうが、イングランドの法律家達の外国法に対する認識を更に深めていく効果を果たしていくでしょう。こうした状況の進展は、イングランド法がその本来の求心力を弱めることなく、外国法の長所を取り入れていくという効果をもたらすでしょう。

三・三・四・三 学説主導の判例法改革

不当利得法は長くイングランド法において独立の法分野として認められていきましたが、九〇年代半ばに貴族院の判例によりそれが初めて承認されました。この判例法の改革は、しかし、イングランドにおいては極めて異例なものでした。それは、学説が議論を先導し、それを貴族院がフォローしたという点においてです。これまでにない役

割を学説が果たしたという意味で、大学法律家の役割の変化を示す象徴的な出来事であったと筆者は評価しています。⁽²³⁾ 学説をリードする役割を果たしたのが、オクスフォード大学の伝統あるローマ法講座の教授である *Birks* であったことも、その意味において非常に印象深いものといえます。

欧州共同体法の進展に代表されるように、法的環境の目まぐるしい変化の中で、裁判官も大学法律家による研究成果を取り入れる必要があることを切実に感じてきています。最近の貴族院判決における最新学説の引用は、こうした状況を如実に示しています。大学法律家の真価が実務において着実に認められてきています。こうした判例における学説の引用は、大学法律家と裁判官との直接的なフィードバック関係を形成するものであり、両者の問題意識の共有と協調関係を促進する意味で、かけがえのない効果をもたらしていくと思われれます。

三・三・五 実務との研究上の連携の進展

三・三・五・一 実務家による Academic としての活動の伝統

上級裁判官が私人の立場で、論文を発表したり著作を発表することは決して希ではありません。バリスタも同様です。例えば、国際私法において Robertson というバリスタが一九四〇年に書いた「国際私法における性質決定 (Characterisation)」という題名の著書は、純理論的な研究で、いまでもこの分野の基本的文献として広く参照されています。実務家と学者が、同じ法律雑誌に論説をよせたり、同じセミナーで研究報告を行い本に顔をならべるといのはごく日常的な出来事です。法律学の学術的な著書を出すには、基本的に実務家としての肩書きだけで十分だといえます。著作の流儀や作法も大学法律家を書いたものと特に変わることはなく、読者もそうした肩書きを忘れて区別なく読んでいます。特に上級裁判官が書いたものは一般に非常に注目されており、引用も頻繁になされます。

何がアカデミックの条件かと聞かれれば非常に難しいのですが、学問的な専門性、論理性と体系性、そして深い考察ということになるかと思えます。そうした条件を軽々とクリアするものを書くことのできる人達が実務家の中に多く存在するというのが、イングランドの特徴です。

しかし、これは少し考えればあまりに当然のことです。バリスタや裁判官は元々の資質において大学法律家と共通する面を多く備えていたように思います。饒舌で説得力にみちた判例を書くことが、裁判官に学者の役割の一部を担わせてきた事実は否定できません。また、バリスタは基本的に大学法律家と非常に良く似た環境で育った人が多いといえます。Oxbridge出身者が半数を越えると推測され、しかも Bar 自体がいわゆる College System を採用する教育機関とある意味で非常に似通っています。Inn には立派な図書館があり、各バリスタは専門分野におけるエキスパートとして知識や論理性を高める努力を職業遂行のために常に要求されます。一つの利益集団を代表することのない制度的に保障された中立性と、収入等の交渉は Council にまかせ専門家としての名声を高めることに専心するという環境も、ある程度アカデミックと共通しています。それに何より、バリスタ同士が厳密な職務上の直接の上下間系におかれることはないが、職業上の実績に基づいたゆるやかな秩序の中におかれ、互いの独立性と平等性を尊重しつつも、優れた功績を残した先輩達に深い敬意を払うという伝統は、大学の環境にある意味ではそっくりだといえそうです。

他方、ソリシタも業務の高度化により学問的な知識が必要となってきました。幅広い法律知識をもちコンピューターなどの最新のスキルを駆使して大量の法律情報をさばきながら文書を作成するという日常の職務は、バリスタよりも大学法律家に近い面さえあります。最近では、大学法学教育を共有する点で、バリスタ・ソリシタと大学法律家の共

通基盤が強化されてきています。こうした実務家と大学法律家の共通する環境及びその中で培われた気質が相互のコミュニケーションを容易にし、両者を包摂する法律家文化を形成するのに大きな役割を果たしていることは明らかです。

三・三・五・二 実務の問題意識を取り入れた研究の進展

研究活動における法律実務家と大学法律家間の交流は、最近ますます目立った現象になってきています。

両者の緊密な共同研究の一例として、現在貴族院裁判官である Lord Goff とケンブリッジ大学教授であった Jones 教授の共著によるイングランド初の不当利得法の体系書である『The Law of Restitution』の出版をあげることができます。両著者がいかに緊密で時間をかけた共同研究を行ったかについては Jones 教授自身による著述があります。当時バリスタであった Goff と Jones 教授が不当利得についての体系書を公表することを目的として共同研究に入つたのは一九五九年であり、それから六年間をかけて『The Law of Restitution』の初版が六六年に出版されました。Jones 教授は共同研究の様子を次のように記述しています。

「それから六年に渡る間、私達は数え切れない週末と休暇中の週日をロンドンとケンブリッジで、会話し、調査し、書くことに費やした。私達は頻繁に見解を変えた。これは現在でもそうである。そして、ゲラの段階において、著書の大部分を書き換えた。(第一章は出版社にとって悪夢であった。)台無しにされたゲラは伝説とともに、Sweet & Maxwell 社のガラス・ケースに保存されている。慎重すぎてこの世において報われることのない他の著者達への切羽詰まった警告として。」⁽²⁴⁾

両者を引き合わせたのがオクスフォード大学の Brian Simpson であったこともイングランドの大学を含めた法律

家達の緊密なネットワークを窺わせてくれるように思います。

最近、シテイのロー・ファームが大学における講座を創設したり、法律学の研究に財政的な支援を行うことも増えました。オクスフォード大学の Markesinis 教授⁽²⁶⁾は、こうした状況の進展を次のように印象的に語ります。

「……主要なシテイのファームは、彼ら自身、国際的な顧客から包括的なものをますます要求されるようになってきた。そうした顧客は、イングランドまたはフランスにおいてXまたはYを行うことができるかを知りたいのではなく、国境を超越した助言をもとめる。それらのファームは私達が生産しようとしている人材 human product を必要としている。彼らは、外国語を話せる法律家を必要としている。外国法についての知識を持った法律家を必要としている。そして、母国は良かったと嘆くことなく一国から他の国へと、物理的及び精神的に移動する能力を備えた若い法律家を必要としている！ 主要なシテイのファームとオクスフォード大学法学部の実現しつつある協力関係に私は自信を持っている。なぜなら、両者は細部における特定の目的においては異なるかもしれないが、同じゴールを目指し努力しているからである⁽²⁷⁾。」

特に実務的に重要な課題を扱った研究成果に、シテイのファームからの資金援助の記述が頻繁に見られるようになってきています⁽²⁸⁾。実務上の重要課題について論理的な側面と実務の進展がリンクしてきており、問題意識の共有と法律実務と法律学研究の一元となった集中力には目を見張るものがあります。

三・三・五・三 実務と学説が一体となった議論

実務と学説が一体となった議論の展開は様々な面で目立った現象になってきています。前述した不当利得に関する論争もその代表的なものといえます。しかし、以下では民事司法改革案をめぐる Lord Woolf と Zander 教授の非常

に印象的な論争を取り上げたいと思います。

三・三・五・三・一 Lord Woolf と Zander 教授の司法改革をめぐる論争

控訴院民事部の長官 Master of the Rolls である Lord Woolf が斬新な司法改革案を打ち出したことは日本でもすでに注目されています。⁽²⁰⁾ Lord Woolf の民事司法の現状についての診断は「費用、遅延、複雑さ」の三つの重大な問題を生じており、それはイングランド司法における「対審的文化」の行き過ぎに原因があるとしています。行動、ペース、訴訟の範囲が当事者に全くといていいほどまかせられており、法律家がさらに些細な問題にこだわったりすることにより状況をさらに悪くさせる、というものです。そして具体的には、訴額が一万ポンド以下の事件を迅速処理トラック fast track に載せて、制限期間内に上限の訴訟コストを定めて処理することなど、民事司法全体にわたり大胆な改革案を提示します。⁽²¹⁾

この改革案に対して、ソリシタの団体である Law Society もバリスタの Bar Council も沈黙しているなか、ロンドン大学 LSE の Zander 教授が伝統的法律家文化擁護の立場から敢然と立ち上がり正面から論争を挑みました。Zander 教授は Lord Woolf が訴訟の遅延を法律実務家だけのせいにするのは行き過ぎであり、また、深刻な遅延がイングランドにおいて一部の特殊な事件について生じていることは確かであるが、民事訴訟全体に生じているとはいえないとするものです。むしろ、Lord Woolf が提唱する様々な訴訟前手続はむしろコストを引き上げ訴訟を引き伸ばすことさえありうる」と批判します。Zander は一年間以上にわたり激しい批判を展開しました。⁽²¹⁾

これに対して、つらには Lord Woolf と Zander の議論を実務経験のないアカデミックの戯言であるという趣旨の、実務家の優越感に基づくとしか思えない批判をするまでに追い詰められました。⁽²¹⁾ コモンセンスを身上とする上級裁判

官がこうした発言をすること自体すでに常軌を逸しているといえそうです。Zanderの批判は確かによいポイントを突いたものであり、説得力があります。この議論において両者は正に血みどろというべきです。どちらも信念を持って大きな時間とエネルギーを費やしてやっている仕事であり、その痛みが伝わってきます。そこまで傷つけ合わなくても良いのではないかというのが日本人の私の率直な感想です。

しかし、そうした議論には、もう一つの側面が存在することに気がきます。実は、そうした激しい議論のメリットを享受しているのは周囲にいる聴衆であり、イングランドの司法制度全体なのだとということです。また、そうした議論がもとになり人々の関心が高まり、Law Societyの前理事長であったMartin MearsがZanderを援護する論説をNew Law Journalに発表するといった事態が展開しさらに議論が深まって行きます。⁽²²⁾最近大法官となったLord Irvineが推進している民事事件の法律扶助支出額の低減対策においても、法律実務家が無用の引き伸ばしを行うことにより法律扶助の負担額を増加させ法律扶助によって甘い汁を吸っているといった批判に対し、タイムズの紙上などで法律実務家が正面から反論を展開します。結局、論争とは様々な立場の者が、自分が次の攻撃目標とされる危険を冒して、思い切った批判や意見を述べあうことによつてはじめて実りをもたらされるものなのでしょう。その当事者達にとつてはただ辛いだけのものなかも知れません。しかし、そうした論争を傍観している人々がより確かな情報を得て司法改革の最前線における問題意識を共有していくためには、こうした公開の場における血のにじむような論争が必要だということなのでしょう。Lord Woolfの改革案は徐々に実施されてゆきますが、それを見守る人々にはZanderの批判的な視点を忘れたわけではありません。また実施する側もさらに慎重な配慮を重ねて行きます。⁽²³⁾こうしたことこそが論争の成果だといえるのでしょう。

四 おわりに

これまで述べてきたことの要約や、そこから何を学ぶべきかについて、本格的な議論を展開することは最初に書いたように本稿の目的ではありません。しかし、本稿の基本となっている視点を明確にするために、ある程度の筆者の主観を示す方がフェアであると考え、法学教育のあり方について若干の個人的感想を書き記したいと思います。以下は、あくまで本稿の結論ではなく、筆者が本稿を書きながらふと思いついたことをメモしたものに過ぎないことをご理解ください。

日本の司法試験という一回の試験に非常に重きをおく法律家登用制度の問題点の中心は、表面的には、それが非常に困難な試験であり、受験の長期化や合格者の高年齢化をもたらすことであるとされたように見えます。しかし、イングランドのソリシタの資格を得る者の平均年齢は現在でも二九歳であり、日本の司法試験合格者の平均年齢の高年齢化が深刻な問題とされた頃とほぼ同じ平均年齢で法律家資格を得ていることになりました。イングランドでは、この年齢自体は特に問題とされてはおらず、むしろさらに教育期間を延長する方向で検討がなされているのは前述した通りです。アメリカ合衆国でもロー・スクールは大学院レベルの三年間の課程ですから、それを終えて法律家となる者の年齢はさらに若干高くなると思われれます。つまり、法律実務家としての業務をスタートする年齢自体が二九歳というのはそれほど異常なことではなく、日本における問題の本質は、むしろ大学卒業の後司法試験に合格までの間のタイム・ラグの性格にあったと見るべきでしょう。その間、多くの受験生は無職のまま様々なかたちで苦しい受験生活を送り、そして毎年一回しか行われない司法試験に挑戦してきました。確かに、それとの関係でいえば、日本の多

くの有力企業が新規大学卒業者のみを採用の対象としてきたこととはある意味で過酷です。日本社会において法曹を志す者は、そうしたかなり有利な職業獲得のチャンスを自ら絶って正に背水の陣をひくことが必要でした。長い受験勉強の期間、経済的な問題だけでなく、家族との軋轢や一足先に社会に出て活躍している友人に対する複雑な思いも経験したに違いありません。こうした辛い経験の中には、無用なもの、有害なものが存在したことは確かに否定できません。しかし、それにもかかわらず、そうした辛い期間を経過し乗り越えてきたことが、日本の法曹にとって何か重要なプラスの面をもたらしていなかったかという点も真剣に再考する余地があるように思います。例えば、そうした苦しい経験が、日本の法律家の人権意識や在野精神にプラスに作用していた面が全くないとはいえないのではないのでしょうか。筆者は決して過去の司法試験を称えるものではありません。しかし、その苦しい受験生活が何のメリットももたらさないとするのも極論とすべきです。つまり、不必要な過酷さを取り除きつつも、よい面を維持していくことは、ある意味で日本の法律家文化の伝統の承継であるということも不可能ではないでしょう。よい専門家は、決して学力や素質による選別だけで確保できるものではないはずで、この点について苦しい受験生活を経験され現在活躍されている多くの法曹の方々の意見にもっとしっかりと耳を傾ける必要があったように思います。

たしかに、司法試験受験を選択すれば、一流企業のサラリーマンになる道が閉ざされるのは過酷な状況であり、資質のある若者が法曹への道を躊躇せざるをえない大きな原因となってきたでしょう。その当面の改善は、残念ながら、各企業の理解を求める努力を行うとともに社会情勢の変化に待つほかなさそうです。

しかし、他方で、学部卒業からさらに数年間の付加的な教育期間が要求されるのは、法律専門家という職務の性質上むしろ当然に必要とされることではなかったのではないのでしょうか。⁽²⁴⁾しかし、その間を、まったくの個人的な独学

的受験勉強に任せる⁽²⁵⁾のではなく、正規の教育的システムを作り、合理的で効果的な教育をほどこす工夫は、現在の日本においても十分に可能だと思われます。その司法試験受験勉強期間を、例えば、大学院教育期間として位置付けるという工夫が可能であるかもしれません⁽²⁶⁾。これを仮に「法律専門修士課程」と呼ぶことにします。これは現在、国立大学法学部を中心に提供されている専修コースとは異なり、学部卒の学生を主たる対象として専門家資格を取得するための法学教育を行うものです。法学部教育との連携を取り、大学らしい一貫性を持たせた教育を、将来の明確な職業意識に結び付けて構築して行けることが最も重要なメリットです。教育がより効果的に行われるだけではなく、必要な社会的軋轢や不安定な身分から学生を心理的に保護し、学業に専念できる環境を確保するという意味も大きいでしょう。奨学金等の資金援助の整備も進めやすくなると思われます。学部教育、法律専門修士課程、そして司法試験受験に至るまでの継続的な教育期間の様々な段階において、学生の達成度を的確に評価し将来の見込みについて蓋然性のあるデータを示し、順調な進歩を示す者には自信と将来へのより明確な展望を持たせ、努力が不足している者には奮起を促し、ついてこれない者には能力に見合った他の適切な進路を見いだせるよう建設的な助力をおこなうなどの工夫がなされるべきでしょう。最終的に司法試験に合格しなくとも、大学院の学位を取得して、他の進路を開拓することが可能となるかもしれません⁽²⁷⁾。そして、長期的には大学法学部及び法律専門修士課程と最終的な法曹資格認定との制度的なリンクを構築する方向へ向かうべきだと思います。

司法試験が存在する限り、法律専門修士課程の教育は司法試験で要求される水準をみたすための教育が主眼とならざるを得ませんが、更に将来の職業における需要を見越し、たとえば外国語、外国法の基礎知識、会計学や心理学などの教育を組み合わせて付加価値を持たせるといふ大学らしい工夫が十分に可能だと思われます。司法試験の合格定員

が増員され法律専門家間の競争が激化することを予測すれば、真の意味で高い能力を身につけておくことが何よりも必要となってくることは明白です。合格定員の増加が見込まれる司法試験及び短縮された司法修習は、エリートを選別・養成するためのものから、法律家として要求される最低水準を設定・確保するためのものへとくだいに性格を変えて行く可能性も十分あり得ます。大学法学部の創意工夫により充実した法学教育を提供する真摯な努力がなされる限り、職業において真の成功と社会貢献を目指す学生がそうした長期化した教育を求めることは十分に期待できるように思われます。国際的な状況の進展に対応するため、一年間の外国大学への留学をコースのオプションとして組み込んだ三年間の修士課程も真剣に考慮する価値があるでしょう。国際的な学術的ネットワークを充実させてきた大学の取り組みは、法律専門家教育にも具体的に生かされることとなります。将来の職業における付加価値としてどのような内容の教育を用意するかについては、大学らしい自由な発想を生かすとともに実務界との緊密な連携により実社会における新たなニーズを察知していくことが必要でしょう。

日本社会における四年制大学進学者は九六年度において三三・四％に過ぎず、まだ同世代の三人に一人です。大学教育が普遍化したとするのは、現時点ではまだ早すぎるでしょう。しかし、大学教員の関心や研究レベルにそのままついでこれる資質を持った学生の割合が減少していくのは仕方のないことでしょう。職業獲得において明確な利点を得ることが大学進学の本質となり、大学教育に将来の職務に直接のメリットをもたらすものを期待したとしても、そのために学生を責めるのは不当というべきです。現在にいたるまでの進学率の増加は、大学が伝統的な知的エリートを対象とした教育方法によっては、多くの学生の要求に最早応えられなくなっていく過程を意味していたのではないのでしょうか。しかし、どんな時代においても、若者は本能ともいえる燃えるような向上心を有しているはずで、彼

らの熱意と関心を繋ぎ止めるのに必要なのは、分かりやすくするために一般社会人としての基礎を養成するための法律学であると本当にいえるのでしょうか。大学は若者の職業的要求を、大学らしい柔軟性と展望をもった教育によってむしろ正面から受け止めていくべきであったのではないのでしょうか。大学法学部において、将来の職業と直接結びつく可能性の明確でない法学教育に多くの学生が意欲を失っているとしても、それはある意味で必然とさえいえるように思えます。法学部卒業生の多くが一般企業に職種を特定しない事務職として就職するという状況において、なお法律学の勉強が将来において有意義であることを説得するのは至難の業であり、いくら巧みであっても非常に見えにくく現実性に乏しい説明であることは否定できません。しかし、法律専門職の需要は実際に日本社会において明確に存在しており、さらに需要を掘り起こし拡大していくことにも十分な可能性があるとはいえるでしょう。法学部は、将来の職業に直接役立つ教育を学生に提供するという明確な構図を現在においても維持できる可能性を有しており、それはある意味で非常に恵まれた状況であるといえます。将来の職業における明確な必要性を示すことにより、学生をそのレベルにまで引き上げるための強い動機づけを与えていける可能性をいまだに有しています。このメリットを生かしていくためには、教育における工夫だけでなく学生の将来の進路の開拓に至るまで多くの大学法学教師の努力を必要とするでしょう。しかし、現時点においてそれを果たしていくことが、日本における大学法学部の社会的責任ともいふべきものではないでしょうか。

* 本稿は筆者が関西大学在外研究員として連合王国のスコットランド (Aberdeen 大学法学部) に滞在中に執筆したものです。スコットランドに滞在中にイングランドの法学教育について書くことに疑問があるかもしれませんが、ある程度の客観性をもった観察及び比較を行う意味ではこの程度の距離はかえってプラスに作用する面も大きいと考えました。それはまた、逆に、スコットランドの法文化の独自性を改めて考える貴重な機会ともなりました。(スコットランド自体は小さな法システ

ムとしてのメリットを十分に生かして、すでに非常にすっきりとした先進的な法学教育システムを確立しています。それはある意味ではユートピアでの話といっても過言ではないかも知れません。アダム・スミスをはじめ分野を問わず多くの天才達を輩出し十五世紀に創立された大学を四つも有するスコットランドの人口は現在でも約五百万人であり、それは神秘的と表現するにふさわしいとさえ思います。)

本稿の執筆のきっかけを作っていただき、草稿の段階で「e-Book」によって多くの有益な示唆をいただいた関西大学法学部の大先輩である澤井裕裕先生に心より感謝いたします。そして、インターネットを通じてそうした素晴らしいことを可能にしてくれたテクノロジの進歩に日夜携わっている多くの方々の努力に敬意を表したいと思います。しかし、言うまでもなく本稿が含みうる誤りはすべて筆者の責任です。

イングランドの司法に関して最近日本において多くの有益な研究成果が発表されていることは帰国後確認しました。しかし、本稿ではそれらを参照することはできていません。本稿の作成に当たり筆者がイングランド及び連合王国の文献・資料にほぼ全面的に依拠し、報告書などでもできる限り原典に当たるよう努力したことをもって、その点についての釈明とするしかありません。

*** 本稿においてイングランドという言葉は、原則としてイングランド法が適用される地域という意味で用います。したがって、狭義のイングランドだけでなくウェールズを含むものとします。

本稿における文献の引用は、末尾の文献一覧に記載のものについては、原則として著者名と頁数のみを示します。

(1) 多くの外国法システムの紹介がそれを持ち上げ日本の現状に批判的であるという印象を与えるのと同様に、本稿にもそうした色合いが存在することは否定できないと思います。筆者は、この点について次のように釈明したいと思います。基本的に法システムもそれぞれの社会の一部を構成するものです。日本の社会が全体として健全であり、日本の法システムがその社会において健康でバランスのとれた状態を維持していると評価できるのであれば、例えばそれが欧米社会と外観的にかなり異なって見えたとしても、それは基本的に気にすべきではないと考えます。しかし、それと同様の視点は、外国の法システムを評価する場合にも当然に妥当するでしょう。つまり、上辺だけではなく、どのようなバランスの中で法システムが機能しているのかを全体として捕らえる視点が、ある法システムのフェアな評価のためにどうしても不可欠だということです。単純化して言えば、法システムとは人間の身体のようなものだと思います。屈強な大男が健康を崩して病床に倒れることも

あれば、華奢な老人が驚くほどの健康状態を保ち非常な活動力を維持していることもあります。法システムそれ自体の本質的な優劣を評価することは余り意味がなく、むしろ重要なのはそれを包含する社会とのバランスにおける健康状態にすぎないのではないのでしょうか。社会状況の変化の中で健康状態を維持し続けることが重要なのであり、それは静的な問題ではなく時間的経過の中で時々刻々と変化する動的な問題です。イングランド法システムの弱点を見つけ出して指摘するのはそれ自体たやすいことです。例えば、裁判や法というものに多額の社会的費用を用い大きく依存する社会自体に深刻な問題があることは否定できません。しかし、比較を意義あるものにするためには、まず、その法システムの有する優れた点をためらいなく評価する姿勢が必要です。

イングランド法システムが現時点で比較的健康であるとしても、それが日本の状況に直接関連するわけではありません。確かに、日本の法システムも同様に健全であることに自信が持てるのであれば、とりたてて学ぶものはないかもしれません。ひねくれた言い方をすれば、日本の法学教育及び法文化に対する問題意識が本稿の出発点をなす以上、客観的であることに留意しつつも、筆者の視点がイングランド法システムの優れた点にある程度集中するのは必然的といえます。比較対象の欠点に注目して、自分の病状はまだまだと自らを慰めることを比較の目的とすることは決して真摯な態度とはいえません。自らが健康であることに決して満足することなく、常に多くの問題点に気付きそれに対してどんどんと治療行為をほどこしているイングランド法システムの内部的なチェック機能と内発的な問題意識に筆者は、特に注目したいと思います。もちろん、イングランド法の優れた点を理解したとしても、それをそのまま日本にもってこれる訳ではありません。究極的に、健康とはそれぞれが Integrity を有する個別の生命体の固有のバランスの問題に過ぎず、そこにおいて物真似が通用する余地は本来非常に小さいと考えるべきでしょう。何かを学びそれを日本法システムの健康改善あるいは増進に応用することができたとすれば、それはイングランド法の恩恵というよりは、むしろ私達のイマジネーションの勝利を意味するとさえいえるでしょう。

(2) Lord Goff, *The Future of Common Law*, 46 *ICLQ* 745, 759-760 (1997).

(3) スコットランドでは、それにもかかわらず、毎年二〇一三〇名程度が法廷弁護士 (Advocate) になり、五〇〇名程度が事務弁護士 (Solicitor) になります。現在業務を行っている Advocate は約三〇〇名います。ソリシタは九一年現在で、八二〇〇名程度いますが、そのうち開業しているものが五八五三名です。

- (4) 佐川孝志「新しい法律扶助への制度設計」ジュリー一三七号四八頁(一九九八)。現時点において司法扶助に国の予算措置をおこなうこと自体について反発が存在する日本と、一四九五年以来制定法により法律扶助を制度化してきたイングリランドの状況の差は、比較という範疇を越えるものであり、制度理念の基本的な違いといった方が正確かもしれませぬ。(法律扶助協会事務局作成「法律扶助研究会における主要な意見の相違点」法律扶助だより [Jan 1998, 19])
- (5) 例えば、司法に關してだけでも、民事手続きの根本的な見直し、法学教育、司法扶助の改革等の重要問題について作業が進行中です。これらについては以下で触れていきます。
- 具体的な制度の修正として、最近のものだけでも、クラウン・コートにおけるバリスタのこれまでの弁護権の独占が廃止される、判決における刑期の言い渡しについてその実際上の意味をできる限り明確に示すようにする、といった重要な実務の変更が行われました。また、九八年二月二四日のタイムズに高等法院裁判官の公募の広告が掲載されるといふ歴史的な出来事がありました。(The Times Feb 24, 1998, 44) その任用権限を大法官が有していること及び資格において最低一〇年以上の高等法院での弁護の経験が要求されることなどは以前と変わりはありません。また大法官が応募者以外の者を選考対象とする権利も留保されています。しかし、こうした実務の変更により高等法院裁判官の任用について市民の関心が高まり徐々に透明性が増していくことが予測されます。大法官である Lord Irvine は従来と同様に「厳格にメリットに基づいて」選考するとしつつも、特に女性と少数民族の応募を促す発言をして「ことが注目されます」。(The Times Feb 24, 1998, 1) 応募のための情報アクセス用の電話番号とEメール・アドレスが明記されていることも印象的です。
- (6) また、政治家にもサッチャー (In 1953, having studied for the bar, she became a tax lawyer) プレア (studied law at St. John's College, Oxford) に代表されるように法律を勉強した人が目につきます。これは、アメリカ合衆国とも共通する特徴です。
- (7) 最近では、後述するように、法曹団体もオンブズマンによる監視を受けたたり外部的な機関の提案などを考慮して動かなければならない場面が増加してきています。しかし、そうした場合においてさえも、外部機関の人事権を大法官が掌握していることがほとんどであり、法曹全体の自治はいまだに非常に強固であるといえそうです。
- (8) この点が大陸法文化とコモン・ロー文化の最大の文化的ギャップであり、欧州連合法をめぐる議論で両者がうまく噛み合わない場合の一つの原因となっているように見えます。

(9) もっとも、イングランドでは最近大学法律家の地位の向上が見られ、この点について大議論となっております。

(10) 最近では制定法が非常に増えており、それを解釈する作業も増加してきています。しかし、法律家が最終的に一番信頼するのはいまだに判例です。法体系の骨格をなす部分は判例の集積であるコモン・ローによって与えられており、その細部を修正するものとして断片的で詳細な制定法が存在するというのが大まかなイメージです。判例法が法律における基本的な諸原則を産み出し、制定法はその枝葉に位置する部分で、具体的なルールを明確化し透明性を高めるとか、社会の変化に法律がついていけない部分であるとかを補うために用いられます。

もっとも、あまり単純化するのは危険で、カバーするのは範囲の広い制定法も特に欧州連合法の進展との関係で増加してきており、欧州共同裁判所の判決の影響などにより、制定法解釈の方法が大陸法の影響を受けつつあることは確かです。しかし、その中で判例法システムのもつ基本的特徴がただちに失われるとするのは、逆の意味でミスリーディングでしょう。判例法は制定法とは独立した法源としての地位をこれからもずっと維持していくであろうと思われれます。それに、規定が明文化されること自体は、イングランド法の根本である法の支配 *rule of law* の理念とけっして矛盾するわけではないから、意外にも、制定法の進展に対してはイングランドの法律家が大きな抵抗を感じてはいないように見えます。

(11) イングランドの判決では、各裁判官毎に、事実を説明する部分とそれに対する法律的判断とが、通常は一続きの文章のなかに書かれています。つまり、貴族院の判決でも判決文を読めばそれで総べて事足りるように書かれています。それ自体完結した一つの作品となっており、判例の歴史的経緯などが敷衍されているだけではなく、その事件が発生する社会経済的な状況が詳しく説明されていることもあります。それを読むことだけで法律の勉強だけでなく立派な社会勉強となります。文章も表現力豊かなものが少なくありません。山のような判例を読んでそれを整理するのが英米の法律家だといえ、それは私達の感覚からはあまりにも退屈なことに思うかもしれませんが、実際に判例を読み出すと考えは変わります。こうした裁判官の名を付した判決の書き方が、裁判官に大陸法系システムでは学者が果たすのと同様の役割を与えることもあります。裁判官の個性も明確にあらわれます。例えば *Denning* 判事は独特の少数意見が多かったのですが、彼の主張の多くは、判例に受け入れられなかったものでも、大陸法的にいえば *Denning* 説とか *Denning* 理論と呼ばれるのにふさわしいものであり、現在でも大陸法でいう「有力説」や「少数説」としての地位を保持しているものが多くあります。また、彼の文章は、一文が短くて明解であり、英文の良いスタイルの模範とされることもあります。非常に人気があり、連合王国において間違

いなく国民的なスターでした。そうした裁判官の出現は日本ではほとんど考えられないでしょうが、その基盤となるのは、一人一人の裁判官が自分の意見として十分な紙幅を費やして判決を表明することが制度的に許されているからであるといえます。

- (12) 例えは *Browne-Wilkinson* 判事が *Westdeutsche Landbank v Islington* [1996] AC 669 にあつて展開した大議論はこれからの信託制度の発展方向を示唆するという目的がかなり明確であり、当該紛争の解決の範囲を大きく踏みこえたものでした。

- (13) 例えは、こうした現象は、貴族院裁判官である Lord Goff とドイツの著名な法学者である C. von Bar の交友関係が、貴族院判決においてドイツの判例を明示で参照するという歴史的な出来事を産み出したことにも見ることが出来ます。Lord Goff による比較法学の法律実務への積極的導入は、イングランドの裁判官の研究者的側面とスケールの大きさを如実に感ぜざるを得ません。

- (14) この点に関しては、確かに Lord Mackay がイングランドの法律家ではなくスコットランド出身であったことは、これまでも多少違った意味合いをもっていたように思います。しかし、現在ではそれもなくりました。

- (15) *Westdeutsche Bank v Islington LBC* (HL (E)) [1996] 2 WLR 802.

- (16) この点については特に Lord Mackay の大法官時代にソリシタとバリスタの融合への大きな動きがあり、動揺がありました。(本稿二・二・三参照) しかし、現在は予見できる将来にはこの二元制が崩れることはないという見方が支配的です。大法官法学教育及び行動助言委員化の最近のレポートもこの二元制を大前提とした法学教育の将来の構想を提案しています。

- (17) 男性：五八二五九名、女性：二八八二二名

- (18) Queens Council.

- (19) LCACLEC, *Continuing Professional Development for Solicitors and Barristers: A Second Report on Legal Education and Training*, 101 (1997).

- (20) こうした組織に雇われているバリスタは上級裁判所での法廷弁護を行うことはできず、そのままでは QC となり上級裁判官になる道は開けません。

- (21) もっとも、こうしたレベルに達するには、必ず実質的で効率的な訴訟制度が整備されていることが必要です。訴訟が法律

的規律方法の実効性を最終的に担保するものであるからです。したがって、「法化社会」は必然的に訴訟社会を基礎とすると言えるでしょう。

(22) 例えば、こうした説明は Ivanhoe Career Guides, *The Legal Profession* 98, 109-111 において見出すことができます。

(23) この基本方針は Bar によって「これからも維持されていく」と思われます。Bar の規定が改正されて九六年までに三六の専門職がソリシタを介さずにバリスタに直接アクセスできるようになりました。建築家、会計士、損害査定人、オンブズマン、保険数理士、価格査定官及び競売人等です。(Zander, 7th, 571) しかし、一般市民がバリスタに直接アクセスできるようになることは、予見可能な将来には実現しないと考えられます。

(24) 現在オクスフォード大学教授。Penguin Books より出版されている *Commercial Law* は学生用の教科書でありながら実

(25) 現在、ソリシタ Q C として法律業務を行いながら、ロンドン大学の客員教授、ケンブリッジ大学のフェロー等の大学法律家としての仕事を兼務しています。

(26) 多くのバリスタは数人で Chamber と呼ばれる事務所を構え、共同で Clerk を雇いマネージャの仕事させ、それぞれが独立採算で独立して仕事をします。しかし、最近かなりの数のバリスタが個人開業せずソリシタと同じロー・ファームや様々な会社などに雇われていきます。Bar も、現在では、Employed Barrister (雇われたバリスタ) という新しいバリスタのカテゴリを認め、不動産譲渡手続 Conveyancing や県裁判所などの法廷弁護活動を雇い主のために提供する場合には許すようになり、ソリシタとはほぼ同様の仕事ができるようになりました。

しかし、上級裁判所における法廷弁護権等については、開業しているバリスタとの職域は大きく違います。バリスタの中立性が社会において果たしてきた役割を考えれば、これ以上の極端なソリシタとの業務における融合は進まないと予測されます。(Smith & Bailey, 147-148.)

(27) しかし、実際に業務経験が浅いバリスタは多くの時間をペーパー・ワークに割いており、またソリシタも治安判事裁判所や県裁判所では法廷弁護を行いますからその違いはある程度まで相対的なものです。(Aitvah, 43.)

(28) こうしたルールは Cab Rank Rule (タクシー乗場のルール) と呼ばれています。

(29) Jackson's, 338.

- (30) イングランドで最も古く、しかも各 College を母体とする小人数教育を今日でも維持している二つの大学であるオクスフォード大学とケンブリッジ大学の両者をまとめて、Oxbridge と呼びます。
- (31) かつてならバリスタになったであろう者の多くが、今日ではソリシタになっていると指摘されています。
- (32) Atiyah, 43
- (33) 日本では法曹学院という訳語が用いられることがありません。Lincoln's Inn, Inner Temple, Middle Temple, Grey's Inn の四つです。
- (34) その交流の様子は、現在の貴族院裁判官である Lord Goff の以下の記述からも窺うことが出来ます。それは Lord Goff が貴族院の判決においてドイツの判例を引用するという歴史的な展開をもたらした White v Jones [1995] 2 AC 207 の判決がレポートに掲載された直後のことです。
- 「ここにおいてそれは実際に起こりました。比較法が貴族院の判事の判決において実際に有益な役割を演じたのです。しかし、それは再び起こりうるか?——ということを私は自問しています。私はまず次のことを書きとめなければなりません。その判決がレポートに掲載された後、ある Inn で、若いイングラランドの Q.C. 勅撰弁護士がやってきて私に言いました。『今日は、コフ判事。これから私達はあなたに、問題に関連するイングラランドの全ての判例だけでなくドイツの判例も提出しなければならなりません。これから私達はあなたに、問題に答える必要がわからなかったことを告白しなければなりません。』」(Lord Goff, *Comparative Law: the Challenge to Judges*, in B. S. Markesinis ed, *Law Making, Law Finding, and Law Shaping*, 39 (Oxford U P, 1997).
- Lord Goff は、こうした裁判官と法廷弁護士の理解と信頼に基づく緊密な関係の展開を、イングラランドが大陸法国に提供できる最も価値あるものの一つの例として示唆しています。(*op. cit.*, 41)
- (35) 現在イングラランドにおいて約四〇〇のチャンパーがあり、その三分の二がロンドンにあります。各チャンパーには様々な年齢及び経験の二〇—二五名のバリスタがいるとされています。(R. Owen, *The modern independent Bar*, in *The Legal Profession* 98, 133)
- (36) Stevens, 87 (1994)
- (37) Atiyah, 42.

- (38) *Ibid.* パリスタは収入の中から、チャンパーの維持費や各自の医療保険代などを支払わなければなりません。
- (39) ただし、この点については大法官法学教育及び行動助言委員会による新しいスキームでは、両者の養成教育はどちらも延長され平準化される方向にあります。
- (40) QCは国王の仕事に従事することができるという意味で勅撰弁護士とも訳されています。しかし、一八世紀末からはパリスタの中の成功者が、大法官に自分自身で申請することが行われるようになり、現在でもその慣行が行われています。公式の資格要件はありませんが、一〇年以上の経歴が最低限必要であることが暗黙の前提とされており、申請者の二〇—三〇%が任命されます。
- (41) *Atiyah, 47.*
- (42) *Atiyah, 45.*
- (43) QCに申請するきっかけは、主として仕事の過重によるとされています。依頼された仕事を断れないので、能力が認められてくるとパリスタはオーバーワークに必然的に陥ります。QCになれば、依頼料金が高いのと、多くのQCはいまだにパリスタをもう一人補助として雇うことを好むので、さらに料金が高くなるから、重要な事件についてのみ依頼がなされるようになり仕事量は減少します。しかし、仕事が減少し過ぎると、以前に比較して収入自体が減少してしまう危険もあります。(Kritzer, 86)
- (44) 以前は制度的にそれが要求されていましたが、現在その必要はありません。しかし、依然としてほとんどのQCは法廷弁護に集中するため、その補助を行うもう一人のパリスタを雇うようにソリシタに要求するのが通常であり、その点でもQCに依頼すると費用が高くなります。
- そうした場合でも、二人のパリスタの職務における上下関係はその事件に限られ、同日に裁判が行われる別の事件においては被告側と原告側に分かれて議論を戦わせることもあるとされます。
- (45) 約五五〇〇名がロンドンで事務所を構えており、二五〇〇名がそれ以外の場所で開業しています。また二五〇〇名程度は何らかの団体に雇われています。(Steps to the Bar, 3)
- (46) パリスタは裁判官となった後も *Imns of Court* に属し、指導的役割を果たします。彼らは *Benchet* と呼ばれます。
- (47) 裁判官の総称を *Bench* といいます。語源的には、裁判所における裁判官の座席のことです。(Oxford Dictionary of

Law, 43-44)

- (48) Atiyah は既に引退しましたが、オクスフォード大学の著名なイングランド法の教授として長く活躍し、*Rise and Fall of the Freedom of Contract* 等の非常に影響力の大きな著書論文等を発表してきました。またイングランド法システムを分かりやすく解説した「法律と現代社会 *Law and Modern Society*」は、一般向けの本でありながら新しい動向も踏まえたレベルの高い作品です。

(49) Atiyah, 43.

(50) Atiyah, 45.

- (51) 制度とは直接関係なく法廷弁護を中心とする専門家とそれ以外の法律業務に関する法律家とに分岐する現象はどの社会においてもある程度必然的なものであると指摘されています。また、バリスタとソリシタになるのはどちらが容易であるともいえず、法廷弁護権を取得できる条件をみたくようなソリシタはその気になればバリスタへと転身することも十分可能です。ソリシタとしての身分を維持しながら上級裁判所で法廷弁護を行うことを必要とする者は結局それ程多くないと考えられ、制度が認められたからといってただちに増加するとは考えにくいということです。

- (52) 法律の職業の手引き的な本により Bar Council を知り、そこに資料を請求すればバリスタへの道が具体的に説明された導入的なパンフレット・*Steps to the Bar* が送られてきます。けっして、甘いことが書いてあるわけではありませんが、断じて絶望させる為のものでもありません。バリスタを職業として選択すべきか、それには具体的にどのような養成教育を受けなければならないのかについて、現実的なアドバイスも、数値などのできるだけ具体的な情報を示して行うものです。

- (53) 例えば、主として大学法学部を卒業して職業的教育段階に入った学生のうち約五〇%がその最終段階である Pupilage の機会を与えられ、そのうちのさらに六〇%がそのまま Pupilage を行ったチャンパーで開業できていること、職業的教育段階の二年間に要する総費用が生活費を含めて一〇〇〇ポンドを越えるであろうこと、奨学金の状況等が明記されています。
(*Steps to the Bar*, 3)

- (54) 最終的な職業的教育段階である Pupilage において、Pupilmaster と呼ばれるバリスタのチャンパーで実務的な教育を受けますが、九五—九六年の実績で約七〇〇名分の Pupilage が提供されました。現在のところ最小限四五〇名の Pupilage について、最低で六ヶ月三〇〇ポンド、一二月六〇〇ポンドの資金援助がなされますが、多くのチャンパーは

それ以上の援助を行っているとのことですが、そのほかにも、職業的教育段階の学生に対しては Inns of Court による奨学金があります。(Steps to the Bar, 3)

(55) スクーリングを中心とする一年間のコースで、主として Inns of Court Law School において提供されました。Pupillage に進む前に、このコースを終えることがバ리스タの資格を得るための要件とされました。

(56) PACH (Pupillage Application Clearing House) がそれをを行います。後者は PACH (Pupillage Application Clearing House) がそれを行います。後者は PACH (Pupillage Application Clearing House) がそれを申請書を提出することにより、申請者がガイブックで選んだ二〇までのチャンパーにその情報を送り申請手続きをしてくれるというものです。(Steps to the Bar, 9)

(57) 九五年において、九五名の高等法院裁判官のうち六名が女性です。

(58) Heather Hallet, QC. 共稼ぎで、夫も QC であり二人の子の母。ハンブシャー出身。警察官の娘であり、地方自治体の奨学金の助けによってバリスタの職業を得たとされています。(Times, Dec. 29, 1997, p. 26)

(59) Dining とよばれ一定の数のこうした機会を持つことが開業の許可を得る為に現在でも必要とされます。(Steps to the Bar, 3)

(60) Steps to the Bar, 3. この部分は他の本においても引用されています。(The Legal Profession, 110)

(61) Code of Conduct は Bar Council に問い合わせることで誰でも簡単に入手することが可能です。これに対してソリシタはさまざまな面で、制定法により制約されます。

一九九〇年の裁判所及び法律業務法 Schedule 2, para 5 (3), (4) により、現在はバリスタも大法官法学教育及び行動助言委員会の助言を受けます。

(62) 大法官法学教育及び行動助言委員会は、九〇年の裁判所及び法律業務法 19 の定めにより、大法官が任命した委員長を含む一七名の構成員よりなります。委員長は、上級裁判所の裁判官か貴族院判事であることが必要であり (19 (3))、実際上現在のところバリスタ出身者で Inn のメンバーです。

法律業務オンブズマンは、同じく裁判所及び法律業務法 12 によって定められています。大法官によって指名される公務員で独立の立場で職務を行います。

Bar はこれまでも Inn のメンバーである上級裁判所の裁判官からの監督を受けてきました。また、大法官自身がバリス

タ出身者ですから、こうした外部的な組織からの影響を受けるとしても、その任命権が法官にあるのでその実質的な権限が大きく影響されることは少ないと一応考えられます。

- (63) 正式名称：The General Council of the Bar of England and Wales. 一〇七名の構成員から成ります。すなわち、二名の役員、一四人の職務により定められた構成員 (Attorney-General, Solicitor-General, Director of Public Prosecutions 等)、二二名の Inn の代表、二二名の Circuit の代表、五つの Bar Association の代表、四五名の開業しているバリスター、二二名のそれ以外のバリスター、四名の Bar Council により選出された者。

- (64) Smith & Bailey, 166-170.

- (65) 免除の範囲は、裁判における実務及びそれと密接に関係する予備的な作業における Negligence の責任が一応入ると考えられます。(Smith & Bailey, 175)

ただし、一九三九年からバリスターの不手際による無駄な出費に対しては、返還を請求するものが、Waste Cost Order という名称で認められています。現在、裁判所及び法律業務法 s. 4 により明文化されました。

- (66) Council of the Inns of Court: 四つの Inn の代表、Bar Council, Council of Legal Education から構成されます。伝統的に管理権を握っていた各 Inn と Bar Council との調整を行うのが主たる機能です。しかし、もう Bar Council と Council of the Inns of Court の意見が分かれる場合には、Bar Council の意見がバリスター全体の三分の二の支持を得ることを条件として採用されます。現在では、各 Inn の自治はこのように制限されています。(Smith & Bailey, 115-116)

- (67) 二人の素人を含む主としてバリスターからなる九人のパネルで審議します。またこの委員会は法官に任命された法律業務オンスマンの監督を受けます。

- (68) prima facie misconduct が発せられた場合。(Smith & Bailey, 169)

- (69) 四つの Inns of Court により設立された The Council for Legal Education が、学校における教育、Pupillage と呼ばれる見習いによる職業的教育、継続教育に関し Bar Council と対し勧告を行います。(Walker & Walker, 226)

- (70) シティの大ファームの状況を伝える文献として、R G Lee, From Profession to Business: The Rise and Rise of City Law Firm, in *Tomorrow's Lawyers* (ed by P A Thomas) 31-48 (Blackwell, 1992) は少し古くなるが非常に興味深いものがある。

- (71) 九〇年に発表された Law Society の調査によれば七〇%のソリシタが自分を専門家であると考えています。(Zander, 7th, 574) Times の求人欄で最近では多くのロー・ファームが求人広告を載せているが、商事法、知的財産法、税法、建設法などという専門分野を特定するものが増えてきています。給料もかなり高く、例えば経験二―三年の知的財産権の専門家で年額五二〇〇ポンドまで、といった広告が目につきます。
- (72) 六〇―七〇年前半にはその総収入の半分を占めるといわれていました。その後九〇年には二二%に、そして九四年には一二%になったとされています。(Zander, 7th, 575)
- (73) 一九七四年のソリシタ法 Solicitors Act により、ソリシタ以外の者による Conveyancing は特に業務の品質保持の観点から違法とされていました。Administration of Justice Act 一九八五により、八七年五月よりソリシタのほかに、審査を受けた Licensed Conveyancer による業務を行うことが許されるようになりました。The Council of Licensed Conveyancer が管理母体となり、懲戒、教育、専門的水準の維持などの責任を負います。構造的には Law Society に似ていますが、Licensed Conveyancer の数はまだ少なく九五年までに三五〇とされています。しかし、この業務における競争を促し手続料金のかかりの引き下げをもたらしました。(Smith & Bailey, 130-131)
- (74) 現在の好景気により、また状況は変化してきていると思われませんが、残念ながら最新のデータを入手できていません。
- (75) Law Society の評議会は現在七五名からなります。Law Society に対しては、従来からソリシタ全体の利益を反映せず、ロンドンのシティにある大ファームの利益を代表し過ぎているという批判がなされてきました。
- 現在においては、Law Society も Bar Council と同様に、ソリシタに関するすべての事項を決定することはできず、特に大法官法学教育及び行動助言委員会や、大法官、公正取引事務局の Director General などの政府の部局との関係の中で動く必要が求められます。(Smith & Bailey, 116-117)
- (76) Solicitors Indemnity Rules 1995. (Solicitors Act 1974 s. 37 and Administration of Justice Act 1985 s. 9.)
- (77) Solicitors Act 1974.
- (78) Smith & Bailey, 116.
- (79) 現在でも一次的な権限は Law Society にありますが、大法官法学教育及び行動助言委員会の助言を尊重しなければなりません。

- (80) 歴史的に重要な地位でしたが、現在でも民事事件の割り当てについて大きな権限を有するので、ロモン・ローの発展に大きな影響力を持ちます。(Smith & Bailey, 223-224) ソリシタを監督する権限も Solicitors Act 1974: 31 (1) によって与えられています。Lord Denning が長くソリシタの地位にあったことは有名です。最近司法改革の大胆な構想を打ち出した Lord Woolf が現在の地位にあります。
- (81) Solicitors Act 1974: 31 (1).
- (82) 裁判所及び法律業務法一九九〇: Schedule 2, para 5 (3), (4).
- (83) 一般の書店に入手可能です。
- (84) inadequate professional services.
- (85) SCBには二つの主要な委員会がありました。一つは、裁定・抗告委員会 Adjudication and Appeals Committee であり、二〇名の素人を含む二二名からなります。もう一つは政策助言委員会 Policy Advisory Committee です。
- OSも基本的には、顧客に関する問題を処理する部門と、ソリシタ業務に関する規律に関する部門との二つの部分からなるとなっています。独立的に行動するとならざるが、Law Society が運営する組織であり、外部的な組織ではありません。
- (86) M Mears, No connection with the previous firm?, *New Law Journal* Dec 25 1997, 1770, 1772.
- (87) Smith & Bailey, 162.
- (88) Solicitors Act 1974 s. 37A. Administration of Justice 1985 s. 1. Courts and Legal Services Act 1991 s. 93. これによつて Law Society の業務に関する監督権限は、従来からの専門家的不行跡よりも広げられました。
- (89) 九四年におけるSCBへの苦情の申立ては一六四八二件であったとされますが、次の段階へ進んだものは三二六七件です。(Smith & Bailey, 163 note 21)
- (90) これが主要な苦情の処理方法であると考えられています。
- (91) Smith & Bailey, 163.
- (92) Smith & Bailey, 163.
- (93) Smith & Bailey, 161.

- (94) Smith & Bailey, 164.
- (95) 法律業務オンブズマン及び国民消費者協議会NCCは限度額の引き上げを主張しています。また、SCBの強制力が十分ではないことも法律業務オンブズマンに指摘されています。
- (96) Solicitors Act 1974 s. 46.
- (97) Smith & Bailey, 166.
- (98) s. 4 (2)-(8).
- (99) Solicitors Act 1974 ss. 50-53.
- (100) この場合の特別の制限は、取締役及び株主が総てソリシタでなければいけないうことです。(Zander, 6th 656.)
- (101) Zander 6th, 657.
- (102) 政府が国王の命令により議会に討議の資料として提出する資料であり、政策の表明や提案された立法の説明を行う White Paperと、議論に関する Green Paper と呼ばれるものがあります。
- (103) ソリシタ四名と独立の構成員一名がそれを支持し、逆にバリスタ全員と独立の構成員一名がそれに反対するという結果に終わりました。(Zander 6th, 658.)
- (104) Zander 6th, 658.
- (105) スコットランドの法律家が二名貴族院裁判官に選任されることは慣例となっていますが、彼らはそれまでスコットランドという独立した法域においてイングランドのバリスタとは直接関係することなく職務を行ってきた人達です。Advocate はイングランドのバリスタと同様の役割をスコットランドで果たしており、その団体である Faculty of Advocates は通称スコティッシュ・バーと呼ばれますが、イングランドの Bar との直接的な関係は存在しません。
- (106) 例えば不動産譲渡手続については上記の Licensed Conveyancer に加えてそれ以外の者にも業務を解放することが予定されていますが、その後の Law Society の反論が受け入れられ、現在でもソリシタ以外では Licensed Conveyancer のみがこの業務を行っていません。
- (107) Lord Goff, The Future of Common Law, 46 ICLQ 755 (1997)
- (108) Tribunal には様々な性格のものがあり、裁判所としての性格を有するものからそれ以外のものまで様々です。ただし、

決定を行う機関の中には、ほとんど例外なく一人は法律家が含まれているとされています。Tribunalは六〇種類にも及び、全体で高等法院及び県裁判所の六倍の数量の事件を処理しています。(Zander, 7th, 26) 航空運送許可委員会のようにロンドンに一つだけしかないものもあれば、所得税一般審査官 General Commissioner of Income Tax のように四〇〇ヶ所以上で審判を行うものもあります。多くの事件数を扱うものとしては、賃料査定委員会 Rent Assessing Committees, 入国裁定委員会 Immigration Adjudicators、産業審判所 Industrial Tribunals 等があげられます。(Zander, 7th, 29)

(109) 法律的助言を行うことを目的とする様々な組織がインクラングには存在しその充実ぶりは目を見張るものがあります。しかし、それらを全体としてコーディネートし財政援助する体系的な政策や戦略は存在しません。(Smith & Bailey, 472)

一般的・総合的な法律的助言を行う機関としては Citizens' Advice Bureau (CAB) が非常に重要です。CAB はもともと戦時の緊急事態において市民に法律的助言を提供するため Ministry of Health, National Council for Social Service, Family Warfare Association が一九三八年に共同で設立した組織が母体となっていますが、戦後は政府が財政的な援助から手を引いたため、各地に残った事務所は地方自治体その他から資金援助を受けながら活動を継続して行きました。しかし、一九六〇年代に政府が再び財政的援助を再開したこと、その活動が法制度についての公的委員会によってその後高く評価されたことにより、脚光を浴びるようになりました。したがって、九六年現在連合王国の各地に存在する七二一のCABが独立して存在し、それらは更に一〇〇六のアウトレットを有しています。そして、それらの中心的組織として National Association of Citizens' Advice Bureaux (NACAB) が存在するという構成になっています。NACABが Lord Woolf が大法官の命によって作成した近時の民事司法改革についてのレポートの作成にも参加しており、民事司法政策における発言力を強めています。各地に存在する複数のCABの全体を示す時にCABxという様にxを加えるのは、それが複数であることを明示する意味です。CABxによるサービスの目的及び原則は次のように記載されています。

・個人が、その権利及び責任、利用可能なサービスについての知識の欠如により、またはその必要性を効果的に表現する能力を持たないために、損害をこうむることから守る。

・地方及び国家的レベルにおいて、社会政策及び社会的サービスの発展に対して道義的な影響力を行使する。

サービスの四つの原則

・独立

• 秘密 Confidentiality

• 公平無私 Impartiality

• 無料

九四―九五五年においてC A B xは、六五〇万件の問題を扱ったとされます。問題の種類は、社会給付関連二八・四%、消費者及び信用関連一四・八%、住居関連一・二%、雇傭関連一〇・三%等の広い範囲をカバーします。またサービスの内容は助言及び情報提供が六九%を占めますが、一七%は外部組織においての弁護や交渉に関するものです。(Smith & Bailey, 474.) イングランドにおいて行政審判所における代理人は法律専門家に限られないのが普通です。

C A B xのアドバイザーはある程度の法律的な訓練を受けており助言や情報提供を行う能力を有していますが、紛争解決の場における代理人として活動する場合も増加しています。また、C A B xでは、ソリシタがボランティアとしてその活動に参加し、無料の法的助言の機会を提供しています。C A B xはその判断に基づいて、ソリシタに事件を依頼することもあります。NACAB に対する国家による財政援助は約二二〇〇万ポンド (二七〇〇億円) とされています。(Smith & Bailey, 475.; 日本における簡単な紹介として本間正浩「イングランドにおける非弁護士期間による法律業務と弁護士」法律扶助だより Jan 1998, 5-7)

またここ二五年間に発展したとされるアメリカの近隣法律事務所に発想を得た Law Centres も重要な役割を果たしています。九五五年現在、五五のセンターがイングランドにあります。資金は地方自治体が主たる提供者ですが、政府、慈善事業、ソリシタのファーム等も資金援助を行っています。また法律扶助業務を行うことにより国家からの支払いも受けます。スタッフはボランティアとして参加するソリシタ、バリスタ、そしてトレイニー・ソリシタで、そこに常勤として雇われる法律実務家もいます。通常はサービスは無料ですが、顧客は居住範囲が限定されており、ソリシタに自分で依頼する金銭的余裕がない者に限られます。また業務の範囲にも限定があり、住居、雇傭、差別、社会保障、入国及び国籍、子供の権利、教育などの社会福祉的な法律問題に限定されているのが普通です。助言だけでなく裁判所や行政審判所における弁護活動を引き受けれます。顧客の満足度は高く、政党などにその活動が高く評価されている反面、資金面では依然として不安定であり、資金提供者による特に資金の使途の優先順位についての評価によって、コミュニティの需要とは直接関係なく閉鎖に追いやられるセンターもあるとされています。(Smith & Bailey, 483-487.)

総合的助言を行う組織としては、そのほかに近隣助言センターとひとまとめに呼ばれる様々な組織があり、とくに都市化に伴う住居、社会福祉、教育問題などについての助言を行っています。また、若者を対象にした助言及び情報提供を行う組織があり（八六年に七〇の組織があることが確認されています）、若者相談助言サービス連盟 National Association of Young People's and Advisory Services (NAYPCAS) があります。NAYPCAS は Home Office が資金を提供しています。専門的な法律的助言を行う組織としては、消費者問題を扱う消費者助言センター Consumer Advice Centres、住居問題に ついて助言を行う Housing Advice Centres、金銭問題についての助言を行う Money Advice Centres 等があります。

(110) 高等法院の女王座部 Queen's Bench Division と家族部 Family Division は、ロンドンとその他の全国に二四ヶ所にあります。衡平法部 Chancery Division はロンドンの他八ヶ所にあります。これに対して控訴院と貴族院はロンドンにしかありません。

(111) County Court の存在する場所は、現在では地方自治体の区画である County とは一致しません。県裁判所は一八四六年に創設されたのに対し、後者についてはその後も最近に至るまで何度も制度の変更がなされた為です。なお、このほかの民事事件に関する裁判所として Restrictive Practices Court, Court of Protection があります。

(112) *A Dictionary of Law*, 299.

(113) スロットランドと異なりウェールズはイングランドに敗北して統合されたので、法律的にはイングランド法がそのまま適用されます。

(114) *Judicial Statistics Annual Report* 96, 36-37.

(115) High Court, Queen's Bench Division.

(116) しかし、八九年には一六二七件、九五年には一八五三件を扱っていました。(Smith & Bailey, 49)

(117) *Judicial Statistics Annual Report* 96. なお、過去のデータとして七七年六四件、八二年七一件、八九年六三件、九五年七二件という数字があり急激な変化はなっています。(Smith & Bailey, 49)

(118) Zander, 6th, 62.

(119) Superior Court の訳として用います。イングランドにおいては、主として貴族院、控訴院、高等法院、クラウン・コート及びコモンウェールズ諸国等からの上告を扱う枢密院司法委員会がそれにあたります。

(120) それ以外の裁判官についても、イングランドで素人を用いるのは治安判事裁判所における無給の治安判事だけです。ちなみに、陪審が用いられる場合も現在では刑事事件の場合がほとんどであり、それ以外では名誉毀損 (defamation) や検死官 coroner による死因審問の場合などに限られています。

(121) Smith & Bailey, 231.

(122) Smith & Bailey, 231-232.

(123) High Court: 1990 Act s. 71 (3). また巡回裁判官としての二年間の経験でも要件を満たすことができた。High Court: 1990 Act s. 4 (1) e.

(124) こうした登用は少数であり、七〇—九四年の間の一九五の任用のうち二六に過ぎません (Smith & Bailey, 228.) が、循環裁判官からの昇進は規則的に行われるようになってきたと指摘されています。しかし、内部昇進が固定することによる弊害への危惧も指摘されており、有用な人材を確保する必要性とのバランスの中で今後も急激な変化なく推移していくと予測されています。

(125) Smith & Bailey, 228.

(126) 一九三七年と一九四八年に一人ずつです。

(127) *The Times*, Feb 24 1998, 44. しかし、資格要件や大法官の実質的な任用権限等に変更は全くありません。

(128) クラウン・コート及び県裁判所で事件を担当する専任の裁判官。クラウン・コート (上級裁判所の中で刑事事件を担当する) か県裁判所において一〇年以上の法廷弁護の経験を持つ者の中から、または Recorder と呼ばれる非常勤裁判官 (通常はクラウン・コートにて事件を担当するが、県裁判所、高等法院でも行う) などが (2) の中から Courts Act 1971s. 16 に よって、大法官の推薦により女王が任命します。

クラウン・コートは六つの循環区を有して、すなわち: North Eastern; Northern; Midland and Oxford; Western; South Eastern; Wales and Chester. 歴史的には Bar が採用してじた区域分けに起源をもちとられていますが、今日ではそれ以上の意味はありません。クラウン・コートは九〇ヶ所にあります。(詳しくは Zander, 7th, 10-12.)

(129) Smith & Bailey, 233.

(130) *Ibid*.

(131) *Ibid.* もちろんこれには、給料の差が小さく身分保障がしっかりとしていること、そして何より、裁判官は社会的に非常に注目されているので、同僚裁判官の評価だけでなく、広く法律家一般はもとより市民からの評価を得ることの重要さが、官僚裁判官へと墮することを許さない環境を裏打ちしているように思います。特に収入の差については、バリスタから裁判官になる時点で大幅に減少する場合がほとんどですから、それを考えればほとんど何のインパクトもないといえるかもしれません。

(132) 詳しうは Rokert Stevens, *The Independence of the Judiciary* (1993)

(133) Smith & Bailey, 229-230.

(134) これらの役職は Law Officer と呼ばれることもあります。

(135) 民事事件においても、例えば Public Nuisance 等の公益的事件で公共の権利を守るために差止めを請求したり、慈善団体 Charity の利益を代表したりします。(Smith & Bailey, 19.)

(136) Smith & Bailey, *op cit*.

(137) 高等法院女王座部の長官。

(138) 一八七三年から一九四五年の間で、二三名の AG のうち、上級裁判所の裁判官にならなかったものは四名にすぎません。またこの間に任命された高等法院の女王座部の長官である Lord Chief Justice 一四名は、すべて AG 経験者でした。

(Smith & Bailey, 229-230.)

(139) 現在裁判官の給料は整理公債基金から支払われており、毎年議会の見直しの対象とはなりません。給料の見直しは議会の制定法によってなされる必要がありますが、上級公務員の給与を見直す機関である Senior Salaries Board が勧告を行い、通常はそのまま認められるとされています。裁判官の質を維持するために、バリスタの収入等とのクロス・チェックが暗黙の前提となっているようです。九二年に二一%の増額が勧告がなされ、九九年までに段階的に増額が行われているのです。(Smith & Bailey, 231.) しかし、その後の特に法律サービス市場における好景気のためバリスタとの収入の格差はまた広がっているところをそうです。

(140) Smith & Bailey, 241.

(141) Lord Chief Justice

- (142) Master of the Rolls
- (143) 一九九八年限一月現在一一二〇一ポンドとされており、九六年時より約七パーセント増額されています。(Times, Feb. 2, 1998 'Lawyers name High Court's best and worst')
- (144) しかし、収入の落差が激しくなるといった事態が発生することも予測され、それはイングランド・ロモン・ローにとつての重大な脅威となりうる危険があることな、Lord Goffによつて指摘されています。
- (145) 普通の高等法院裁判官については七〇歳定年ですが、それ以外の上級裁判官は七五歳まで職務を行うよう要請されることになっています。(Supreme Court Act 1981, s. 11 (2) as amended by the Judicial Pensions and Retirement Act 1993, Sched. 6, para. 4)
- (146) Supreme Court Act 1981, s. 11 (3).
- (147) Appellate Jurisdiction Act 1876, s. 6.
- (148) Address.
- (149) Smith & Bailey, 234.
- (150) Smith & Bailey, 235.
- (151) この手続は一八〇五年以来使われていません。Smith & Bailey, 235, note 73.
- (152) *Ibid.*
- (153) イングランドの大学の歴史において、学部段階の教育を終えて取得する典型的な学位はBA (Bachelor of Art)ですが、法学部卒業者が通常得るのはLLB (Bachelor of Law)という学位でした。しかし、最近では法律家になるための学位として認められるBAの学位が取得できるコースを提供する大学が非常に増えていきます。(The Law Society, *The Students Guide to Qualification as a Solicitor* (1997), 7-13)
- (154) バリスタについては Inns of Court Law School で主として行われるバー職業教育課程BVCが、ソリシタについては法律実務課程LPCがそれにあたります。
- (155) バリスタの場合は、Pupillageと呼ばれる一年間の見習い訓練で前半六ヶ月と後半六ヶ月に分かれ、前半を無事終了すれば実務の許可がもらえ自分の名前で事件を引き受けることができるようになります。ソリシタの場合には、トレイニー契約

- を結んで給与をもらいながら二年間の訓練を受けます。(かつてトレイニーのことを Articled Clerkと呼んでいました。)
- (156) イングランドでは日本の大学で法学部に相当するものを、法律学校 Law School 呼ぶことが多いといえます。しかし、それはアメリカのロー・スクールのように大学院レベルのものではなく、日本と同様に高等学校卒業のものが入学できる学部レベルのもので、通常は三年で卒業できますが、四年間在学するコースも最近が増えてきています。
- (157) スコットランドでは現在でも大学法学部において異なった科目をこなすことが要求されています。Advocateには今日でもローマ法の一部(物権法と債権法)が要求されます。
- (158) 二・四・二二参照。
- (159) Smith & Bailey, 184.
- (160) Society of Public Teachers of Law: 何が「公」であるかという意味に他なりません。つまり、かつて一般的であった法律家になるための試験の準備として私的に法律を教えたり、私塾的な学校で法律の専門知識だけを教える法律教師に対して、大学という開かれた研究教育機関においてより広い視野から法学教育を行う者という意味で public teachers of Law という言葉が使われるようになったとされています。
- (161) Peter Birks, Compulsory Subjects: Will the Seven Foundation ever Crumble?, [1995] 1 Web JCLi.
- (162) Notice to Law Schools Regarding Full-time Qualifying Law Degree (Issued Jointly by the Law Society and the Council of Legal Education January 1995) (See Birks, *ob cit*, Appendix) 四年間の課程に対しては、それぞれ八分の三以上、二四分の七以上となる必要があります。イングランドの大学においては一般教育はないのですが、欧州連合の進展を踏まえて外国法や外国語とイングランド法を組み合わせたコースや、経済学、会計学、政治学、社会学などとイングランド法を組み合わせたコースが提供されるようになってきています。
- (163) したがって、学習量の指定もありません。
- (164) これらのコースの学費は九七年段階で二五〇〇—三五五〇ポンドとされており、通常の大学のコースの約半分の費用です。
- (165) L Mosseson, The non-law graduate, in *Legal Profession* 98, 52.
- (166) *ob cit*, 52-53.
- (167) P Birks, Short-Cuts, in *Reviewing Legal Education* (Oxford U P, 1994).

- (168) The Law Society, *The Students Guide to Qualification as a Solicitor*, Sept 1997, Issue No. 3, 16-17.
- (169) LCACLEC, *1st Report*, 156.
- (170) *Steps to the Bar*, 3; LCACLEC, *1st Report*, 156.
- (171) 大学において行われる場合でも、実務経験のある人が教育を担当します。ただし、成績評価は大学の責任で行います。LPCを開設するには、Law Societyの審査を受け許可を得ることが必要となります。
- (172) このうちイングランドからの学生が七五一六名(男性三三九四名・女性四一三二名)、外国からの学生が一四八一名(男性七二〇名・女性七六一名)となっております。LCACLEC, *1st Report*, 153.
- なお、最新の数字として九七年において法律学位または法律と他の科目を組み合わせた学位を取得するための大学のコースは二二五〇名分であるとされており、さらに法律を大学で学ぶものの人数は増加する傾向にあることが分かります(Law Societyの無料の配布物である *Law Graduates, Training Contracts & Other Options*, May 1997, Issue No. 1 参照)
- (173) ただし法学部卒業生だけでなく他学部の卒業生や外国の学位を利用しての入学者も含まれます。さらに Part Time Student として入学した者が五二二名おります。(*Law Graduates, Training Contracts & Other Options*, May 1997, Issue No. 1 参照)
- (174) 一時ソリシタの急増が懸念され、それをコントロールするため Law Society が LPC や トレーニー・コントラクトの供給数を制限することが深刻な議論となった時期がありました。その後 LPC への応募が自然減少し、またおそらくその後法律業務の増加が見込まれるようになったため、こうした議論は現在では姿を隠しています。ACLEC は、こうした恣意的な人数制限について反対する立場を明確にしております。(*1st Report*, 45)
- (175) Part Time Student として一年間で終了するものと見なされます。(*1st Report*, 45)
- (176) *Steps to the Bar*, 7.
- (177) 以下が主として *Steps to the Bar*, 7 に於ける。
- (178) Law Society の発行した最新の案内によれば、College of Law 四校を含む二〇校の教育機関で提供されています。現在のところ研究において優れた業績を上げている大学法学部はそれ程多く参加しているとは見えませんが、提供する大学が増加しているので状況は変化して行くと思われおります。(The Law Society, *The Students Guide to Qualification as a Solicitor*,

- Sept 1997, Issue No. 3, 20-24.
- (17) 以下 The Law Society, *The Students Guide to Qualification as a Solicitor*, Sept 1997, Issue No. 3, 20 より引く。
- (18) 以上の説明が主として *Steps to the Bar*, 8-9 を参照した。
- (181) この機会に早々の将来の Pupillage のための実質的な選考を行うチャンスをあるとされている。 (*Steps to the Bar*, 5)
- (182) The Pupillage Application Clearing House (PACH).
- (183) このコースは集中的に終えるのは二〇日間かかるとされています。内容は以下の五つのモジュールからなります。弁護及び口頭によるコミュニケーション、会計(九八年九月からは財政的自覚及びビジネス会計)、投資業務、個人業務管理、専門家の行動。(The Law Society, *The Students Guide to Qualification as a Solicitor*, Sept 1997, Issue No. 3, 32.)
- (184) S Casey, Training with a large firm, in *Legal Profession* 98, 57.
- (185) *op cit*, 56.
- (186) P Trim, Training contract with a smaller firm, in *Legal Profession* 98, 61-63.
- (187) 年齢的なブリーチは男女とも二七歳以下か、三〇歳以下の資格を取得する者も全体の二〇%を超えません。The Law Society, *Trends in the Solicitors' Profession: Annual Statistical Report 1996*, 76.
- (188) *op cit*, 77.
- (189) LCACLEC, *1st Report*, Appendix A, 117.
- (190) 裁判所及び法律業務法 1990, Sch 2, s. 5.
- (191) LCACLEC, *1st Report*, 5.
- (192) LCACLEC, *1st Report*, 18-19.
- (193) B Hepple, ACLEC's First Report: Four Central Ideas, *SPTL Reporter* No. 13, Winter 1996, 2-5. Hepple 教授は ACLEC の委員としてレポート作成作業に加わりました。
- (194) LCACLEC, *1st Report*, 73.
- (195) 現在イングランドの大学は半期一五週の二セメスター制が標準的です。

- (181) LCACLEC, 1st Report, 84-85.
- (191) *op cit.*, 82.
- (198) *Ibid.*
- (199) スコットランドにおいては、現在でも三年間で法律家になるための大学での教育を終了することも可能ですが、四年の法学士LLBのコースが一般的になっており、四年のコースを終えていることが就職段階でも有利に作用しているといわれて⁵。
- (200) D Oliver, Teaching and Learning Law: Pressures on the Liberal Law Degree, in Birks ed, *Reviewing Legal Education*, (Oxford UP, 1994), 78, cited in 1st Report, 56.
- (201) LCACLEC, 1st Report, 23.
- (202) 以下は筆者の個人的経験に基づくものです。試験は講義内容に必ずしも限定されることなく比較的難しい出題がなされることが多く、自主的な勉強が重要な意義を持ちます。エッセイは比較的早い段階から課題が与えられて、それに対して計画的な調査・研究を行う必要があります。エッセイに対しては、通常100%を満点とする評価が与えられ、内容等について個人的な指導の機会がもたれるのが普通です。
- (203) 日本語の翻訳も出版されている今はなきG Williams教授(ケンブリッジ大学)の *Learning the Law* 11th ed (Stevens, 1982) はその著者の古典と見なせるものです。その伝統は今でも生かされています。
- (204) 詳しくは次の通り一週間を通じて利用できます。Monday to Thursday 08.45-22.00, Friday 08.45-20.00, Saturday 09.00-22.00, Sunday 14.00-22.00.
- (205) このシステムは、短い間に非常に整備され効率的なものとなっています。文献コピーは、自宅や学生寮へ直送してもらいことも可能です。使用料は大学の財政状況や政策によって変わりますが、現在は無料です。使用量の制限はありません。
- (206) Twining, 49-61; Birks, Editor's Preface, in *What are Law Schools for?* (Oxford UP, 1996)
- (207) 連合王国では、大学の学位は様々な場面で氏名と一緒に記載され、またCV(履歴書)における重要な記載事項の一つです。一年のコースで修士号を得ることはそうした実利的な意義もあります。さらに欧州連合諸国間での法律家の互換性を高めるための制度が整備されるに連れて、学部段階の法学教育を終了したヨーロッパの学生がイングランド法を勉強する

ための非常に良い受け皿となってきました。

(208) もしそうした用語の使い方が一般化しているとすれば、筆者は、やはりそれは塾・予備校文化の悪影響のように感じます。

(209) もっと卒直に言えば、大学院へと進学する人は一般教育科目(特に語学)を含めた成績優秀者で若干変人が多く、司法試験を目指す人は法律科目は好きであるがそれ以外には余り興味がないというタイプが多かったように思います。

(210) 英語だけでも、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ合衆国を含む多くの法域の動向をフォローすることができます。それに、他のヨーロッパ系の言語から英語への翻訳は、日本語への翻訳に比較して、かなり容易にしかも正確に行い得ます。

また、情報源の共有というところで資料を英語のものに限定することは裁判実務においてしつかりと確立しており、そのこと自体様々な意味において大きなメリットをもっていることは否定できません。

(211) むしろ大学法律家が法律実務家との比較において必ずしも魅力のある職業とは言えません。収入においては現在では明らかに実務家が優位です。大学法律家の平均収入を推定するのは困難ですが、二―三万ポンドではないかといわれています。また、社会的地位・名声ではパリスタの方が魅力のある職業であるといえるでしょう。

(212) W Twining, *The Blackstone's Tower: The English Law School*, 25 (Sweet & Maxwell, 1994).

(213) *Ibid.*

(214) Twining, *supra* note 212, at 34.

(215) 当時ソリシタとなる者のうち、約四〇%が大学卒業者に過ぎなかったとされています。(Twining, *supra* note 212, at 36.)

(216) Twining, *supra* note 212, at 36-37.

(217) Twining, *supra* note 212, at 39.

(218) アバディーン大学名誉教授。長くハーグ国際私法会議連合王国代表として活躍し、多くの国際条約の起草に重要な役割を果たしました。有名なスコットランドの国際私法の体系書の著者でもあります。

(219) スコットランドはイングランドとは独立の法システムを有していますが、裁判官を頂点とする実務法律家の優位についてはイングランドと同様です。大学法学部の歴史は一般にスコットランドの方が古いのですが、大学法律家の地位と評価はイングランドとほぼ同様といえます。

- (20) SPTL, *Directory of Members 1997* (LSBN: 0-406-99960-0).
- (21) 最近では信託法についての判例の変動が激しく改訂が頻繁になされたり、モノグラフが新しい重要な判例の動向を取り入れるために出版時期を遅らせるということがなされています。
- (22) 最近の良い例としては、法律委員会委員である Andrew Burrows とロンドン大学ユニバーシティ・コレッジ教授の Ewan McKendrick が編集した *Cases and Materials on the Law of Restitution* (Oxford UP, 1997) をあげたいと思います。九二二頁にも及ぶものであり、最先端の研究をしているその分野の第一人者達がこうした教材を一所懸命に整備して下さっているところが非常にインテリゲンティックです。LSE 教授の Zander による *Cases and Materials on the English Legal System* (Butterworths) も七三年に初版が出してから七六、八〇、八四、八八、九二、九三、九六年と改訂がなされ、この分野における激しい変動を逸早く反映しようという熱意がみなぎっています。しかも Zander 自身、Lord Woolf の司法改革の批判者の急先鋒として社会の注目を集める論争的な学術論文を矢継ぎ早に公表するなかで、こうした地味な仕事を怠りなく進めているの事実には深い敬意を表したいと思えます。
- (23) Sweet & Maxwell 社が発行する *Current Law* というサービスが最もポピュラーなもので、現在その情報は雑誌だけでなくオンラインやCDROMでも提供されています。
- (24) 最近のものの一例として J Dane and P A Thomas eds, *How to Use a Law Library: An Introduction to Legal Skills* 3rd ed. (Sweet & Maxwell, 1996)。
- (25) アバティーン大学法学部 Beaumont 教授の個人的な見解です。
- (26) 法律委員会並びにユニバーシティ・コレッジ教授。
- (27) 外国人の若者をホームステイさせ生活費と若干の小遣い程度の支払いをして、その代わりにある程度の家事手伝いをしてもらう古くからある制度。共働きの夫婦が子供の面倒を見てもらうために利用することも多く、時として過重な家事の負担がかかり問題もあるとされます。
- (28) しかし、それは実は自分自身に対する強い自信から出た余裕に他ならないと、私自身は分析しています。
- (29) *White v Jones* [1995] 2 AC 207, 263-264. 引用された判例は BGH 6 July 1965, NJW 1965, 1955; BGH NJW 1984, 355; BGH 19 Jan 1977, NJW 1977, 2073 です。また、学説に関しては日本でも有名な Warner Lorenz と Hein Krütz の英

文で發表された著作が挙げられておらず。

- (20) B Markesinis, *The German Law of Torts* 3rd ed (Oxford UP, 1994).
- (21) Lord Goff, *Comparative Law: the Challenge to Judges*, in B Markesinis ed, *Law Making, Law Finding, and Law Shaping*, 38-40 (Oxford UP, 1997).
- (22) *op cit*, 38.
- (23) 詳しむは拙稿「連合王国における不当利得論争について」関大法学論集四六巻四・五・六号三三頁以下(一九九七)参照。
- (24) G Jones, *The Law of Restitution: The Past and the Future*, 1, in *Essays on the Law of Restitution* ed by A Burrows (Oxford UP, 1991)
- (25) Clifford Chance Professor of European Law and Founder/Director of the Oxford Centre for the Advanced Study of European and Comparative Law.
- (26) B Markesinis, *The Comparatist (or a Plea for a Broader Legal Education)*, 15, in *Foreign Law & Comparative Methodology* (Hart Publishing, 1997).
- (27) The Norton Rose M5 Group, Clifford Chance, Allen & Overly 等の名前をよむ目録がある。
- (28) 例えは、園部「法と裁判」関大法学論集四六巻四・五・六号一頁以下(一九九七)等。…なぜ、民事司法改革にこの種の情報に Lord Chancellor's Department の Web Site (<http://www.open.gov.uk/lcd/civil>) を閲覧する事が可能なのか。
- (29) 詳しむは *Access to Justice: Final Report*, July 1996 (HM/SO) ISBN: 0-11-3800991.
- (30) Are There Any Clothes for the Emperor to Wear?, *New Law Journal*, 3 Feb 1995, 154; Why Lord Woolf's Proposed Reform of Civil Litigation Should be Rejected, in Zuckerman & Cranston eds, *Reform of Civil Procedure*, 79-96 (Oxford UP, 1995); Access to Justice—Towards the 21st Century, in Rawlings ed, *Law Society and Economy*, 339-358 (Oxford UP, 1997); Zander 7th, 96-98; *New Law Journal* 1997, 353, 768, 1125.
- (31) これは Lord Woolf の Royal College of Physics に九十年五月一日に於ける Samuel Gee Lecture に於て Zander にならぬことを許す。この講義の録音はその後、この Lord Chancellor's Department の Web Site にアップロードされた。

とが意味した。

(242) *New Law Journal* Oct. 31, 1997.

(243) 例えば、迅速処理トラックの上限額はその後一五〇〇〇ポンドに引き上げられました。

(244) イングランドでも、ソリシタになるには、前述のように、法学部卒業後三年間の職業的教育期間が必要です。

(245) これも現状では、従来の独学型から司法試験予備校へと中心が移ってきていると思います。こうした状況を放置すれば、そのこと自体が、日本の未来の法曹の気質の変化に大きく影響を与えていくであろうことは、その評価は別にせよ、おそらく誰も否定できないでしょう。

(246) 当面は二年間で修士号を取得する課程として設定するのが現実的でしょう。こうした発想は当然多くの方が考えておられることであると思います。筆者は寡聞にして知りませんが、あるいは既にそうした取り組みが実施に移されているかもしれません。しかし、このアイディア自体はそれほどのオリジナリティを有するものではなく、プライオリティの問題が生ずる学問的な着想でもないと思いますので、筆者が取り敢えずこの場において独力で考えたものであることをもって、既に同様の考えに至られている方々には許しを請いたいと思います。また、独自で同様の考えに至った方々が多くいるとすれば、逆にそれだけこのアイディアの価値が増すともいえるでしょう。

(247) むしろ、大学が中心となってそうした進路を開拓する努力を積み重ねていくべきでしょう。現在でも、大学院をそうした目的で用いる一部の受験者はいますが、現在の多くの大学院教育自体が司法試験に必ずしも適したのではなく、また入学に必要とされる資質も法律実務家として活躍するためのものと若干異なるように思います。

五 参考文献一覧

ここでは実際に手元において参照できた外国語の文献のみを整理しておきます。日本語の文献は、在外研究中の執筆であり十分参照できていないため、文献一覧は作成いたしませんでした。

五・一 外国語文献

- R L Abel and P S C Lewis, *Lawyers, in Society: An Overview* (University of California Press, 1995)
- P S Atiyah, *Law and Modern Society* (Oxford University Press, 1995)
- P S Atiyah and R S Summers, *From and Substance in Anglo-American Law* (Oxford University Press, 1987)
- S H Bailey and M J Gunn, *Smith & Bailey on the Modern English Legal System* 3rd ed., (Sweet & Maxwell, 1996)
- P Birks ed, *Examining the Law Syllabus: Beyond the Core* (Oxford University Press, 1993)
- P Birks ed, *Reviewing Legal Education* (Oxford University Press, 1994)
- P Birks ed, *Pressing Problems in the Law Volume 2: What are Law School for?* (Oxford University Press, 1996)
- C Bourne, J Gilliat and P Popat, *Civil Advocacy: A Practical Guide* (Cavendish, 1997)
- A Bradney et al, *How to Study Law* 3rd ed (Sweet & Maxwell, 1995)
- *Britain's Legal Systems* 2nd ed (HMSO, 1996)
- Courts and Legal Services Act 1990: Chapter 41 (HMSO)
- F Cowrie and A Bradney, *English Legal System in Context* (Butterworths, 1996)
- R Cross and J W Harris, *Precedent in English Law* 4th ed (Oxford University Press, 1991)
- A Giddens, *Sociology* 3rd ed (Polity, 1997)

- N Harris, *Law and Education : Regulation, Consumerism and the Education System* (Sweet & Maxwell, 1993)
- D A Howarth and S R Wilson, *Blackstone's Statutes on English Legal System* (Blackstone, 1989)
- T Ingman, *The English Legal Process* 6th ed (Blackstone, 1996)
- The Ivanhoe/Blackstone Guide, *The Legal Profession 1990* (Ivanhoe, 1990)
- The Ivanhoe Career Guide to the Legal Profession 1998(Combridge Market Intelligence , 1998)
- H Jacob et al, *Courts Law & Politics in Comparative Perspective* (Yale University Press, 1996)
- L Jason-Lloyd, *The Framework of the English Legal System* (Frank Cass, 1996)
- B Markesinis ed, *Law Making, Law Finding, and Law Shaping* (Oxford University Press, 1997)
- B S Markesinis, *Foreign Law & Comparative Methodology* (Hart Publishing, 1997)
- E A Martin ed., *A Dictionary of Law* (Oxford University Press, 1997)
- D R Miers and A C Page, *Legislation* 2nd ed (Sweet & Maxwell, 1990)
- D Pannick, *Advocates* (Oxford University Press, 1992)
- T Ruggles, *The Barrister or Structures on the Education Proper for the Bar* 2nd ed (W. Clarke and Sons, 1818)
- G Slapper and D Kelly, *Source Book on English Legal System* (Cavendish, 1996)
- G Slapper and D Kelly, *Principles of the English Legal System* 3rd ed (Cavendish, 1997)
- J R Spencer, *Jackson's Machinery of Justice* (Cambridge University Press, 1989)

- P A Thomas, *Tomorrow's Lawyers* (Blackwell, 1992)
- W Twining and D Miers, *How to Do Things with Rules* 3rd ed (Butterworths, 1991)
- W Twining, *Blackstone's Tower: The English Law School* (Sweet & Maxwell, 1994)
- R Walker and R Walker, *Walker & Walker's English Legal System* 7th ed (Butterworths, 1994)
- B de Witte and C Forde eds, *The Common Law of Europe and the Future of Legal Education* (Kluwer, 1992)
- M Zander, *Cases and Material on the English Legal System* 7th ed (Butterworths, 1996)
- M Zander, *Cases and Material on the English Legal System* 6th ed (Butterworths, 1993)
- A A A S Zuckerman and R Cranston eds, *Reform of Civil Procedure: Essays on 'Access to Justice'* (Oxford University Press, 1995)

五・11 雑註

- *Access to Justice, Final Report* by The Right Honourable the Lord Woolf, Master of the Rolls (July, 1996)
- Bar Council, *Steps to the Bar: 'A way of life, not just a career.'* (1997)
- Courts and Legal Services Act 1990, *Sixth Annual Report of the Legal Services Ombudsman 1996*: Laid before Parliament by the Lord High Chancellor pursuant to paragraph 5 (4) of Schedule 3 to the Courts and Legal Services Act 1990): Ordered by The House of Commons to be printed 18 June 1997

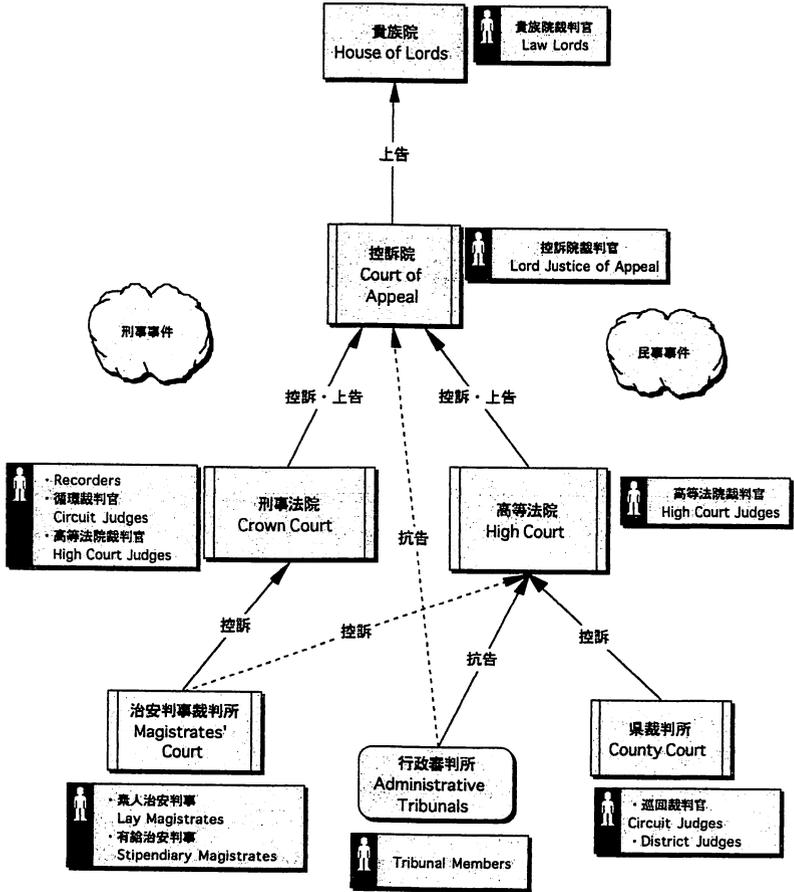
- Department for *Education and Employment, Education Statistics for th United Kingdom 1996* (The Stationery Office)
- Departmental Report of The Lord Chancellor's and Law Officers' Departments , *The Government's Expenditure Plans 1997-98 to 1999-2000 Cm 3609* (The Stationery Office)
- National Committee of Inquiry into Higher Education, *Higher Education in the Learning Society* (July 1997)
- Lord Chancellor's Advisory Committee on Legal Education and Conduct (LCACLEC), *First Report on Legal Education and Training* (April, 1996)
- LCACLEC, *Continuing Professional Development for Solicitors and Barristers : A Second Report on Legal Education and Training* (July, 1997)
- Lord Chancellor's Department, *Judicial Statiscs : Annual Report* (1996)
- Law Society, Research and Policy Planning Unit, *Entry into the Legal Professions : The Law Student Cohort Study Year 1 and 2* by David Halpern of the Policy Studies Institute Reserach Study No. 15
- Law Society, Research and Policy Planning Unit, *Entry into the Legal Profession : The Law Student Cohort Study Year 3* : Michael Shiner and Tim Newburn Policy Studies Institute : Research Study No. 18
- Law Society, *Trends in the Solicitors' Profession : Annual Statistical Report 1996*
- Law Society, *Law Graduates, Training Contracts & Other Options* (May, 1997)
- Law Society, *The Students Guide to Qualification as a Solicitor* (September, 1997)

- *Legal Services: A Framework for the Future* (Cm 740)
- *Omrod Report, Report of the Committee on Legal Education: Presented to Parliament by the Lord High Chancellor by Command of Her Majesty* (March, 1971)

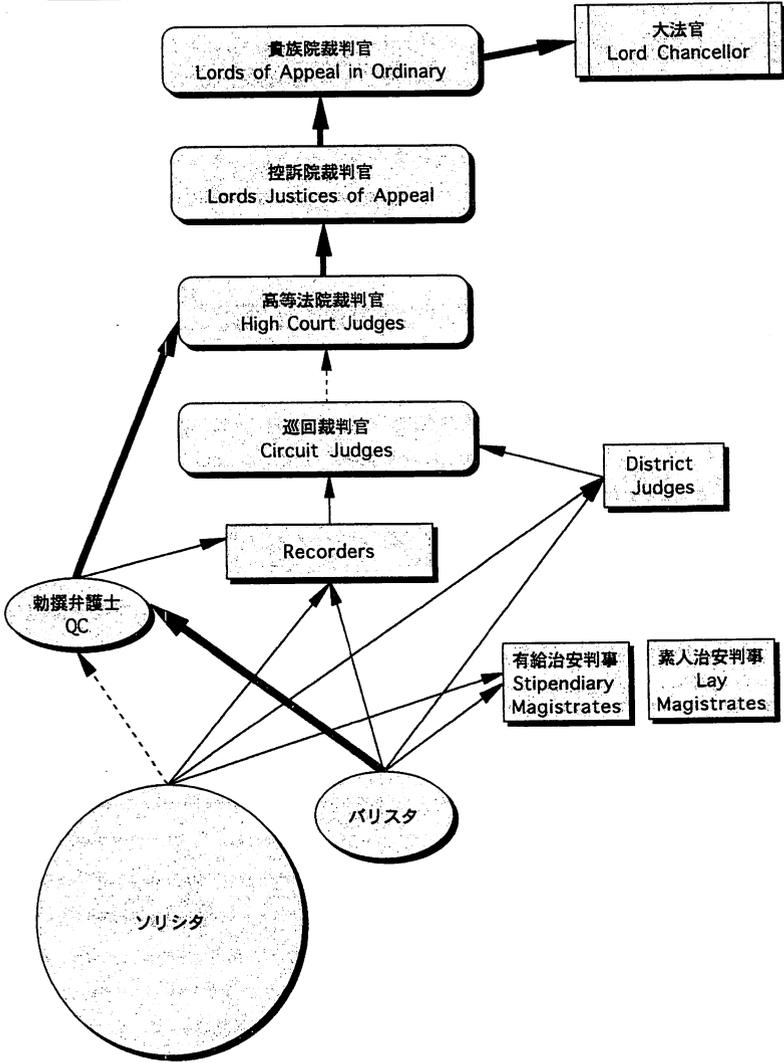
六 本文説明用チャート (No 1 ~ No 4)

チャートNo.1: イングランドの裁判制度と裁判官

イングランドの法文化と法学教育

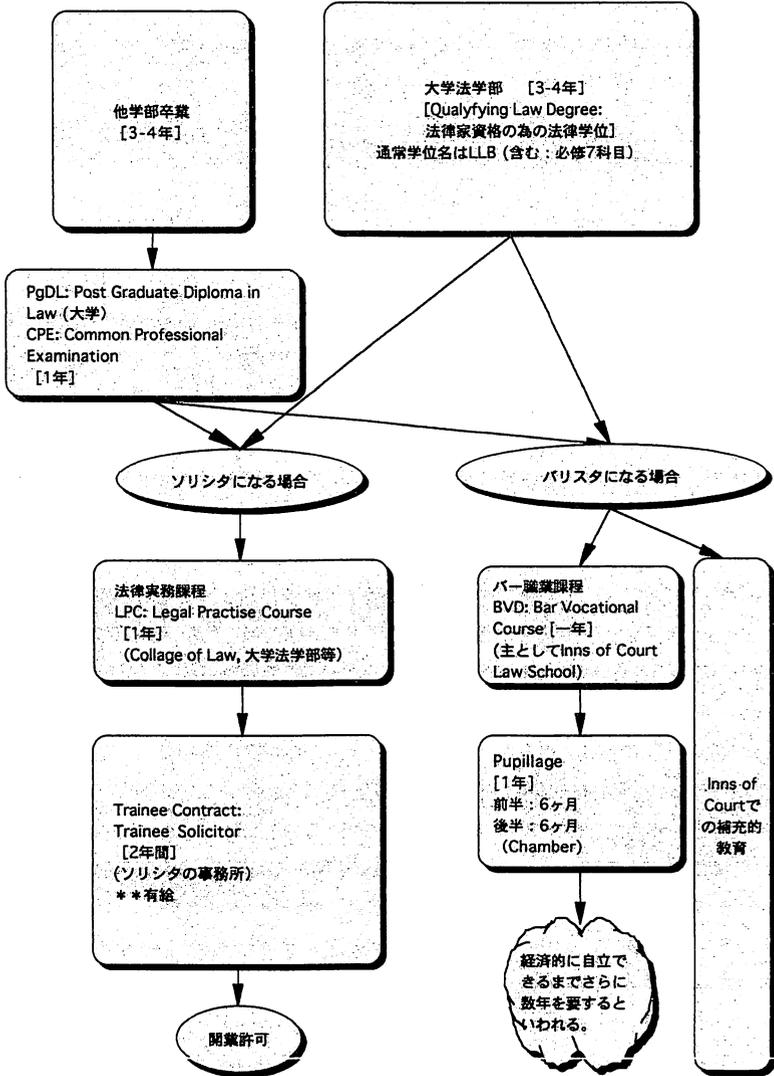


チャートNo. 2: 裁判官の職階の採用・昇進ルート



チャートNo.3: イングランドにおける法律家養成教育: 1998年現在

イングランドの法文化と法学教育



チャートNo. 4: 大法官諮問法学教育委員会提案による
 イングランドにおける法律家養成教育：新スキーム

